

平成 2 9 年 1 2 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 開会

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成29年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年12月7日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第1号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第2号議案 飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例

日程第 6 第3号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第4号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第 8 第5号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 第6号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 第7号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議開会

開 会	平成29年12月7日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから平成29年12月飯島町議会定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	皆さん、おはようございます。12月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成29年11月15日付、飯島町告示第92号をもって平成29年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。 さて、本日は二十四節気の「大雪」と書いて「たいせつ」であります。平地においても降雪が始まるところとされており、いよいよ冬の到来を実感することとなりました。また、一昨夜は午前0時ごろに長野県中部を震源地とする地震が発生いたしました。防災無線緊急地震速報等で飛び起きた方も多かったことと思います。当町では震度1を観測しましたが、被害等の発生報告はございませんでした。まずもって安心したところでございます。引き続き防災、減災に肝に銘じてまいる所存でございます。 さて、ことしも残すところ20日余りとなりました。この一年、議員並びに町民の皆様には町の行政運営に対しまして御理解、御協力を賜り、計画いたしました事務事業がほぼ順調に実施できていますことに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。一年の経過に当たり、これまでの取り組みについて少し振り返ってみたいと思います。ことし一年、みんなが安心して暮らせる豊かな町という行政の大目標を掲げ、第5次総合計画後期基本計画や地方創生総合戦略などの基本路線をベースといたしまして、これらの実現のために引き続き3本柱の政策を掲げ、施策を展開してまいってきたところでございます。第1の柱は風通しのいい行政へのチャレンジであります。町民の皆様へ円滑な行政サービスを提供するなど着実な行政運営に努めるとともに、子育て支援と地域福祉の充実、安全・安心なまちづくりの推進を進めてまいりました。子育て支援センターいっ子センターは、子育て支援と地域の防災拠点として整備し、4月に開所いたしました。これまでに多くの利用者があり、事業も順調に推移しております。開所日数の増加の御要望が寄せられているところでもございます。町の医療体制の充実のため開業医の誘致を進めてまいりました結果、地域福祉センター石楠花苑の隣に5月に在宅医療も可能な飯島中央クリニックが開院いたしました。しかし、一方、長きにわたりまして地域医療を支えてこられた飯島診療所及び七久保診療所が惜しまれつつも閉院となったこともあり、町内の開業医の皆さんや各医療機関には地域医療のかなめとして今後一層の期待を寄せているところでもございま

す。また、地域の皆様の熱意により昨年7月にオープンいたしました道の駅田切の里は、一年を経過いたしました。順調に事業が展開されているところでございます。第2の柱は儲かる飯島町へのチャレンジでございます。活気やにぎわい楽しみを取り戻したい。町に人が集まっていたことが地域に活気を取り戻す基本であります。観光基本計画策定、6次産業から体験観光分野も含めた10次産業化の推進、情報発信の強化と魅力向上による飯島ファンの獲得、地産地消の推進などを掲げ、観光産業の基盤づくりと飯島町営業部の取り組みの拡充、具現化を進めてまいりました。これまでに楽天市場によるインターネット通販、アウトドア事業の研究、検討、アルプスのお花畑構想によるあぐりの丘花クラブの発足など具体的な事業展開や、国の地域創生拠点整備交付金を活用いたしまして千人塚公園への新しい観光拠点施設の建設に着手したところでございます。また、これ以外にも地域の皆さんによる千人塚農園祭りや南信州アクティビティーパークが開催されるなど、人が集まりにぎわう新たなイベントが実施されてまいりました。第3の柱は「田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジでございます。定住促進の推進と多様な都市と農村の交流を掲げ、町長がトップセールスマンとして飛び回りながら産業振興とあわせた定住促進を推進しているところでございます。当町への移住を検討するためのお試し住宅といたしましてトレーラーハウスの整備をいたしましたところ、利用者相談が殺到して大好評をいただいております。また、小学生の皆さんの飯島PR隊による町内外での飯島町の魅力紹介、情報発信の取り組みも多くに関心を寄せていただきました。さらに、実行委員会組織による町民参加の米俵マラソンでは全国から829名の参加があるなど、飯島町のさまざまな取り組みが注目されてきているところでございます。特に米俵マラソンは、長年の努力により知事表彰を受けられました。このことは喜びにたえないところでございます。このように、限られた財源の中ではありましたが飯島ルネッサンスの鼓動が脈打ち始めた予感がした一年でございました。町民の皆さん、また議会の皆様には、御理解と御協力をいただきまして心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、条例案件3件、予算案件4件の計7案件でございます。いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議 長 日程第1 会議録署名井議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により2番 滝本登喜子議員、3番 久保島巖議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月18日までの12日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 18 日までの 12 日間とすること に決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。
議会事務局長	(会期日程説明)
議 長	日程第 3 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。 初めに請願、陳情等の受理について報告します。受理した請願、陳情等はお手元の請願・ 陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条及び第 92 条の規定により所管の常任委員 会に審査を付託いたします。 次に、監査委員からお手元に配布のとおり平成 29 年度定期監査の報告がされております。 次に、例月出納検査の結果について報告します。9 月から 11 月における例月出納検査の 結果、特に指摘事項はありません。 次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第 4 第 1 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を 議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 1 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案 理由の説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして当町に おいても飯島町職員の育児休業等に関する条例を平成 4 年 3 月に制定し、これまでに順次 必要な改正を行ってきているところでございます。今回の条例改正は、育児休業をした職 員の職務復帰後における給料の号俸の調整にかかわる規定につきまして関係法等に示され ております基準に沿うよう所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当 課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上 げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6 番	
浜田議員	上位法令に準ずるということで、厚生労働省ではたびたび育児関係の法律の改正を行っ ておりますけれども、具体的には何年度の法令改正が上位法令っていうふうになるんで しょうか。
総務課長	今回の改正につきましては、平成 19 年の 8 月にですね、この関係部分のほうの地方公務 員と育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されておりまして、当町につ きましては改正がなかなか手がついておりませんでして、今回条例の改正をお願いするとい うものでございます。
6 番	
浜田議員	そうしますと 10 年近く放置されていたということになるわけですがけれども、それは、当 町の職員にとってはですね、不利益なことではなかったかというふうに思います。したがっ てですね、そういうことが起こった理由とですね、是正措置をどういうふうにする、今

総務課長	後の対応をどういうふうに考えておられるかについてお尋ねいたします。 これにつきまして、職員の労働組合のほうとも協議をいたしまして、また現在既に過去に育児休業をとった職員との均衡等もございまして、なかなか、その職員の中でもですね、意見が分かれてきたという経過がございまして、ようやく職員労働組合のほうの中でも調整ができたということで、こちらの町のほうといたしましても調整ができたということで今回提案をさせていただくこととなりました。また、調整につきましても4月1日、来年の4月1日以降という形で調整をして、在職者、過去の者につきましては調整をしないという形で、組合の、職員の組合のほうとも調整してございますので、御了解の上、よろしくお願いをいたします。
議 長 8 番 折山議員	ほかに質疑はございませんか。 大変結構なことなんですが、仮にこれがここで通った場合、町の一つの労働環境の改善っていうか、今の子育てに優しいまちづくりでありますとか、男女が、女性が社会進出をしやすい環境づくり、これがなされるわけです。町内の多くの企業が町の労働条件を参考にそれぞれの事業所の処遇を決めてる部分がございます。これに伴って、行政を担う飯島町として、こういうふうに行行政職の職員処遇をこうに変えたと、ぜひ町内の事業所もそういったような足並みをそろえてほしいっていった働きかけをなさるべきかと思いますが、その点はいかがでしょうか。
産業振興課長	労働行政ということですので産業振興課長のほうから答弁させていただきます。議員の申されたとおり、こういったことが町が進めております子育て支援に浸透していくためにも、町内企業のほうでも、こういった処遇の改善、育休とか産休についても、まだ十分は企業はない、できていない、対応ができていないという企業もあろうかと思いますが、それぞれの事情もございますので、情報提供には努めてまいりたいと思っております。
議 長	ほかに質疑はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第1号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第5 第2号議案 飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第2号議案 飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例の改正につきましては、条例で定めている消防委員の定数につきまし

	て地区推薦による知識経験者を有する委員、現行3人を各区から1名ずつの計4人とした いことから、委員定数6人以内を1人増員し7人以内としたいため提案するものでござい ます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御 議決賜りますようお願いいたします。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第2号議案 飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例を採決をします。お 諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第6 第3号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第3号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す る条例について提案理由の説明を申し上げます。少子化の進行により消防団への入団適齢 人口が減少しております。また、入団対象者が遠方の事業所に勤務していたり不規則な勤 務体制にあるなどの理由により、年々消防団員の確保が大変厳しくなっております。 また、平成27年4月からは上伊那広域消防本部が発足し、常備消防による消防体制が充実 してきております。こうした社会情勢から消防団の適正定員につきまして消防委員会にも 現状をお話しながら今後の退団予定者や入団可能な年齢人口等の調査を行うとともに、各 区の役員の皆様の御意見をお聞きしながら消防団でも検討を進めてまいりました。これら を受けまして消防委員会に消防団員の定数について諮問し、委員会からは諸情勢の変化に 対応し現在300人の定数を平成30年度に250人とされたいとの答申をいただいたことから、 今回条例改正を提案いたすものでございます。消防団員の定数は削減することとなります が、装備の充実、強化や団員の処遇の改善等により消防団の機能が低下することのないよ う努めるとともに、災害発生時の対応のため地域の自主防災会との連携を図りながら地域 防災力の強化を図ってまいり所存でございます。細部につきましては担当課長から説明申 し申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
6 番	
浜田議員	背景は非常によく理解できます。それから、私自身も地域のずっと防災の役割担ってる のでですね、特に昼間の防災体制の弱さということは身にしみて感じてるところです。と

ところで、今の御説明、かなりデリケートな説明だったと思うんですけど、一方で常備消防が強化されたのである程度のことはカバーできるんじゃないかという説明がありましたが、この件に伴ってですね、非常備消防と常備消防との役割分担等について議論があったのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。そういう必要っていいですか、そのあたりは何か議論されたのか。

総務課長 平成 27 年の 4 月の広域消防発足のときに伴いまして、それぞれ関係機関を含めまして議論は進められてきたということでございます。また、それぞれの災害時の出動におきましては、定期的に、消防署また消防団の幹部等、打ち合わせをしながらですね、そういった災害発生時の対応については協議をされてまいってきております。具体的には、消防団の出動をかけるかどうかというものは消防署のほうの判断でされておりますので、そういった中での災害出動、火災での出動については対応されてまいっておるところでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はございませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第 3 号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、
日程第 7 第 4 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 8 第 5 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9 第 6 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10 第 7 号議案 平成 29 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
以上 4 議案につきましては、一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑をいただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本 4 議案について提案理由の説明を求めます。
町 長 第 4 号議案から第 7 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。
まず第 4 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計の補正予算（第 6 号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,248 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 50 億 8,045 万 6,000 円とするものであります。主な歳入の

内容としましては、法人町民税に 700 万円、ふるさと飯島応援寄附金に 2,600 万円、臨時財政対策債に 1,190 万円を増額するものです。主な歳出の内容としましては、活性化推進事業におけるふるさと納税PR用特産品等およそ 1,630 万円、ふるさと飯島応援基金積立金に 2,600 万円、地域の防災対策を強化するため有事における耕地、自治会や個との通信手段確保のためのデジタル簡易無線機の整備等におよそ 390 万円、準要保護児童に対する就学援助として小中学校への入学前の援助も含めおよそ 130 万円をそれぞれ増額し、その一方で、後期高齢者医療特別会計繰入金をおよそ 960 万円、公債費における利子償還費を 1,000 万円それぞれ減額するものです。そのほか人件費における職員の人事異動に伴う科目間の調整による補正、障害者自立支援事業などの扶助費、道路維持など、各種事務事業に対応する必要な経費を補正計上したところでございます。

続きまして第 5 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第 2 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 101 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 12 億 213 万 9,000 円とするものであります。歳入では、繰入金、国民健康保険事務人件費分を 101 万 8,000 円減額するものです。歳出では、総務費を 55 万 4,000 円、後期高齢者支援金 659 万 6,000 円、諸支出金として平成 28 年度の過年度精算額の決定により国民健康保険療養給付費負担金 1,439 万 3,000 円を増額し、歳入歳出の差額につきまして予備費 2,256 万 1,000 円を減額するものです。

続きまして第 6 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 2 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に 550 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 3,179 万 9,000 円とするものであります。今回の補正は、歳入では後期高齢者医療保険料を 550 万円増額するものです。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 550 万円を増額するものです。

続きまして第 7 号議案 平成 29 年度飯島町介護保険特別会計の補正予算(第 3 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出それぞれ 128 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 442 万 1,000 円とするものであります。歳入につきましては、総合事業の利用者負担金を 5 万円、国庫支出金 101 万 5,000 円と支払基金からの交付金 34 万 9,000 円、県支出金 16 万 7,000 円、一般会計繰入金は国庫支出金のシステム改修補助金が交付されることから 29 万 3,000 円減額するものです。歳出につきましては、地域支援事業費において介護予防日常生活支援総合事業に 124 万 9,000 円、地域包括支援センター運営事業費 6 万 1,000 円増額し、差額の 2 万 2,000 円は予備費を減額するものです。

その他細部につきましては、第 4 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 5 号議案から第 7 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

企画政策課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
企画政策課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)

健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議会事務局長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは、質疑はありませんか。ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	ここでお諮らいします。第４号議案から第７号議案は、議長を除く１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたと思います。異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本４議案については、１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第４号議案から第７号議案までの予算４議案をこれに付託し審議することに決定しました。
	以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散 会	午前１０時２３分

平成29年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年12月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

橋場みどり 議員

滝本登喜子 議員

坂本 紀子 議員

本多 昇 議員

中村 明美 議員

○出席議員（12名）

1 番	本多 昇	2 番	滝本登喜子
3 番	久保島 巖	4 番	好村 拓洋
5 番	橋場みどり	6 番	浜田 稔
7 番	竹沢 秀幸	8 番	折山 誠
9 番	坂本 紀子	10 番	三浦寿美子
11 番	中村 明美	12 番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成29年12月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。なお、一般質問は通告制ですので質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。今回、私は大きく2点につき御質問をいたします。町長が飯島町の将来をどういうふうに描いているかっていうことをですね、少しでもかいま見れたらということで、多少重複したりですね、再確認というような場面が出てくるかと思います。御面倒でしょうがお答えをいただきたいと思います。 それでは1－1に入ってまいります。本年度当初予算で観光基本計画策定ですね、これが260万円、それからアウトドアフィールド事業調査、これに716万6,000円が計上されました。観光への取り組みが示されてスタートをいたしたところでございます。これは当然第5次総合計画基本構想に基づき後期基本計画にのっとりしたものというふうに理解をしております。しかし、9月の定例会後の全員協議会で新たに町長から町長指針として飯島町観光政策ガイドラインというものが発表されました。私は、観光基本計画の速報版かなあというふうにちょっと見たんですが、そうなりますとですね、ちょっと話が違ってくる。私は、本来基本計画に基づき町長指針が出されて、それに基づき計画なり調査なりの予算づけがされて事業実施されていくというのがやっぱり本筋だろうかなあというふうに思うんですね。ところが、現状は、予算確保の点もございましたでしょうが、走りながらの説明ということで、非常にわかりにくいものになってきたというふうに感じています。それが町民の間にも少し違和感なり、不明確っていうんですかね、よくわからないという御意見があるところでございます。リニア中央新幹線が10年後ということございまして、早目に手を打っていこうという下平町長のお気持ち、わからないわけではございません。今ひとつ10年後に飯島町がどのような町になっていくのかなあというところが、イメージがですね、町民に伝わっていない。一つの例を、千人塚の観光拠点施設についてもですね、いまだに町民の間には疑問感や不要論っていうのが存在しておりまして、まさに走りながらの説明で少し届いていなかったかなあというところがあるというふうに感じています。もっとですね、基本的に基本構想や基本計画を見直してもいいんじゃないかなあっていうことも含め、わかりやすく説明する必要があった、10年後の飯島町、どういうふうに描いていращやるのか、まずは町長にですね、飯島町の観光って何だという思いとですね、第5次総合計画における位置づけ、限られた予算の中で何を優先していくのかっていう中

町 長

で、この観光っていうのをどのような優先度で持っていくのか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

おはようございます。一般質問の久保島議員の質問にお答え申し上げてまいりたいと思います。飯島町の観光基本計画は、第5次総合計画の下位計画として位置づけております。また、基本構想、地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり及び基本計画のおもてなしあふれる観光の振興、この従来の基本計画に則して計画されたものでございます。また、長野県観光振興基本計画や飯島町環境基本計画等の観光分野に関連する各種計画と連携を進めている計画でございます。また、今後の行政運営につきましては、まずは子育て、介護などの福祉増進事業、また産業振興のための産業経済発展事業、それで地域のインフラ整備等の安全管理事業、基本的には行政の任務としてこの3つの事業が担われてるわけなんですけれども、これを同時に行政というのは進めていかななくてはなりませんので、観光だけ特出して進めていくというわけではございません。3つの大きな分野の事業を同時に進めていくんですけれども、この10年後にこの伊那谷が何が変わるかということは、今までと違ったインパクトある変化は、やはりリニア新幹線が東京、山梨、長野、岐阜、愛知と、このように貫通する、大きな動脈が長野県を通るという時代を迎える、10年後に、そして、すぐその後、三遠南信道、東海地域の17兆円の経済圏と結びつくと、こういう10年後の伊那谷というものを見通したときに、やはりその準備をしなければならないということにおいて、やっぱりその10年に合わせたスケジュール感を持った観光政策というものを行っていききたいと、このように思っておるところでございます。また、この伊那谷にとっても発展の大きなチャンスだと、このように捉えておるわけでございます。そこでですね、観光という観点、これが今までの観光、いわゆる観光地、温泉とか遊園地とか、そういう一部の業者が一部の地域だけに潤うという観光の概念ではなくてですね、この飯島のふるさと、文化、そして自然、そういったものすべてが魅力あるもの、こういう発信の仕方をしたい、これのすべてが観光であると、このように捉えておるわけでございます。折しも、地方創生の原因になりました都市への人口集中、こういう中で人の流れが都市へ都市へと向かっておるわけなんですけれども、それも時間をたつと、経過するごとにですね、田園回帰、人間回帰、都市の中でやっぱり人間というのは住みづらいと、こういう認識を持った若者、またあるいは向こうで暮らす方々の思いが強くなってきて、地方へ、田舎へという志向が芽生え始めました。これは大きなチャンスだなあと、このニーズを捉えながら、この地域の里山、文化というものを結びつける必要があるだろうと、だから、この観光事業というものを進めるわけでございます。だから、観光の概念がですね、地域みんながこの地域のもうかる力を引き出す観光地域づくりと、こういう感覚のもとに観光というものを捉えていきたいと、私の指針といったものは、そういった部分にスポットを当てて、観光というのはこういうことなんですと、こういう観光という2文字、誤解しないでくださいねと、地域みんながこの地域全体のもうける力を引き出すんですと、そういったためには文化も自然も川も山もすべてが魅力ある地域資源だから、これを磨いて発信していきましょと、こういうことを私のガイドラインで申し上げているところでございます。そういうことで、10年の中のスケジュール感を持った中で、3つの行政に与えら

	れた分野の事業を進めながら準備をしてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。
久保島議員	そうしますとですね、3つの政策が町には義務あるから、それも並行して進めていくんだという話でございました。私はですね、その10年であれば、まず第一に、そのトップの事業として掲げてもいいんじゃないかなあというふうに思っているんですね。そこで、その後期基本計画の重点プロジェクトの中には載っていないんですね。めくっていきますと分野別の基本政策の5－5というところの大分下位のところでおもてなしあふれる観光振興ということが載っていると、もう少しここ見直しをしてですね、重点政策、施策の一つに挙げるような見直しをしてもいいんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。
町 長	観光振興という部分においては、大きな捉え方では、マクロの捉え方では並行でよろしいかと思います。今後具体的な事業、あるいは予算がついて進めるときに、この2～3年で重点に据えるかどうかと、こういうもう時代に入ってきていますんで、そのときより、その観光基本計画を進めるにおいては観光戦略会議というのを設けたいと思っています。それは、行政も含め、地域の方々もですね、入った中で、今回アウトドアブランディング等のアイデアが出てきております。それを何を最初に進めていくかということも含めながら観光戦略会議の中で決められたことを重点事業として進めていきたいと、そうでなければ、具体的な事業というものは今見えないわけです。今、観光、観光って言っているわけですから、見えないものを重点事業っていうわけにはいきませんので、観光戦略会議の中で具体的な事業というものがはっきりと見えたときに重点的においていきたいと思っております。
久保島議員	そうしますと、例えば3年間の実施計画、その辺の中で重点項目に挙げていくということでもよろしいでしょうか。
町 長	はい。観光基本計画の実施につきましては、戦略会議とよく連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、そのようにしたいと思っております。
久保島議員	それでは1－2にまいりたいと思います。町長ですね、ガイドラインの中に、今お話ございましたように「町内に分布する観光拠点の質的向上を図るとともに、各拠点を連携させることにより四季折々に可能な滞在型観光を提供し、飯島ファンを増大させ、経済効果につながる地域の活力を創出する」とあります。非常に、いわゆる観光地域づくりということになってくるんだらうというふうに思います。簡単に言いますと、飯島ファンの増大をしてですね、経済効果が出て地域が元気になるんだということでございましょうが、どうもですね、その漠然としているんですね。先ほど観光業者がもうかるんじゃないよという話もありました。誰がもうかり、どこが元気になるのかということがですね、もう少しイメージできないかなあというふうに思うところですね。私は、飯島ファンを増やしてですね、その方々が飯島町に移り住んでくれる、要するに移住、定住、ここに結びついていくことが観光の最大の目的ではないかなあ、最終の着地点ではないかなあというふうに思っているんですね。そういうことをね、町民の皆さんに訴える、例えば観光施設だとか地域が元気になる、それは要するに人口を増やすことだよと、このためにみんな協力してくれよということなら町民の皆さんわかるんじゃないかなと思っているんですね。飯島

町の人口を増やすために観光振興を行って、飯島ファンをたくさんつくってですね、その人たちの何人かが飯島に住民になってもらうんだという共通認識のために参加行動をしてもらうということになれば、これは目的も目標もわかっていますので、要するにおもてなしの表面だけをつくろうのじゃなくて、ほんとに心から受け入れるんだという気持ちの中で飯島ファンの逆に発掘っていうことができてるんじゃないかなと。観光政策を進めていく中でですね、移住、定住も踏まえた、そういった具体的な行動もあわせて必要ではないかと、その2点につき御質問いたします。

町 長 この観光政策、いわゆる地域の魅力を発見して磨いて発信していくと、これによって大勢の方に訪れていただきたいと、こういう政策なんですけどもですね、これには2つの目的があります。一つは、先ほど申しました最近の田園回帰、人間回帰という中で田舎の魅力が非常に増してきていると、そういった方々を呼び込みたい、そのための仕掛けづくりを行いたい、来た訪れた方々が多ければ多いほどこの地域を肌で感じていただけるわけですから、当然その後、住みたいなあ、と、そういったところへ結びつけばありがたいと、このように思うところでございます。もう一つがですね、これが大事なんです。地域の人たちがこの地域に自信を持つこと、ああ、こんなにすばらしい価値があるものをみんな評価されるんだと、そういうふう思い直してもらいたいと、また、それを見た子どもが、やはりこのふるさとはいいんだね、魅力あるんだねということで、たとえ都市へわけあって出ていったとしてもですね、やはり懐かしいふるさと、いいふるさと、魅力あるふるさとへ戻りたいと、こういう思いになっていただきたい、これは郷土愛の醸成でもあります。この2つの目的を持って行われているものでございます。

久保島議員 そうしますと、田園回帰の若者たちを受け入れる態勢づくりっていうのは具体的に進めていくということでしょうか。

町 長 この地域の魅力を発信すると同時に、その方々を受け入れていく、また、定住していただくための施策もまた講じなければならないと、このように考えております。

久保島議員 確かにですね、田園回帰の現象ってあるわけでございますので、その方々が来てですね、住みたいなあと思う町であっても、実際にじゃあ住めるのかっていうと、かなりのハードルがあるというところございまして、その辺も、ぜひともですね、クリアしていつてもらいたいというふうに思います。

1-3にまいります。景観、もちろんですね、ここの一番の売り物でございます。この景観が守られていくことがですね、大事だというふうに思いますから、もう、それにも増してですね、この環境、生活環境そうでしょうし、それから教育環境についてもですね、しっかりと方針を定めて魅力あるものにしていかなきゃいけないというふうに思っています。飯島ファンの増大にはですね、イメージアップのための政策っていうのが不可欠だというふうに思っているんですね。子育て支援を売り物にしていくんだったら、どこよりも進んだ支援体制、例えばですね、これできるかどうかわかりませんが、日曜保育とか、これをやりますと、うちの町は、それから、よく話題になってましたが、カレースプーン問題、この給食センターではね、とても子どもたちの安心してつくることはできないよと思われるかもしれないので、早目にそういうところも手当をする必要がある、買い物弱者の

問題、それから交通弱者の問題等ありますので、その辺も全部ですね、負のイメージになるところは払拭していく必要があると、これをして初めて町長がおっしゃるように住民の皆さんが自身を持ってこの町はいい町なんだぞということを訴えていけるのではないかなあというふうに思います。産業構造が当然ですね、観光振興によって変わってくるだろうと思います。経済効果も期待できるというふうに思うんですが、そこら辺のところもどうなんだろうかなあと、実際にじゃあ働く人はいるのか、どういう経済効果が出てですね、どういう人材が必要なんだっていうところもあるだろうと、町長のお考えによってですね、この飯島町がどういうふうに見た目でですね、変わりたいのか、変わらせたいのか、その辺のイメージについてお話をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長

10年をめぐりにそういった体制を整えたいということで、魅力ある発信を行っていききたいということでございます。その中で大きく産業構造が変わるとか景観が変わるとかというイメージは、私は持っておりません。もっと内面的なもので、この住民の方々が活力に満ちた自信に満ちた魅力を発信をすると、こういう思いになっていただくことが一番その変化の大きなところを期待しておるところでございます。行政がお金を出して旗を振ったとしても、町民の皆さんがそこにどのように参加するかということが非常に大事なことでございます。先ほど議員さんのほうからどのように町民の皆さんがかかわってくるのかイメージできないと、こういうお話がありましたけれどもですね、ほんと普段の生活の趣味みたいなものが都市から見れば非常に価値あること、例えばこれは大きくみんなで盛んにやっておられるんですけど、そば道場みたいなことを来たときに体験できるとかですね、あるいは五平餅のつくる体験、もう普段やってる生活のことですね、あと趣味的に言えば盆栽、鉢植えみたいなこと、あるいは山歩きでも自然に堪能な方々は、それはガイドが十分できるでしょうね、こういったところでも参画できると思います。あと川遊び、蜂追ひ、趣味の自然観察等、そういった方々の出番が十分あるのではないかなというふうに考えておるところでございます。そういった方々が来ることによって食の分野での経済的な効果等が見込まれるかなと、このように思っています。まずは、そういった大きな経済効果があるわけではございませんけれども、しかし、地域に住んでいる人たちの活躍の場があるということが大事ではないかと思えます。それが幾ばくかの収益につながるような形になっていきたいなと、このように捉えております。

久保島議員

やはりですね、大きな変化を望み求めているわけではないと、この景観を守っていくということについては当然そうなんだろうというふうに思いますし、そうすると、やっぱり地域の皆さんがその場も各人各自の場面で活躍できる、そういう機会づくり、そのことによって地域が活性化していくんだということでございます。そうしますと、経済的にですね、えらいもうかってですね、例えば交付税なくてもいいよっていうようなことが、そんなことは望んでいないということでもよろしいんですか。

町 長

国からいただいている交付税をカバーできるほどの事業はなかなか難しいと思っております。

久保島議員

まさしくですね、この町はこの町に合った身の丈の観光振興を行ってですね、地域の皆さんがそれに参画できるというものが一番いいんだろうというふうに思います。

1－4にまいります。その点ですね、私は伊南DMOっていうのに非常に注目をしています。昨年の12月定例会で私もですね、伊南DMOに対して町長はどう取り組むんだっていう話をさせていただきました。そのときには、町長は広域連携といってもですね、所詮は各市町村の観光客の奪い合いになってしまうんじゃないかという中で、所詮は変わらないよと、連携できる部分と競合する部分が出てくるので、町としては体制はちゃんとつくっていくんだというようなお話でございまして、伊南DMOに対してはですね、そんなに積極的な姿勢ではないかなあというふうに私は感じたんですね。本年11月の16日でございますが、駒ヶ根市におきまして伊南DMOの設立準備のための説明会ともいえるですね、講演会がございまして、設立に向けてのスケジュールが発表されたところでございます。それによりますと、平成30年1月、要するにこれ年明けですね、に設立準備会を発足させて、3月にはDMO候補の法人登録申請を行うと、それから31年に設立に向けて積極的に動くんだというお話でございました。説明の中ではですね、伊南4市町村とも積極推進ということで説明ございまして、全面的に一本化して積極的にやっていくんだよというお話がございました。確かに、伊南市町村の中で最終までですね、全部トータルで面倒見れるのは駒ヶ根ぐらいしかありませんので、何とか連携してですね、点点点と結びつけて集結させるということが必要だろうというふうに思っています。また、今策定中の飯島町の観光基本計画の中のところにも広域のDMOと連携していくんだという明言がございまして、ちょっと以前とはスタンスがちょっと変わったのかなというふうに思います。変わったことを責めてるんじゃないやありません。結構なんです、どう変わったのかをお尋ねしたいと思いますし、それから、そうしますと、伊南DMOをやることによって飯島町の観光協会、また商工観光、あの辺の位置づけについてどういうふうにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

町 長

伊南のDMO、DMOってなかなか理解しにくいね。横文字3つ並べただけですからあれなんですけども、この地域の生かせる力をみんなで作っていきましょう、そういった組織を民間で作っていきましょうと、簡単に言えばそういうことです。それを伊南の地域を対象に進めていきましょうねと、こういうことでございます。この伊那谷、やはり大きく伊那谷にお客さん来るわけですね、都市からですね、この伊那谷、リニアを通じて来るときに、飯島町へ来るという、そういったミクロな考え方でここを訪れることはまずないでしょう。来た、この伊那谷の幾つかをこう回って歩くという、そういった感覚で来られるときに、やはり、この駒ヶ根のいわゆる大きな観光地と言われるものをメインにして客を集客し、そのお客さんをいかにまた飯島、宮田、中川へ流すかと、こういうことが大事だと思います。これでみんなでもうかる地域をつくるということだと思います。ですから、やはり観光事業、人を呼ぶと、こういうことは広範囲、広域的な連携の中でそれが営まれることが重要だと、このように思っております。ひいては、上伊那でもDMOを今検討しております、始めようというところでございます。今度は伊那谷、高遠の桜、そういった部分、辰野の蛍、こういった部分を一つのかなめとなってお客さんが訪れる機会が増えたと、こういう機会でございますから、広域的な連携を持って伊那谷全体でお客様を呼び込むということは大変重要なことだと思っております。しかし、その中で飯島町が埋もれてはならない、飯

島は飯島ですね、しっかり自分たちの発信をしなけりゃいけない、魅力を発信しなければいけない、今の時点で何があるか、甚だ疑問なものでございます。ですから、それに負けずにですね、DMOに入りながら、走りながら、我々もいろいろの魅力を盛り上げて、飯島にはこれがあるというものを主張していかなければ、DMOの中でも飯島町が埋もれてしまうと、こう思うわけで、入らないっていうわけではございません。だから入らないのではなくですね、だから入って一緒にお客さんをお呼びいただいて、飯島町の魅力を発信して飯島町にも来てもらうという態勢をつくっていくとは大事だと、このように思っております。

久保島議員

まさしくそうだと思いますね。そうしますと、そのときにですね、どういうふうに入れ態勢をとるのか、誰が担当するのかということも大事になってくるだろうというふうに思います。1-5にまいると思いますが、観光基本計画を実施していく上でもですね、伊南DMOの上でも、かなり強力なリーダーシップが必要だというふうに思います。町長はよくですね、地域の活性化には住民の皆さんの力が必要だと、全くそのとおりだというふうに思います。しかし、それはですね、やっぱりこういう大きな事業推進となるとお手伝いとか協力とかっていう場面になるだろうというふうに思うんですね。軸になって働くというわけにはいかないと、やっぱり自分の仕事をなげうって生活を犠牲にしてまではできませんので、各立場や分野で自分の得た技術なり知識なりをそこに、それを利用してですね、そこにお手伝いをしていくという形になるんじゃないかなあというふうに思うんですね。そういう場面での盛り上がりっていうのは大変必要だというふうに思いますし、とても重要なことだというふうに思います。そこで、やっぱり、町長はよく行政任せじゃなく民間の力でというふうにおっしゃいますが、仕事として取り組む、そういう人がぜひとも必要だと、だから、そのために目標達成できるような、そういう準備も必要ですし、時間も当然必要だろうというふうに思うんですね。特に飯島町は、観光業で自分で営んでいてですね、それがもう少しいけば自分のところに多少実入りがあるよという方であれば多少の無理はきくかと思います。そういう方はほとんどいらっしやらないのが現実でございます。ですので、ここで、町でね、人材確保をする必要があるんじゃないかなあというふうに思うんです。かなり汗をかいてもらう必要があると、町長を初め職員の皆さんが頑張るという、当然それは頑張っただけのだろうと思いますが、外部組織として観光協会の中にですね、選任の職員を1人置くぐらいなことが必要だなあと思うので、そうすると観光協会も法人化するなりしないといけないと、今の段階ではとても職員を置くような状況じゃありませんので、町なり個人なりが出資した法人化をする必要もあるだろうというふうに思います。ぜひともですね、これを進めていくには、そういった体制づくりっていうところも必要だと思いますが、町長は、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

町 長

議員おっしゃるとおり、まずは、町民の皆さんがこの魅力あるまちづくりに発信していただくという草の根の運動、非常に大事です。大事けれどもですね、やはり先頭を切っていないのは行政の仕事だと思っております。計画を立て推進していく、そしてまた、その町民の皆様の後押しを借りて、これが大事なんです。後押しをいただい

て事業を推進していけると、こういう体制をとることが大事だと、そのために、行政ではですね、今まで組織的に観光事業あるいは定住促進、産業振興等についてはばらばらな部署で行っておりまして、統一的な戦略的な施策がなかなかとれていなかったと、このように認識しております。そこで、まずは行政の機構、この地方創生にかかわる事業を推進していく、この部署を専門につくりたいというふうに思っております。今役場の職員の皆さんで、その思いのもとに新しい機構を来年4月スタートするつもりで今計画しておるところでございます。そこでは、定住促進、観光、地域支援、そういったものがぎゅっと凝縮されておるんで、そこでまずは行政の政策的なものを戦略的な一本化をしていきたいと、このように考えております。それとあわせて、先ほど申し上げました町民の皆様の接点として戦略会議というものの、その中には、もちろん観光協会という方々、あるいは飯島町営業部、こういう積極的な方々も巻き込みながらですね、円滑な事業が戦略的に行われることを今考えておるところでございます。

久保島議員　　そうしますとですね、その行政内の組織っていうのは一本化できて、そういうものができるんだろうと思うんですが、実際に動くとなると、営業活動等もしなきゃいけないということになると、外部組織がやっぱり必要だろうというふうに思うんですが、それは、やっぱり戦略会議が法人格を持つのか、それとも、また別のそういう活動機関っていうのができるのか、その辺のお考えはどうでしょうか。

町　　長　　それは、せっかく今度伊南DMOの民間組織ができるわけございまして、それが伊南4市町村の観光戦略の大きな行動、そして、それを受けて飯島町がどのような対応をするかということになるかと思えます。ちょっとしばらくその動きを見る必要があるだろうなというふうに思っております。飯島町も、この観光基本計画ができたばかりで、何を進めていくかということがまだ明確になっておりません。来年は、この観光基本計画に基づいた数年の計画を立てる年にしておりまして、大きく具体的に何々をつくってすぐ人を呼ぶと、こういうところまでは行きません。来年はじっくりと、そういった組織固め、やりたいことの整理等を進める年にしてまいりたいと思っております。その中で、いわゆる議員のおっしゃいました組織、もう少し組織が欲しいぞというようなことになれば組織をつくる必要があるだろし、いろいろ対応してまいりたいと考えております。

久保島議員　　そうしますと、来年度あたりは組織づくりというようなことで、基本、基礎を固めていくという段階だということでございますね。私は、なるべく早い時期にですね、やっぱり組織っていうのはできていないと動きが鈍くなってくるんだなあというふうに思っていますので、なるべく早い時期に組織づくりをお願いしたいというふうに思います。その中で1点ですね、行政内の機構改革をするということでしたが、人員体制、これを増やすつもりでいるのか、それとも今現状の中で異動してですね、専門分野をつくるのか、また専門知識のある人間をですね、そこに外部から呼び込んでくる、そういうお考えもあるのか、そんな点についてはいかがでしょうか。

町　　長　　今久保島議員がおっしゃった考え方をすべて頭に入っております。

久保島議員　　広い見識の中で町長進めていただけたと思いますので、ぜひともですね、柔軟に対応をとっていただいて、役場の職員の中で足りないんであれば外部から招聘するっていうこと

も十分いいだろうというふうに思いますし、今までの定員管理の中で、この定数でっていうことが決まってきましたけれども、これから新しい展開を始めていくんだっていうことになれば、ここに少し人員を入れてくる、つけていくということも当然必要だろうと思いますので、その辺は適時に御提案をいただきたいというふうに思いますので、こちらからも御提案をしておきます。

それでは1-6に入りたいと思います。教育長にお伺いしたいと思います。9月の定例会の一般質問の中で、私、子ども議員という話をさせていただきました。3年に一度です、子ども議会というのではなくて、そのつけ焼刃の意見発表になっちゃうところが見えたので、子どもたちに年間を通じて飯島町を考えてもらい学んでもらって将来の飯島町のための提案をしてもらい、そんなような活動をしていったらどうかっていう話をさせていただきました。先ほど町長もおっしゃっていたようにですね、子どもたちに自分のふるさとといいところを見てもらい、思い起こしてもらってですね、自分の心の中に刻んどいてもらい、行く行くは町へ戻ってきてもらって町のために働いてもらい、これが理想ですけども、そんな話をですね、実は飯中の校長先生とお話する機会がございまして話をしておりましたら、今年度「ふるさと飯島を見直そう」確かこんなような題だと思うんですが、そういう活動をしているクラスがあるということがわかりました。大変意義深い活動だというふうに評価をしています。いろんなところをですね、見たり検証したりして、飯島町ってどんな町だということを勉強していらっしゃるということでございます。ぜひともですね、その一年間のまとめとして、近いうちに理事者もしくは議会ともですね、懇談会、プレゼンテーション等をですね、やったらどうかなあというふうに思っているんですね。その皆さんの成果を発表していただく機会をですね、公的に設けたらどうかなというふうに思っています。若い彼らがですね、飯島町をどう捉えているのか、それから将来の飯島町をどう描いているのかっていうのをですね、知りたいというふうに思いますし、一緒に考えていければと思います。先ほども申し上げましたが、子どもたちにそういうことをする機会を設けるとともに、ぜひとも、子どもたちのその提案をですね、計画なり実現に持っていくっていうことが、そうすると、また特にですね、私の計画が、私の提案が、僕の提案が採用されたんだっていうことになれば、町へのですね、愛着度も増してくるんじゃないかなあというふうに思っています。その点で、またぜひ町に戻ってきたいなあ、飯島町のために働くんだぞと思ってくれば、これは非常に幸いだなあと思っているんですが、この件につきまして、教育長、うまく働いていただいてですね、実現していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

教 育 長

飯島中学校では、学校目標、ことしから「ふるさと飯島に思いを寄せ 未来をひらく生徒」という学校目標に新たにリニューアルしまして、歴史と自然豊かなこの町について、地域性を大切にしたり、それから地域に根差した活動のできる子どもたちを育もうということで学校全体で取り組んでおるところであります。今御指摘にありました「ふるさと飯島町を見直そう」というのは、実は授業、総合的な学習の時間という授業の中で大きくりのテーマですので、それぞれのクラスは、その中で自分たちのテーマを見つけて、クラスごとその時間の活動をしているという状況であります。今のところ、その水は向けてあり

ますけれども、理事者とか、あるいは議会との懇談ということを希望しているところはおりませんけれども、そういったわけで全クラス、ある特定のクラスではなくて全クラスが何らかの形で飯島にかかわろうということでもあります。例えば、飯島を知りたいプロジェクトというクラスでは伊那県ウォークに参加したり、あるいは3年生では、有名になりましたけど、大正琴の練習をしたりということで、いろんな取り組みをしているのであります。これ、授業の時間の中で地域の方のボランティアの方の力も借りたりしながら進めているという、そういう状況でありますので、御提案ありました懇談を行うってことは、中学生の視点から見た飯島町の将来ということでは大変有効であろうかというふうに思っております。また、この子どもたちは、いつどういふうにこの調べてきたことをまとめるということが特にきちんと計画されているということではなくて、文化祭や、それなりの発表会のところで自分たちの意見が発表されるということもあろうかと思えます。ただ、総合的な学習という授業の一環ですので、先生によってある程度こう計画もありますし、そこに生徒の意見や要望を入れながら絶えず見直しを図っているという状況でありますので、今回こういうお話をいただきましたので、中学校とも相談してはまいりますけれども、中学校やこの子どもたちの自主性ですね、そういった中で、いや、これはどうしても町に訴えたいとか、そういったことがあれば我々は即動いて実現したいと思えますけど、現在のところはそういう希望がないということなので、子どもたちのこういう勉強することによって自主性がますます身についてくることを祈っているところであります。

久保島議員

私も校長先生とお話したときにですね、ぜひともそんな機会をつくってちょうだいよという話もしておきました。もしですね、子どもたちからぜひお話をしたいということがありましたら積極的に受け入れをしていただきたいというふうに思っております。

それでは最後の項目にまいりたいと思えます。2-1でございますが、今まで飯島町の景観ってということについてお話をしてまいりました。町長も、この世界一のステージということで表現させていただいておりますが、この中央アルプスや南アルプスのこれだけでは、飯島の景観っていうのは成り立っていかないと、この一面に広がるですね、水田、これこそが鍵だというふうに思っています。私のある知り合いがですね、ヨーロッパの方を連れて見えてですね、陣馬形からこう見たときにですね、「何とすばらしい景色だ」というふうに、これ5月のときでしたけれども、話がございました。この5月6月のですね、この地の景観っていうのは、これはもうほんとに筆舌にあらわしにくいといいますかね、もう大変なものでございます。そこんところをですね、どうも我々は認識していない、当たり前の風景で当たり前なことだというふうに思っているんですが、見る人によってはこれは大変なことだというふうに見えるようでございます。何よりも、この水に恵まれたこの地域、これを大切にしなければならんというふうに思っています。基盤整備が進んでですね、約50年たってきている地域も出てまいりました。各地域の農業用水路がですね、かなり傷みが出てきて、多面的機能支払の交付金事業でところどころ直してきているんですね。傷みが出たところ。これがイタチごっこだと言われています。まるでばんそうこうを張って修理しているようなもので、ばんそうこうを張ったその先がですね、また傷んじゃうと、この手前が傷んじゃうということになっていると、やっぱり無駄が生じてくるんじゃない

	かなあということで、私が受けた一つの提案はですね、多面的機能支払の半分をばんそうこうに充てて、半分は全面改良に向けた計画的な修理、改修していったらどうかという話いただきました。しかしですね、どうも考えてみると、そのばんそうこう代も足りないような状況なので、とてもその交付金、多面的支払の中では対応できないだろうというふうに思います。全面的改良っていうのを進めていくにはですね、また別の、別の予算措置が必要だというふうに思います。ちょっと私は、その私の調べたところで大変拙速なんでありまうけども、土地改のところにはですね、農業農村整備事業っていうのがあるというふうに認識しています。ここに手を挙げるにはですね、ある程度のその計画っていうのがなくっちゃいけないと、その計画もですね、出しといて、手挙げといて何年か経たないととても本採択されるもんじゃないというふうに思っています。そこもやるんならば早目に改修計画を立てて手を挙げる必要がある、ほかにも多分あるのかなあというふうに思いますが、中山間地の関係もあるだろうし、何らかの方法があるというふうに思います。現状と今後の取り組みについてどう考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。
町 長	基盤整備事業が昭和 48 年に着手しましてから 50 年弱が経過しており、当時の施設の老朽化が進んでいる現状は把握しております。水路改修におきましては、緊急性の高い箇所から国及び県の補助事業を活用した県営事業や地元施工による多面的機能支払交付金事業等により順次進めておるところでございます。しかし、大規模な改修となりますと、財源の確保や補助事業採択に向けた協議等、諸手続が必要であり、長期的な計画で実施する必要があります。町としましても事業実施に向けて上部機関との協議を進めておりますけれども、事業化されるまでは部分的な補修工事により施設の長寿命化を図ることも必要と考えております。引き続き長寿命化対策と並行して大規模な改修も計画的に進めていくほか、有利な事業等についての情報収集を行ってまいりたいと思っております。
久保島議員	そうしますと、その年度でですね、いつからその計画を立て始めるのかということについては、もう町長の頭の中にあるということですのでよろしいでしょうか。
町 長	いろんな情報の収集して決定してまいりたいと思っております。
久保島議員	終わります。
議 長	5 番 橋場みどり議員。
5 番 橋場議員	通告に従い質問いたします。国民健康保険制度改正についてお伺いします。日本は、誰もが安く医療を受けられる国民皆保険制度があり、保険医療水準が高く世界一の長寿国になっています。国民健康保険制度は自営業や無職の人を対象にした公的医療保険制度で、市町村が運営しています。サラリーマンを対象にした健康保険組合や業界健保に入れない人の受け皿となっていて、国民皆保険の最後のとりでとなっています。高齢化や雇用情勢の悪化などで自営業者などが中心だったが無職になった人、またパートで働く人などが急増し、国保加入者が大きく変化し、少子高齢化も進む中で現在の制度を維持していくのは難しくなりました。そんな中での平成 27 年 5 月に国民健康保険法の制度改正による国保の運営がいよいよ平成 30 年から県主体に移行されるという記事が 11 月 14 日の信毎に報道さ

れたわけです。この制度改正により県は初めて国保運営にかかわることになり、国保の保険者は市町村から都道府県と市町村の共同運営に変わります。加入者にとって新制度は国保税が上がるのではないかと、また、どんな意味を持つのかと心配されております。この改正はどのような内容なのかお伺いいたします。

町 長

橋場議員の質問にお答えいたします。国民健康保険制度が改正されます。それにつきまして御不満の点がたくさんあるかと思えます。今回の質問の中で少しでも明確になればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。一番の改正ポイントといたしましては、国民健康保険の財政の安定化や事務の効率化などを図る目的で、従来各市町村が保険者として個別に運営を行っていたものを、平成 30 年度からは、これまでの市町村に加え都道府県が保険者に加わり、新たに特別会計を設置して国民健康保険制度を担うというところでございます。これによりまして都道府県が財政運営の責任主体として都道府県全体の国民健康保険の収入と支出を管理することとなります。そして、市町村は財政運営以外の国民健康保険事業を従来どおり行うというものでございます。具体的には、都道府県が市町村ごとに決定した国民保険事業納付金を都道府県へ納入し、都道府県からは保険給付費に対する公費分やそのほか事業等実施状況により交付金が支払われるということでございます。さらさらと言いましたけれども、なかなかわかりにくいものでございますので、以後の御質問等に詳しく担当がお答えしていきたいと思っております。

橋場議員

ただいまの御答弁の中に納付金というのが出てまいりました。この納付金というのは納付金が給付に賄われるお金になっていくわけなんですけれども、改正では県への納付金は 100%納付が義務づけられておりますので、決められた納付金を全額県に納めなければなりません。現在町は職員の努力のおかげで年々収納率が伸びてきており、町の 27 年度の収納率を見ると 98%となっています。このように町は収納率向上に毎年努力をし、加入者の生活実態に合わせた対応の中で徴収することが可能でした。この改正によりますと、この改正が負担となり、今まで生活実態に合わせて徴収をしていたものが生活実態を顧みない徴収になるのではないかと心配されますが、その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長

では、国民健康保険特別会計を持っております健康福祉課のほうから御説明をいたします。制度改正により、都道府県は財政運営を担う保険者として全体の医療給付費等の見込みを立てて市町村ごとの医療費水準、所得水準、被保険者数及び世帯数等によってそれぞれの市町村の国保事業費納付金額を算出し、決定いたします。長野県は 77 市町村ございますので 77 通りの金額を示してくれるわけです。各市町村は、この納付金額を国民健康保険税として賦課、徴収をいたします。決定額全額を都道府県に納付する仕組みとなりますので、それが全部集まるということの工夫なり収納なり徴収なりをやっていくわけです。御質問の標準保険料率とは、決定した国保事業費納付金額を、飯島町でございましたら飯島町が全額集めることができるため、県が参考値として示した市町村ごとの保険料率のこととでございます。また、これは都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことによって標準的な住民負担に見える化するものです。長野県は保険料率を統一しないという方向に決めたので、各市町村の比較がこれによりできることとなります。今後市町村は県から示された標準保険料率をもとにそれぞれの国民健康保険運営協議会で実際の保険料率

	を決定することとなります。
橋場議員	標準保険料率の説明していただいてしまいましたけれども、最初の質問の生活実態に合わせて徴収をしていたものが、それができなくなるのではないかと心配がされるんですけれども、その点はどうなのでしょう。
健康福祉課長	今説明しましたように、標準保険料率を示された後、町の国民健康保険の運営協議会で実際の保険料率を決定いたします。なので、そこに合わせまして町は徴収をしていきますので、生活実態に合わせた徴収については今までどおり町が行いますので、税を担当する住民税務課のほうで今までと同じように相談に乗りながら徴収をしていくという形をとっていきます。
橋場議員	今までと同じということです。それでは、改正では県が定める収納率より高い収納率を上げれば標準保険料率より安い保険税率を設定できるとなっています。もしですね、今後徴収がうまくできなくなり、県が決定する納付金を滞納というようなことになった場合にはどうなるのでしょうか、お伺いします。
健康福祉課長	まず、県が定めた国保の事業費納付金額は 100%納めなくてはなりません。なので、足りない分は町の国保が何らかの形をもって納めなければならなくなるわけです。なので、保険料率、町の案分率により集めたもので不足のものは、飯島町は今 1 億 9,000 万円ほどの基金がございますので、そちらのほうを崩すなりということをするような方向で行こうというような考え方を今持っており、ことしのところに、来年に向けまして、これから 3 月までの町の運協のほうで、国民健康保険運営協議会のほうで諮っていくという予定になっています。滞納につきましては、対応は今までと同じような形になります。
橋場議員	足りない分は基金のほうからということなんですけれども、それも長引けばいつまでも続くということにはならないと思っております。また後ほどの質問にもつながってきますが、次の質問に行きたいと思います。
	標準保険料率を先ほど説明していただきましたけれども、改正などには標準保険料率というように保険料と出てきますが、町は国保税としていますが、国保税と保険料というのには何か違いがあるのか、または、この制度により統一するということは考えられるのでしょうか。
健康福祉課長	県のほうでは保険料率という言葉を使っておりますが、今長野県の中でも国保税といっているところと国保料といっているところがございます。長野県は国保税といっているところのほうが多うございまして、呼び方についてはそれぞれで決めればよいということになっておりますので、これについてはこれまでどおりという形になります。
橋場議員	では、税でも料でも意味は変わらないということですね。内容も変わらないということですね。
健康福祉課長	そのとおりでございます。
橋場議員	県は市町村標準保険料率は市町村間で保険料率が比較できるように統一した算定方式で算出するとしております。例として均等割、平等割、所得割の 3 方式が示されております。町は現在、所得割、均等割、平等割、資産割の 4 方式の算定となっておりますが、県の 3 方式に合わせるのか、また 4 方式で行くのか、この違いは何かあるのでしょうか。

健康福祉課長	3方式ということに県は決めているんですけれども、各市町村、4方式をとっているところが多いです。ということで、それは各市町村の国民健康保険の運営協議会に諮問をして決めましょうと、決めていいですということになっておりますので、飯島町は、これから3月までの間にどうするかということを決めていきます。今年度に入りまして2回、国民健康保険運営協議会、町でやっております、今説明をしてどのような影響があるかということをお示ししているところでございます。具体的に保険料の4方式3方式なんですけれども、国保には応能割と応益割というものがございまして、応益割といたしましては前年度の所得に対してかかる所得割、それから資産割ということで固定資産、世帯主様の固定資産になりますけれども、そこにかかるものと、それから応能割としては均等割ということで、その国保に入っている方々に対する一人一人にかかるもの、それから平等割と申しまして世帯にかかるものがございます。均等割と平等割に関しましては、その方々の所得等によって軽減がされるというような制度もございます。ということで、今度県のほうは資産割を減らした3方式にするというような方向を出しているわけなんですけれども、飯島町に関しまして、この資産割を継続するのか、それともやめて所得割、均等割、平等割というふうにするのか、そちらのほうは今後検討をいたしてまいります。
橋場議員	今後検討されるということです。 次に、改正では保険料の算定は町が行うことになっていますが、標準保険料率が町の保険税率に大きく左右されるのではないかと心配されます。この収納率が少子高齢化、人口減少が進む中で実際に収納率が低くなったときに、そのときの県の対応というのはどうなるのでしょうか。
健康福祉課長	県のほうでは、県に国民健康保険運営協議会を設置しておりますので、長野県全体の保険料、集まるものが少なくなってきた場合については、県のほうで各市町村のほうにこのようにというような提案がなされるというふうに考えております。町のほうでは今までどおり努力をしておりますので、ぜひ皆様の御協力をお願いしたいと思います。
橋場議員	県の提案待ちということなんですね。 では1-3の質問に行きます。新制度が加入者に与える影響はということでお聞きします。町は住民の健康づくりに力を入れて医療費を低くする努力をしていますが、例えば住民の健康づくりに熱心で医療費を低く抑えていた市町村が医療費の高いほかの市町村に引きずられて保険税が上がるといったことも起きるのではないかと、また、納付金制度で上がる、また保険料、標準保険料率で上がるというような値上がりする国保税に、低所得者への町の救済はどのように考えておられるのでしょうか。
健康福祉課長	ちょっと救済のことは後から申したいと思いますが、平成30年度からは、毎年県が市町村ごとに納付金を決めるため、市町村は毎年国民健康保険の税率を見直していく必要があります。そのため、町の国民健康保険加入者の方の前年度の所得、世帯内容などがほとんど同じでも納付いただく税額がそれぞれ変動することがかなり考えられます。今までも保険税は毎年毎年変わっているんですけれども、納付金の額、納めなければならない額に準じて決まってくるので、町の裁量だけではなくということでございます。ということで、市町村は従来どおり住民との身近な関係の中で事務を行ってまいります。

れども、救済につきましては、今までどおりと変わらないので、住民、被保険者の方々から見たところからすると、制度的には、経営が県になるということだけで変わってこないというふうに思います。先ほどの保険料率の決定の仕方を少し説明させていただきたいと思いますが、保険料率につきましては、先ほど申しました応益分は被保険者の数によりますので、これはどこの市町村も被保険者数で決まってきます。あと、応能分のほうなんですけれども、所得水準というものがございまして、所得水準で按分率が計算されます。飯島町は長野県の国民健康保険の 77 のうちで所得水準が高いほうでございまして、この納付金を算定するときには高いほうに、少し高いほうにということで高い額を設定される。もう 1 個、医療費水準を反映するということもございまして。こちらは年齢補正をしました医療費水準でございまして。飯島町は、医療費水準につきましては少ないほうでございまして、こちらは、保険料、その納付金が低くなるというような算出になります。今県のほうから何回も納付金に関しまして試算がしておりまして、毎回毎回このぐらゐの額を集めましょうというものを提示されています。それは、飯島町の現状を県に逐一報告しまして、それを県が全部集めて、その中で県が来年度の医療費の見込みを立て、そして社保基金から来るお金等を控除した中で飯島町がこれだけということを示してくれているわけです。その示してくれた額をどうするかは、これから 3 月までに決めていくことになっていくんですけれども、今のところ今までよりも少し多めに集めなければならないのではないかなあというような額でございまして、これも、これからまた、決定するのが年明けになりますので、はっきりしたことは申せない状況です。ただし、各市町村で激変してしまうというところがどうしてもございまして。保険料、今まで集めていた保険料よりも高く集めなければいけないところ、逆に安くてもいいところもございまして。ということで、長野県内では、たくさん集めなきゃいけないところが確か 30 くらいあったと思います。今までよりも安くなったところは 1 桁くらいで、それぞれ激変緩和の措置をとりますということで、これから 6 年間は激変緩和の措置をとっていきます。100.65%を超えない額にしていくという形になります。ただし、被保険者等が順次変わっていきますので、定額というふうにはなりませんけれども、毎年毎年県のほうからその額を示します。飯島町は、医療費は安いんですけれども所得水準が高いために、こちらの激変緩和のかかる町になっております。以上です。

橋場議員 飯島町は激変緩和をされる町ということなんですけれども、今までとあんまり変わらないようなんですけれども、町の裁量ではなくなるということが非常に気になる場所なんです。町は今後、ほんとに実際にですね、収納率が低くなっていったときに、収納率以上の高い収納率を目指すような強い対策をとっていくようになるのではないかと、その辺はどうでしょうか。

健康福祉課長 そちらのほうは、今までと同じように住民さんたちと一緒に相談をしながらということとやっていきたいというふうに考えております。

橋場議員 そうしますと、改正によつての町の役割というのはどういう役割になるのでしょうか、伺います。

健康福祉課長 町の役割といたしましては、今までどおり窓口については全く変わりません。資格、住

民との身近の関係を保つというところで、被保険者証の交付、喪失など資格の管理、保険給付費の決定、支給、保険税の賦課、徴収等を担います。被保険者の方々から見ますと特に変わらないです。保険証につきましては、今まで飯島町っていう保険証だったものが長野県という保険証になりますが、下のほうに小さく飯島町の人であるというような表記はされてきます。先ほどはちょっと申さなかったんですけども、県のほうにも基金を設ける予定でありまして、どうしても納め切らないという市町村については貸し付けをするというような制度もつくるということが決まっております。

橋場議員

ええとですね、標準保険料率を参考に保険料率を決定、徴収し、納付金を県に納め、保険事業をしていくということで、ほんとにほぼこれまでと同じような役割ということなんですけれども、最初に町長の答弁の中にありましたけれども、事務の効率化になっていくのかどうかっていうこともちょっと思いますけれども、事務の効率化にはならなくて、ますます負担が多くなっていくのではないのかなあという感じがしております。改正での100%納付の収納圧力や標準保険料率の収納率より実際の収納率が低くなって保険税が高くなる場合も県から収納率強化の指導がされるのではないかと、また県からの提案がされるというようなことですので、また保険税の算定は町が行うこととしておりますけれども、標準保険料率が町の保険税を圧迫したり加入者への徴収負担も増すことになるのではないかと心配されます。町や高齢者、低所得者を圧迫するようなこの仕組みに関してはどのようなお考えになっているのでしょうか。

健康福祉課長

国中で都道府県が保険者になる、経営をするということに関しましては、国保に関しまして、国民健康保険に関しましては小さな市町村が多うございます。3,000人を、飯島町もそうなんですけれども、被保険者が3,000人に満たないところがとても多うございまして、そうすると、今医療費につきましてレセプト、1カ月に幾ら医療費がかかって、その方についてかかったかかっていうレセプトとかあるんですけども、心疾患などで手術した場合は800万とか、あと難病の治療をするとか、月にやはり同じような額がかかるようなものもあります。血友病などについては、もう1,000万を超えて億というような形になってきてしまうこともございます。そのような方が1人出たことで、その国民健康保険、飯島町が保険者のままでいると、その経営自体が破綻してしまうということがありまして、大きなところで、経営は大きなお金を回しましょうということで、これをつくっていったわけです。事務の効率化につきましては、今現場ではどのくらい事務が効率化できるのかちょっとわからないところもあり、なれるまでは大変になっていくんだろなあっていうふうには思っております。加入者の方々にしましては、なるべく御迷惑をおかけしないようにというふうに思っておりますけれども、保険料の収納等についてはさらに御協力をいただくという形になっていくことがあると思います。ちなみに、国民健康保険の収納率、3,000人未満、飯島町が該当しますが、98%をその料率の算定の基準というふうにしておりますので、今のものを維持をしていくということが求められてくると思います。

橋場議員

町長にもお聞きしたいんですが、若者たちに手厚い手当をしていく半面で、こういう弱者や高齢者などにこのような負担がかかってくるようなこの制度に対していかがお考えなんでしょうか。

町 長	これは国の政策の一環でございますから、私がどうするっていうこともできませんけれども、いわゆる国民健康保険金の先行きの運営が非常に難しくなってきた、少子高齢化の中でお年寄りが増え、また難病が増えてきていると、こういう状況の中ですね、また地方が疲弊する中で、人口が増えてそれが持ち切れないということなんで、みんなで助け合おうという精神がそこんところに働いているのかなあと、このように感じるところでございます。一方的に今までの弱者が切り捨てられるとか、そういった意味合いは、特に私は別に感じるところではございません。ほぼ今までどおりであるけれども、みんなで助け合っていく部分が広がったのかなあとというふうに感じております。
橋場議員	お伺いしました。来年より改正が始まり、国民健康保険運営方針も県が定めるとしてあります。県には国民健康保険の実務経験がありません。低所得者や高齢者への負担が増えないよう、町や加入者の声にしっかり耳を傾けてもらいたいと思います。町の国民健康保険運営協議会には、委員の意見を最大限に尊重する中で制度改革を進めていただきたいと思います。
住民税務課長	では1－4の質問にまいります。次に国保料減免制度の現状について伺います。国保の減免制度には国が一定の基準を定めて減免を行う法定減免と、それから自治体が条例などで基準を決める申請減免がありますが、町の現在の減免制度の状況をお伺いします。
橋場議員	町の国保料の減免制度ということで御質問がございましたので御説明を申し上げます。飯島町の国民健康保険料の減免制度は、飯島町国民健康保険条例第24条に減免の項目がございます。当該年度におきまして所得がなくなったことにより生活が著しく困難となった方や、それから被保険者が後期高齢者医療保険へ移行したことによりまして健康保険上の扶養になれなくなった方を対象すると定めております。減免を受ける場合につきましては、納期限の7日前までに所定の申請書に該当する事由を記載していただきまして、その事由が証明できる書類を町長に届け出ることになっております。12月1日現在、減免の該当となっているのは7件ということでございます。
町 長	7件とお伺いしました。
橋場議員	次に国保減免制度の見直しについてお伺いします。今後も社会事情により国保減免制度の見直しといったような検討はしていられるのかお聞きします。
町 長	当町におきましては、先ほど課長から減免制度についてお知らせ、お話を申し上げましたとおり、現在町単独で減免制度の見直しは考えておりません。ただ、国、県の上位法令の見直しにより改正が必要な場合は、それに準じて検討してまいりたいと思っております。
橋場議員	以上で質問を終わります。
議 長	ここで休憩をとります。再開時間は10時50分とします。休憩。
休 憩	午前10時30分
再 開	午前10時50分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。

2 番 滝本登喜子議員。

2 番

滝本議員

それでは通告に従いまして、今回3点質問をいたします。まず初めに「森林資源利活用への取り組みを今後どう考えるか」についてでございます。ことし9月に県内で開催された地域再生可能エネルギー国際会議では、再生可能エネルギー100%地域を目指し、新たな取り組みと連携を開始する長野宣言が採択されました。県の観光基本計画もこれを受け協議し、可能エネルギーの普及、拡大などに向けた取り組みが広がっていると分析して実現を目指し取り組む姿勢を盛り込みました。このエネルギーに関する状況において省エネルギー、自然エネルギーへの期待は高まってきており、この分野での新たなビジネスモデルの創出による地域産業の活性化が求められていると考えられております。我が町においても自然エネルギーの活用として太陽光パネルの屋根貸し事業、また民間とも協力して水力発電事業などが始められました。さて次は、ということになりますと木質バイオマスエネルギーですね。町管理の森林は町面積の約72%有しており、豊かな森林資源の有効活用がますます望まれると思います。現在補助制度としてあるペレットストーブは今までで12件の申請があったということでございます。まきストーブへの補助はないということですが、まきストーブ利用者はグループもつくっており15件ほどあるということです。このグループに属さない人たちも数件あり、まきストーブへの補助も考えていただきたいと思っております。次の質問にもかかりますが、県森林税の用途の中の未利用木材資源などですが、身近なバイオマスエネルギーであり、里山資源の有効活用としての提案がなされております。この税につきましましては、まだまだ疑問や課題はあると思いますが、使い道を地球温暖化抑制のためにも二酸化炭素の創出を削減する木質バイオマスエネルギーの一つであるまきストーブの普及、活用に取り組むことを求めたいと思いますし、また補助金についてもお考えをお聞きしたいと思います。そして、バイオマスエネルギー全般の町への取り組みの考え方をお聞きしたいと思います。

町 長

滝本議員の一般質問にお答えいたします。エネルギー資源としてのペレットストーブ、まきストーブ設置の状況と普及への取り組みと、こういう御質問でございます。県内には森林資源をエネルギーとして活用するため木質ペレットの製造工場が5カ所ございます。その中でも上伊那においては県内最大のペレット工場がありまして、全県の約6割の木質ペレットを生産しておる現状でございます。普及への取り組みとしましては、県・市町村イベント時のほか、役場庁舎内でもペレットストーブを稼働させてPRを行っておるところでございます。引き続き県及び関係団体との連携を図りながら普及活動を行ってまいりたいと思います。設置状況につきましては、平成20年度以降での導入補助の実績は14台でございます。補助しております。以上です。

滝本議員

ペレットストーブの補助につきましては14台ということでお聞きいたしました。この制度につきましてはペレットに限られているというようなことであると思いますが、まきストーブについては、ついでに補助はどのようにお考えでしょうか。また、今年度の予算にもペレットストーブは2件分ということとっておりますけれども、これ以上の申請があった場合はどう対応するのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

産業振興課長	まず、まきストーブへの補助についてということでございますが、現在のところ、ちょっとまきストーブへの補助というのは検討しておりません。これから新年度予算になるわけなんです、実施計画の中でも、ちょっとまだそういうのは話題に載せておりませんので、予算の中でまた検討はしてみたいなと思いますが、なかなか、まきストーブ、把握するのも大変な部分もございますので、ちょっと慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。また、ペレットストーブの補助でございますが、予算の範囲内ということで推進しておりますけれども、昨年も予算以上の要求があった場合には長野県のほうへお願いしまして、予算の確保、これをしてまいりました。何せ県の補助を活用しての町の補助ですので、そういった要望があれば県のほうへ積極的に予算確保するように働きかけをしていきたいということでお願いしたいと思っております。
滝本議員	慎重にというお答えをいただきましたけれども、補助の14台を超えて、まきストーブの普及はかなりあると思います。全体にしてみれば少ないんですけども、ぜひまきストーブへの補助についても考えていただきたいと思います。 では、次の2にまいります。森林税ですが、県は3期目の森林税継続のための条例案を今期定例会に提出し、先日可決されました。この中に観光地の景観整備を挙げております。町の観光基本計画にも関連しておりますが、エコツーリズムや里山整備、特に町民の森整備を求めたいと思っております。今年度行われましたアウトドア調査によりますと、町民の森周辺はスポーツ性として高い評価があり、駐車場の整備と展望台、休憩施設の設置など、早急に整備して、まず身近な山として憩いの場所づくりに取り組むことを求めます。営業部自然部会においても町民の森環境整備を始めるようでございますが、支援というよりは、費用を使うところは町で積極的に出していただいて、細かいことではありますけれども、この整備に携わるボランティアに昼食などの提供もぜひ考えていただきたいと思います。他の部会にしても、これからの観光基本計画、アウトドア事業などの核になる部会ですから、後押しをしっかりとすることを求めますが、お考えはいかがでしょうか。
町 長	森林税につきましては、11月に県の基本方針が策定されまして森林の利活用を図るために平成30年以降も継続するという、が示されました。新たな活用事業として里山整備がおくれている河畔林に対する支援等が盛り込まれておりますので、今後の事業化に向けて情報収集して、関係部署と連携して対応できるよう研究してまいりたいと思っております。町民の森につきましては、大正後期に当時の村長さんが青年団を動員して全域にわたってヒノキが植栽されました。その後、昭和52年には町民の森と命名されまして、先人の偉業をしのび、山林資源に対する認識を喚起するために記念碑も建立されております。現在は樹齢約90年のヒノキで1ヘクタール当たり約1,400本と適正に管理され、森林整備の見本となる町有林となっております。町民の森は町の大切な財産でありますとともに観光資源でもありますので、各団体と協力してエコツーリズム等の活用で利用していきたいというふうに考えております。また、民間の方々で一生懸命それを整備しようという有志が動き出しております。飯島町もできる限り支援してまいりたいと思っております。
滝本議員	過日に町民の森へ行くことがありまして、車で行けば約20分足らずですかね、道はでこぼこでちょっと厳しい状態ではありますけれども、町民の森という名前がついております

ので、なるべく多くの人たちがそこへ訪れて町を眺めていただき、ああ、飯島はこんなにいいところがあるなということを感じていただけるような、そんなような取り組みもぜひ今後考えていただきたいと思っております。

では次の質問にまいります。2－1でございます。観光基本計画を基本に飯島版DMOに取り組むことを求めていると思いますが、観光基本計画に観光資源となる事例がたくさん載っております。今後パブリックコメントやアンケートを経て資料、材料は増えると思いますが、これらの資源を活用している団体との連携を、事業の共有など図ることを今後考えているかという点が一つお伺いしたいと思います。次のまちなか活性化への取り組みとも関連すると思いますが、先ほど久保島議員の質問にもありまして、お答えいただいたりしたのは組織やあり方、今後のあり方ということでございましたけれども、私は、もう少し具体的な点について考えたことをお願いしたいと思います。次のまちなか活性化への取り組みとも関連すると思いますが、先日開催された伊南DMOセミナーにおいてDMOについての考えを講師は「その地域にしかないプログラムで訪れる人を楽しませてお金を使ってもらい地域が豊かになる仕掛けづくりであり、観光客がまちなかを歩きながら体験し味わう観光が欠かせない」と話されました。観光とは「他国の文物、制度などを観察すること」また「名所、史跡、宿泊、景色などを見学すること」とあります。宿泊においては、おもてなしや周辺の風景など、また、この景色の見学はまちなかの風景を見せることの演出として飯島ではイルミネーションや飾りつけられた街灯があります。あんどん市で使用するあんどんも風情ある街並みをあらわす絶好の資源材料ではないでしょうか。このように資源を活用して各方面の団体と連携し飯島版DMOの取り組みを求めますが、どうお考えですか。

町 長

DMOの考え方は、地域の観光資源を生かして地域住民と共同して観光地域づくりを行うことを意味しております。飯島町においては、既に飯島町営業部の5つの部会に多くの住民が参加いただきまして、地域資源の掘り起こしや磨き上げ、魅力の発信といった事業が始まりつつあります。これらの取り組みは、まさに飯島版DMOの取り組みの一部であると考えております。今後町では観光戦略会議を立ち上げまして、行政、飯島町営業部、観光協会、地域住民の多くの皆さんによって検討を進め、観光振興により地域がもうかる仕組みや基盤を築き、町の魅力を高める取り組みを行ってまいりたいと思っております。考え方は飯島版DMOの促進でございます。具体的には、先ほど議員さんがおっしゃいました。地域の資源はもう既につくられたものがいっぱいある。あんどん市にしてもイルミネーションにしてもですね、地域の皆さんが参画して盛り上げていただいておりますイベントがたくさんあります。これが一つの戦略的につながって、まとまって発信できること、これが大事だと思っています。そこら辺の原形等をしっかりと深めることが今後大事だと思っております。今までの町民の森もそうなんですけども、そういった地域資源というものをやっぱし結びつけるということが地域の底力の底上げになるかと感じております。

滝本議員

まさにそのとおりだと思いますけれども、先ほど橋場議員の質問の答えにありました。保健福祉課長の答えの中に飯島は所得が高いということでございます。町民の皆さんは、そういう経済的な豊かなことも含めて、また、その心の豊かさというものもあるかと思い

町 長

ますけれども、それをね、この観光とか飯島町の魅力を引き出す力に持っていくということまでは、まだちょっと私が考えるに行っていないところが多いかなあと思うんですけども、そこら辺の住民の意識というものを高めて観光につなげるということについて町長のお考えをお伺いいたします。

DMOで、例えば伊南DMOで見えますとですね、大きな声では言えないんですけども、駒ヶ根の観光、いわゆるロープウエー、菅の台、確かに観光客は来てるんですけども、来て、そこへ来て、その地域の方々だけに限定的にお金が落ちて帰っていくだけと、これは今までの従来型の観光地という典型的なものだと思います。駒ヶ根も積極的に今DMOに取り組んでいるっていうのは、こういう方々をやっぱし地域のみんなでお迎えしようよと、こういう仕組みづくりを今始めようとしておるところでございます。その線に立つとですね、私は数段飯島町のほうが進んでいると、このように考えておるところでございます。だから、DMOに組したとしてもですね、飯島町っていうのは今まで築き上げた町民の皆さんの結束力、つくってきたイベント等がやっぱし力を発揮する利点を持っているなあと、このように考えております。そういった方々の力がやっぱし魅力で価値あるものなんだというやっぱし認識を新たにさせていただいて、観光基本計画あるいは観光事業の中へ組していただきたいと、このように思っております。私もそのように訴えていきたいと思っております。

滝本議員

ぜひ、皆さんにいろんなことを住民の皆さんにお知らせして、細かいことについてもお知らせして、懇談をしながら、その観光への取り組みとか町の魅力発見への、そういう人たちの住民の意識っていうものを高めていっていただきたいと期待しております。

では次の質問にまいります。道の駅、2つ道の駅ができました。この道の駅と商店街の共存策についてお伺いいたします。第5次総合計画の中にこの課題を検討するとありましたが、状況をお伺いしたいということでございます。この2つの道の駅ができ、移動販売車も再び運行されるようになりました。買い物弱者、高齢者のための施策を商工会と連携して、また商工会はどう捉えて考えているかという点でお聞きしたいと思います。

産業振興課長

買い物弱者や高齢者の方々のための施策ということですが、現在、循環バスの運行、それから田切の道の駅の田切の里ですね、で行っている移動販売車、このようなものがございます。商工会と連携してとの取り組みは、残念ながら現在のところございませんけれども、商工会とは日ごろから連絡をとり合いながらさまざまな提案に対応してきております。今御質問いただきました内容についても商工会と一緒にまた検討してまいりたいというふうに思っております。また、2つの道の駅と既存商店街の共存という点でございますが、買い物に来られるお客様の層というか、それも若干違いがあるのかなあというふうに思いますが、また、それぞれの店舗の役割というものもあろうかと思っております。しかしながら、町内にある施設でございますので、連携によりまして相乗効果を上げるということも大変重要なことと考えております。お客様にとって魅力的であり、また各店舗側も潤う、そんな仕組みづくりについて、また関係機関と検討して協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

滝本議員

今商工会と連携して検討していくということでございますが、商工会自体の皆様の考え

については聞いておりますでしょうか。

産業振興課長

道の駅が2つできまして、毎月商工会の役員の方々と産業振興課と月に1回懇談会を開いております。その中でも2つの道の駅ができた時点で商工会との連携というのは議題にも上がっておりますけれども、具体的にまだこういうことをやっていこうということがまだ出ておりません。2つの道の駅自体の連携ということもこれから、田切の里がオープンして1年、2年たちませんが、やっと落ち着いてきたところでございますので、そういった連携についても検討しなければいけないというふうに思っておりますので、それとあわせまして検討していきたいと思います。現在のところ、商工会の皆さんがそういった考えを持っているということは、ちょっと私のほうでは確認ができておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

滝本議員

商工会の人たちもだんだん会員も少なくなり、いろいろ対応することは大変だと思いますが、ぜひ商工会の考えも反映しながら、この道の駅との共存策について考えていただきたいと思います。また、年間に7～8回ではありますけれども、総合生協のところに置いてはこすも市が開催されております。このことについても連携を深めていただければなと思います。

では次の質問にまいります。2-3、空き店舗の利活用についてでございますが、いいちゃんまちの駅の2号店として古本の閲覧、レンタサイクルがオープンいたしました。地主の方々には御協力いただき、ありがたいことだと思います。まだある空き店舗の利活用で第3号店としてカフェや特産品販売など憩いの場、交流の場をつくることを求めたいと思います。本部事務所を来年2月に駒ヶ根に移転する青年海外協力協会、J O C Aの取り組みではございますが、ごちゃまぜの地域づくりとして準備活動が始まりました。子どもやお年寄り、外国人、障害者など、さまざまな人々がともに地域をつくり、つながることが大切だとし、地域を元気にしたいということでございます。いいちゃんまちの駅もこのような例に近く、子どもたちが集まったり会議に使ったりイベントが開催されたりと、利用もだんだん多くなってきております。情報の発信もできておりますが、ゆっくり交流できるスペースとしては狭いと思いますし、情報だけでなく特産品販売など観光客へ直接結びつけることが必要ではないかと考えます。町では取り組みを考えますか、お伺いいたします。

産業振興課長

まちの駅につきましては、平成27年の11月のオープン以来、憩いの場、また交流の場として多くの皆さんに利用してきていただいております。10月には広小路の空き店舗を利用させていただきまして2号店をオープンさせていただきました。現在イベントでの利用や本、レンタサイクルなどの置き場として活用しておりますけれども、この2号店ができたことで、今までちょっと手狭であった1号店もスペースを有効に活用できるというようになったところでございます。3号店をという御提案をいただいておりますが、特産品等の販売につきましては今1号店のほうで農産物を中心に進めて対応しております。また、カフェにつきましては近くに営業されている店のあるということも要因としてはございます。交流の場として1号店2号店とも利用をしていただいておりますので、現在は、これらの1号店2号店の店舗のさらなる有効活用、これを進めることが先決かなあというふうに考

	えておりますので、3号店を町で設置するということは現在検討しておりません。人が気軽に集まって憩うことができる居場所づくり、これは大変重要なことと考えております。町としましては、民間活力の中で空き店舗の利活用が図られる、そういったことも大切なあというふうに考えておりますので、空き店舗改修の補助、また創業支援、こういったものを行っておりますので、こちらの制度も多くの方に活用していただいて進めていただければというふうに考えております。
滝本議員	空き店舗の補助とかあるということですが、この補助について手を挙げる業者が——業者というか、そういう組織があればいいかなと思います。
教 育 長	では次にまいります、3－1でございます。これは教育長にお伺いいたします。両小学校のコミュニティ・スクールの状況をまずお聞きいたします。 コミュニティ・スクールに関してのお尋ねであります。コミュニティ・スクールというのは、もともと地域や学校、保護者がですね、こんな子どもを育てたいという目標あるいは願いを共有するというのがスタート地点になります。学校と地域の皆さんの協働によって地域に開かれた学校づくりを目指しているところであります。七久保小学校は学校運営協議会という名称を使いますが、国型あるいは文科省型で国の基準に沿ったコミュニティ・スクール、それから飯島小学校は信州型と呼んでいますが、学校運営委員会といいますが、少し緩やかな体系ということになっております。人員配置としては、それぞれの小学校に非常勤のコミュニティ・スクールの支援コーディネーターを1名ずつ町で配置しているところであります。飯島小学校は、この4月スタートしたんですが、いいじまっ子応援団というような名前でこの学校運営委員会を呼んでいます。活動タイムは小学校の部活に当たる飯小タイム、あるいは工作、バトミントン、手芸、こういったところで地域の方に支援していただいたり、副学籍の児童との交流会等で支援をいただいたり、全体読書時間での読み聞かせ、環境整備のボランティアなど、地域の方とかかわっております、七久保小学校は、いち早く平成26年4月から活動しまして、今年度は朝の読み聞かせ、桜ウォーク、それからクラブ活動の講師など、地域の団体あるいは区、公民館の活動といった地域資源を生かした活動に取り組んでいます。現場の教員からの反応であります、専門的なことを子どもたちが地域の方の支援を受けて行うということで大変ありがたいことや、読み聞かせの時間は先生方が子どもたちの様子を見ていることができる、子どもたちの表情とか様子を見ることができて、こちらは大変ありがたいと、こういった意見をいただいているところであります。
滝本議員	状況をお聞きいたしました。 それで、次の質問にまいります、職員と地域住民とのかかわり方など課題はありますか。職員の働き方にも関連があると思いますが、先ごろ小中学校教員の現職審議会では教員の動労環境の抜本的な改善を求める緊急提言を発表いたしました。学校の授業の合間に準備時間、休憩時間を一定程度組み入れるなど、また県教育委員会では学校における働き方改革の推進のための方針として残業月45時間以下などに取り組むということでございます。先日、駒ヶ根市中沢小学校応援隊が文部科学大臣表彰を受けたと新聞に載っております。応援隊に向けた児童の感謝を受け、隊員は充実感を持ち、また教職員の負担軽減

	にもつながっているということでございます。このこととコミュニティ・スクールとの関係をどう考えるかなど、課題をお伺いいたします。
教 育 長	コミュニティ・スクールと教員の働き方改革に関するお尋ねであります。コミュニティ・スクールは、各学校とか地域の考え方に組織構成あるいは活動を工夫しながら行っておりまして、地域特性を生かしながら地域の方が子どもとかかわるというのは子どもたちにとって大変有効なツールの一つであるというふうに思っています。学校だけでなく保護者、地域といった3者が協力して子どもの成長を支えるというかけがえのない仕組みづくりだというふうに思っております。そのためには地域と信頼関係を構築することが何よりも大切でありまして、今配置しております支援コーディネーター、あるいは教頭先生や先生方が中心となり、さまざまなチャンネルを通じて学校現場を広く地域に対して公開しております。また、そういう認知を高めていく必要もあるというふうに考えております。地域の理解を得つつ、学校に期待されている機能の一部を、お尋ねにありましたが、本来は、そういう地域が担うべきであれば、こういった活動を通じながらまた地域にお願いをしていくことというのも、その学校機能のスリム化あるいは教員の負担軽減といった面でも機能していくのではないかとこのように思っています。一般的な話、飯島町は七久保小学校のコミュニティ・スクールもいいじま子応援団も委員会内で調整をさせていただいてスムーズな運営をしておりますけれども、ともすると、地域の方からすると、子どもたちにどうかかわっていいかわからないとか、もっと先生たちに負担してほしいという願いがあったり、先生方からすると、どうやって地域の人と協働していったらいいのかとか、地域の方の要望を負担に感じるってというようなことも往々にして出てきがちなんです。それで、各学校の目標、願いを共有して、その地域、あるいはそのボランティアの団体の方々と協力しまして、お互い無理のない範囲でどうかかわれるかということも頭に入れながら、継続してこういった地域と学校のつながりが充実していくということが一番課題であり重要だというふうに思っております。
滝本議員	課題についてもお伺いいたしました。それにかかわる住民の方々たちも高齢化っていうこともありますでしょうし、そのピークというのはこの10年くらいだと考えております。このコミュニティ・スクールが子どもたちにとっても住民にとっても存続できる存在であってほしいと願って期待しております。以上で質問を終わりといたします。
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。
休 憩	午前11時28分
再 開	午後 1時30分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 9番 坂本紀子議員。
9番 坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。初めに町営の小水力発電を手がけて

みてはどうかという提案です。地球温暖化はこの10年でますます進み、毎年各国で大型台風、大寒波、自然火災、猛暑など天候不順による災害が発生しております。地球全体の気流や海流も不安定になってきております。この50年間で海面温度が0.6度～0.7度上昇しているとあります。温暖化ストップは、地球に住む多くの人々や国や企業において、また地方自治体の中でも早急に取り組まなければならない課題であります。世界のエネルギー事情を環境エネルギー政策研究所発表の2016年の自然エネルギー白書で調べてみました。化石及び原子力による発電は76.3%、その中で原子力発電は約2%となっております。それ以外は自然エネルギーが23.7%です。その内訳は、トップが水力発電として16.6%、風力が3.7%、バイオマス発電が2%、太陽光発電が1.2%、地熱及び海洋発電などが0.4%でした。この10年の間の世界の自然エネルギーへの取り組みは目覚ましいものがあります。風力や水力、そして太陽光に力が入れられてきています。水力発電を取り上げると、中国、ブラジル、アメリカ、カナダなどでは大きなダム開発がされてきております。日本においては、気候と風土に合ったものとしては、水力発電は安定的な電力として、また耐用年数が約50年という中で、日本全国につくられています。現在のエネルギー生産量の12%を占めています。2011年3月の東日本大震災による福島原発事故以降、日本でも自然エネルギーへの拡大の見直しが再度かけられてきました。当町では、平成22年12月の議会での一般質問で同僚議員が提案し、小水力について提案し、それ以降何人かの議員が質問をし、前町長のころ研究チームがつくられておりました。法律上の区分での1,000キロワット以下を小水力発電という中で質問をいたします。

1-1であります。小水力発電の全国状況を知っていますか、また、県の現状と県での今後の小水力による取り組みの方向性はどのようなものなのでしょうか、それについてお答えいただきたいと思います。

町長 坂本議員の一般質問にお答え申し上げます。小水力発電の状況ということでございますけれども、まずは、全国状況につきましては、国土交通省の2015年のデータによりますと、1級水系における発電の登録件数は118件、このうち農業用水のみを利用する発電が76件という数字で示されております。また、全国には化石燃料を使用した発電にかわるものとしてクリーンな循環エネルギーということで小水力発電に先進的に取り組んでいる県も幾つかあると聞き及んでおります。次に県の状況といたしましては、2013年から2020年までの8年間に取り組む施策や目標を織り込んだ長野県循環エネルギー戦略第3次長野県地球温暖化防止県民計画が策定されております。その中で県民、事業者、市町村、関係団体等の取り組みや連携による持続可能で低炭素な環境エネルギー社会の構築を目指すこととしております。このうち小水力について個別の相談に応じる小水力発電キャラバン隊、水利権の取得可能性などの水利権相談窓口を県庁に設けるなど、そのような取り組みを行っておるところでございます。また、県企業局が発電を行い、県管理ダムのうち十分な収益が見込まれるダムにつきましては、新たな水力発電所の建設に着手することとしております。以上です。

坂本議員 ただいま県の状況もわかってきておりますが、県でも、ここに、今町長が言われた1級河川で118件ということでありまして、そういう中では、全国ではやっぱりできていると

ころもあるということで、その実態は、それぞれ企業だったりとか、水利組合というか、そういう団体が主導してやっているところもありますので、いろいろであります。私も少し調べてみたんですが、先進的な取り組みとして広島県が全国の中で2番目に小水力が早いという中で、少し小水力について調べてみましたが、広島県の場合はですね、山が低いということと川がそんなに大きな川ではないのがありまして、戦後すぐにですね、小水力発電に取りかかりまして、ちょうど現在が50年くらいたってきて、老朽化という中で農業協同組合がともにつくったものなんですけれども、その人たちも持ちこたえられずに、それを譲渡する場合に一般企業に譲ったという、そういう話もありまして、非常に残念な結果でございましたが、そういうところもあります。それから、あと、岐阜県のように、原発事故以前からですね、小水力発電っていうか、水力発電に県全体が力を入れてきてましたので、国の政策にちょうど乗っかる形の中で、市が、この何かで出てきます中津川市が持っているような小水力の発電所が自前でできるというような、そういうような政策をとっているところもありました。

それでですね、2番目の質問になりますが、そういった中でですね、1-2となりますが、町の民間企業の小水力発電の取り組みは現在どうなっているのかということです。経営状況や、また会員の数など、わかればその点を、現状についてお尋ねしたいと思います。

住民税務課長

町の民間企業の様子ということですので、ですが、こちらにつきましては、地元の皆さんの御理解のもとに田切の郷沢川に近接する用水路に出力2キロワットの施設が平成28年3月24日に完成しております。発電実績につきましては、平成28年度の年間実績で7,755キロワットアワーであるというふうに伺っております。会員の数とかは現在ちょっと手持ちでございませんけれども、施設につきましては29年度におきましても順調に稼働中であるというふうに聞いております。

坂本議員

この事業はですね、平成28年につくって、まだ1年足らずということで、始まったばかりの民間の方たちのグループがやっております。今後もですね、こういった形の小水力ができていけば私はいいかなあとは思ってますが、今後もですね、この方たちに対しての有利な補助制度がある場合とか、ぜひですね、町も事務的な部分では、人材不足という点もありますので、町も支援の協力をしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

住民税務課長

補助制度等の内容にもよりますので、また、その都度御相談をしながらということになっていくかと思います。

坂本議員

1-3に行きます。岐阜県はですね、先ほども申しましたが、原発事故以前からですね、自然エネルギーの見直しを始め、水力発電に力を入れてきております。環境保全推進事業の中で普及、啓発に力を入れ、積極的にサポートしてきております。その中でですね、2つの区分でもって推進しておりますが、一つはですね、マイクロ水力発電といわれる0.1キロワット以下の小さな水力発電でして、これは教育的観点でということで環境教育推進型という中で利用するというものに対してサポートをしております。それと、もう一つはですね、この0.1キロワット以上というもう少し大型のものに対しての電力をつくるという中で、環境保全提案型という中で施設を建設し、また、このできた電力をですね、売電

をしたりとか、また地域の環境保全活動に必要な施設の電源に使用するなどのことを通してですね、環境保全活動に活用するという中でサポートをしております。岐阜県では、長野県の場合は水力発電は企業局が推進しておりますけれども、岐阜県の場合は企業局がなくて農政部農地整備課というところが主体になってやっております。岐阜県、飯島から近いということで、ここの中津川市を視察してきました。ここはですね、県も推進していった中で、中津川市としても、職員の方のやはり先見の明というかがあって、国の補助金が、ニューディール政策とか、そういういろいろあるんですけれども、そういうものができる以前に、もう既に場所とかですね、小水力におけるある程度のその計画書みたいなものをつくっておいりましたので、国の補助金ができるというふうになったら、すぐにそれをですね、とりまして開発したというところが非常によかったのではないかと思います。これはですね、平成 21 年の 3 月に既に基本的な考えを開発地等の点も盛り込んだ中の中津川小水力発電開発基本構想を策定しておりまして、その中で最初の 1 号機が平成 22 年の 3 月に馬籠宿の小水力発電として 1 号機がそこにできまして、その隣にまた 2 号機として、上かけ水車方式なんですけれども、そこにまた 2 号機ができまして、それは 0.9 キロワットの電気をつくりまして街灯などに使われております。これの建設費用は 493 万 5,000 円でして、2 分の 1 が県の補助金となっております。管理はですね、地元の観光協会がやっております。また、中津川です。2 例目としては、上金第一用水発電所というところでもですね、農業用水を活用してですね、街路灯の LED を 20 灯つけたりとか、また 16 灯の地下道の照明をそれによって使っております。ここはですね、0.5 キロワットでクロスフロート水車を使用しております。ここは教育的な配慮ということで開放型になっておりまして、誰でも見学に行ってもすぐ見られるような形になっております。事業費は 1,400 万円ということになっております。これはですね、環境省のグリーンニューディール基金事業で全額国から補助金が出て、それを使ってつくったものとなっております。それとですね、中津川は、3 例目は次の 1－4 で加子母発電所ですけれども、それは言いますけれども、4 例目としての、現場を見たのは 4 例目の落合平石水力発電所っていうところを見学しましたけれども、これは、そのさっきのは全部市のほうで運営していたんですけれども、これは一般民間企業の運営となっていて、市がやるというよりも、最初からその入札の入った企業さんのほうで岐阜県内のあちこちを調べておりまして、ここがいいのではないかとということで、そこをやりたいという申し出があったということの中でできておりますが、これはですね、水路改修とか、そういうところをですね、全部企業さんがやっただいて、地元と、それから企業と、真ん中に市が入った形の中で 3 者がともに一緒に協力し合ってやったという事業ですが、できた電力の全量は中部電力に売電しております。事業費は 2 億 6,000 万円で、これは民間企業 2 社が 2 分の 1 ずつ出して事業をやっております。収益はですね、3,240 万という、万円ということで、その中で維持管理費、それ以外にですね、維持管理費が 790 万円ほど使うということでございますが、非常に水力という安定的な事業の中では企業にとっても有益だと思いますし、水路改修費を全額こうやって企業が出してくれるということになりますと、地元にとっても非常にいいお話だったと思います。どうしてこの企業ではなく町が、市がやらなかったんですかというお話を伺いましたら、調

査費用に結構年月が4年ほどかかっており、やるという中では、市としてはちょっと難しかったということで、企業に任せるということになっております。そういう中でですね、小水力に対する町長の所見をお尋ねしたいと思います。

町 長 ただいま議員のほうから岐阜県における中津川市の例等、今完成した形の水力発電等の調査を報告、お聞かせいただきました。非常にたくさんな発電所の部分を研究されておるなあというふうに感心して聞いておったところでございます。私どももちょっと調べたこととお話申し上げようと思いましたが、ほぼお話しいただけましたので、小水力発電施設建設についてどのような経過をたどってそういったことがなされていくのかということとを一旦担当課長のほうからお話申し上げさせていただきます、その後、私の所信を申し上げます。

住民税務課長 それでは、小水力発電施設を建設に係る手順ということで御説明をさせていただきたいと思います。小水力発電施設の建設に係る手順としましては、まず候補地調査から始まりまして、事前調査や地元協議、それから事業計画の検討、この検討の中には概略設計ですとか事業費や工程、領有水底などの計画の検討があります。そういう検討をまず行います。次の段階としまして、今度は許認可申請、それから利害関係者交渉、地元との協議ですとか契約、協定手続になるかと思えますけれども、そういう交渉を経て発電所の建設に至るかと思われます。建設と並行いたしまして、今度は維持管理体制の仕組みづくりなどを行う必要があるというふうに思っております。また、建設に際しては水路の補修等が必要な場合も場所によっては出てくるかと思われます。建設にも、加えて莫大になろうかと思いますが、建設費用も予想されてきます。また、施設の完成後の維持管理のコストの問題、それから施設の維持メンテナンスについては技術ですとかノウハウを持った人材が必要になりますので、そこを、そういった面での検討事項があるかと思われます。また、あわせまして地域に還元する仕組みづくりが必要と考えております。施設に係る手順、考えられる手順としては以上になるかと思います。

町 長 ということでですね、水路を利用した小水力発電は、非常にクリーンなエネルギーであり、水路改修を同時にできるという点ではメリットがあり、非常に魅力があると思います。しかし、課長の説明にもありましたけれども、候補地調査から以降のさまざまな段階を経るためにかなりの時間がかかることや費用面等、多くの課題があり、慎重に研究していく必要があると考えております。

坂本議員 ただいま手順のこととお話をお伺いしましたが、ええとですね、小水力発電は私もいろいろな、全国のいろいろなされている小水力発電を調べておりましたが、今課長が言われたようにどこが主導してやっていくかということが、まず非常に、やる中で主導権を握って誰がやるかということですが、それが県の企業局であったり、それか民間の企業であったり、それからですね、一つおもしろい取り組みとしては、山梨県の都留市がやってます、市民からですね、基金という形で資金を集めてですね、行っているところがあります。それは結構多額な金額になっておりますが、家中川というところで、市内の家中川を使って3号、3つの水力発電、小水力発電をやっておりますが、1回目の応募金額が6,000万円に上がっております。それで、2号機のときに2,300万円という形で、市民の多くの方が

出資して、それで事業を始めております。私たちは、それを視察、何かの議員視察で2号機のときに見に行っておりますが、それから以降、またもう1機できておまして、現在3号機ということで、2012年にできて、3つ今できておりますが、そういった市民が主導して行う、確かに市民だけではなく、そのまとめ役としては市の職員もかかわっておりますけれども、そういうやり方があります。こういう3つのやり方の中で収益、そこから小水力発電を行って収益がどこに行くかという、県の企業局が行けば県に入りますし、民間だったら民間になりますが、そういうふうに都留市のように市民とともにやった場合は、その市そのものに収益が落ちるということで、その建設費用もさることながら、苦勞してやっても、それが実際として身になった場合は非常に大きなものになるということを感じております。

それで、1－4の質問でございますが、中津川市運営の加子母清流発電所は、2級河川の白川よりですね、取水に、取水して出力220キロワットで約360世帯分の電気代となりまして、中部電力へ全量売電しております。買い取り価格はですね、31円32銭で、約ですね、年間4,000万～5,000万円の収益を出しております。これはですね、中津川市の一般会計へ入りまして、その中から農業関係事業の費用ということで、この収益のお金が農業関係の費用に出ておりますので、それを抜いた中での市の一般的な行政の運営となりますので、非常に中津川市にとっても大きなメリットとなっております。この事業費は3億3,800万円ということで、これは農林水産省の地域用水環境整備事業という補助金があるんですけども、そこから2分の1、それから県から4分の1、そして残った4分の1を市が捻出しております。先ほどの収益からしますと、この3億3,800万円ってのは、単純に考えまして1年半ぐらいで市の投資分、回収されるということになります。質問書の中にはですね、1級河川は法的な規制という、つまり水利権があり、なかなか実現できないと書きましたけれども、調べてみますと、国や県がですね、うまくかかわってくればですね、全国の中では実現している例が幾つもありました。長野県の白馬平川小水力発電所はですね、平川は1級河川ですけども、これは農業用水なんです、農林水産省の地域用水環境整備事業の補助金を受けて4億円の事業で行っております。補助割合までは調べなかったわけですけども、計画して4年ぐらいはかかる、4年ぐらいかかっておりますけれども、とりあえず私の要望としましては、県内の全域を一度調査していただいて、この中に小水力発電の適地ということがあると思うわけです。以前研究チームをつくったという中では、やる方法がある程度絞った中での適地しか見つけてなかったわけで、今度はそういう形ではなく、あらゆる場合を仮定して、お金はかかると思いますけれども、これからの小水力発電の可能性というのをそこに含んだ中でですね、ぜひ研究チームをつくっていただいて、この調査ということをまず第一歩として始めていただきたいんですけども、その点はいかがでしょうか。

町 長

飯島町におきましては、平成27年度に長野県土地改良事業団体連合会に委託しまして町内の適地調査で町内3カ所の調査、検討を実施しております。その結果、有望と思われる候補地につきましては何カ所かございました。該当箇所は準用河川、農業排水路、農業用水路等でございますけれども、それぞれに慣行水利権のあるもの、水路改修が必要なもの、

工事に対して管理道路の整備が必要なもの、また、町内の河川の特徴なんですけれども砂地が多いという特徴があり、発電用の水車の破損なども心配されております。その他、用水管理組合、地元との調整も必要であり、試算段階ではありますが膨大な工事費が予測されております。これらのことから実際の事業としての検討には至っておりません。しかし、御案内のとおり民間の団体の中で小水力をまず試験的に手始めたグループ企業、また、それも飯島町が支援して成立している民間企業ではございますけれども、ここが精力的にその可能性を今研究しておるところでございますので、また、その方々とも相談しながら今後の検討をしてまいりたいと思っております。

坂本議員 答えでは有望なところがあったということですが、砂地、砂が問題で、それが少しネックになるというお話でしたが、現在町内で1企業が小さいですけれども発電を始めておりますので、それにぜひ町も協力していただければと思います。小水力を地域がやるっていうことは、私としては非常に、現在ですね、何ていうのかな、エネルギーのあり方ってのは、中央集権型という形の中でエネルギーが大都市に集中しているという現状があります。食の地産地消というふうな形で叫ばれておりますけれども、エネルギーもですね、地産地消ができればですね、つくられたエネルギーの消滅も少なく、それでなおかつ中央依存型の経済のあり方から脱出して自立した地域経済、また、それが100%とは言いませんけれども、それが確立できるという、確立できるのではないかという私は考えを持っております。これら、そのエネルギーにおいての中央からの離れていくということと、地産地消でエネルギーも地元でつくって地元で消費するというのがいいのではないかというふうに私は、これからの未来においては、こういう形を持っていくということが持続可能な社会をつくっていくというふうに考えておりますが、町長のこの考えに対しての所信をお尋ねしたいと思います。

町 長 坂本議員のおっしゃるとおりかと思います。

坂本議員 ぜひですね、小水力の可能性をですね、潰すことなく、長野県はお水、水の原水の出で流れ出すところなので、今後の可能性も潰さない中で、ぜひ研究は続けていただきたいと思います。

それでは2つ目の質問に行きます。2つ目の質問はですね、小中学校の先生たちの現状と課題は何かということです。2-1として、先ごろですね、午前中に滝本議員のほうから長時間、先生方の長時間労働の話が出ましたけれども、新聞報道ではですね、教職員組合でつくる県民教育署名を進める会というところがですね、保護者から集めた17万8,770筆を県庁で阿部知事に手渡したとありまして、少人数学級のさらなる充実や教職員の超過勤務解消のための人員増などを要望しております。その中で知事は「未来の仕事に集中できるように補助的なスタッフを入れられる予算を考えなければならない」というふうなコメントをしております。現在の町内の先生たちの労働時間の現状はどうなっているのでしょうか、その点をお答えいただければと思います。

教 育 長 教職員の時間外勤務の実態についてのお尋ねであります。当町3校の実態でありますけれども、最近直近での調査としては、ことしの5月のものがあります。飯島小学校では1人当たりの月平均時間外勤務が76時間27分、七久保小学校が56時間1分、飯島中学校は

86 時間 12 分となっております。この数字の中には勤務日の時間外勤務と休日の勤務と持ち帰り仕事時間が入っております。今月も例年のように 12 月に県下一斉の勤務時間の調査を現在している最中であります。学校では、管理職が先生方に声をかけたりノー残業デーを設けたり、あるいは毎月の勤務時間がどうなっているかというようなことを管理職が把握して、勤務時間が減るような取り組みをしてですね、勤務時間そのものについては教頭を中心として管理をしております。さまざまな取り組みは行ってはおりますが、報道等にありますように、なかなか思うようにその超過勤務、時間外勤務が減らないという現状ではあります。

坂本議員 この質問をするに当たりですね、教職員組合の先生にもお話を伺いました。その中でですね、ことしはですね、ことしは学級数が減ったことによって先生たちが、飯小なんですけれども、少し減ったという中で、減った先生の中に専科の理科の先生がおられたということで、専科を一般の先生がっていうのが今はなかなか苦手という方たちが増えている中で、ちょっとその点が現状としては、昨年度よりね、忙しくなっているというお話を聞きました。それで、専科の先生の現状をちょっと私も調べたんですけども、30%ほど、全国の中で先生たちにとっては理科の授業っていうのは、なかなか先生にとって苦手という方たちが多くて、現在の飯小とか七小の理科における現状はどうなっているんでしょうか。

教 育 長 専科の教員のお尋ねですけども、飯島小学校には昨年度、音楽と理科の専科がおりました。全体でのクラス数が減ったために専科が 1 人減ってしまったので、理科の担当の先生が学級担任を持つということになっております。そのために理科の授業はそれぞれの、基本的にそれぞれの担任の先生が行うことになっています。七久保小学校は、もともと専科は音楽の先生お 1 人ですので、理科はそれぞれの担任の先生が理科の授業をしていたということでもあります。この学級数の変動は特別支援学級も含みますので、増えるときのあつ減るときもあるということですが、減り方によっては 1 クラス減で担任の先生 1 人分の減でとどまるときもありますし、数字によっては 1 クラス減だけでも教員定数が 2 人減になってしまうというようなケースがあると専科の先生が減ってしまうということはございます。

坂本議員 その最初の質問でありました超過勤務というか、時間っていう中で、この専科の先生の部分を、七小は音楽だけだと、もともと音楽だけなので先生たちが理科もやっているという中で、こういうふうにクラスが減ったことによるというか、理科の先生が担任になってしまったので一般の先生たちも自分の時間の中で理科をやらなければいけないっていうような状況になった場合の、その先生同士のサポートとか、教育委員会としてはそういうのをわかっていて担任になってもらったのかとか、そこら辺のことは話し合いの中で先生がたとは話をされ——話をされるっていうか、決まった後でもいいんですけども、現状としては、何か懇談とか、現状の状況はどうだとかいう、そういうお話はしてるんでしょうか。

教 育 長 学校の状況については、月に、定例的には月に 1 回の校長会で学校運営に関することは報告もいただいております。先生たちがどんな役割を果たすとか、誰が担任になるということは、公務分掌の割り振りについては校長の権限に属しますので、その部分は校長に任

せておりますが、報告としては聞いております。どうしてもそのやりくりがいかないときには町単独で中学校のように教科の講師をお願いするというケースも当然考えられます。

坂本議員 ええとですね、そういう今お答えになったような形の中で、クラスの人数によって異動があったりするので、それは、その年年の中で話し合いを持たれた中で子どもたちに影響のないような形の中で進めていただければと思います。

次に2-2ですけれども、11月21日の新聞ではタイムカードを取り入れたという学校がありましたけれども、当町は勤務時間をどのように把握しているのか、現状をお尋ねしたいと思います。

教育長 タイムカードそのものを取り入れている学校はまだ少ないと思いますけれども、飯島の学校で言いますと、飯島小学校と飯島中学校では、県教委から、いわゆるパソコンのソフトっていいですかね、計算ソフトが入っているものが配られておりますので、それに先生方が入力して集計するという方法を使っておりますし、七久保小学校では日常的に教頭先生が勤務時間を把握して、状況を管理職が把握するという、こういったことを行っております。なお、先ほど申し上げたように5月と12月は全県一斉の集計がありますので、先生方全員がその勤務時間に関する表の中に勤務時間を入力していただいて、集計をして県に報告しているという状況であります。

坂本議員 適切に勤務時間は把握されてるというお話でした。

2-3であります。部活動へのかかわり方は先生個人で違うと思いますけれども、教育委員会ではどのようにそれについて考えているのかということと、親御さんたちからはスポーツの部活など熱心に見てほしいという要望もあると思いますし、それと先生方の長時間勤務との乖離という問題の中では、教育委員会としてはその部活に対する考え方はどんなふうな感じで行っているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

教育長 教員の超過勤務については社会的な関心が高まっているところでありまして、11月に県でも公立小中学校のその働き方改革のための共同メッセージと県の基本方針が示されましたが、その中にも部活動へのかかわり方についての内容がございました。そういった声が高まる中、4月に部活指導員制度、今まで部活は先生たちが顧問で引率をして、例えば外部のコーチは引率等はできないという仕組みでしたが、それが国が制度化することによって、国、県、市町村で指導員を費用負担をして、契約をした方は引率もできるという、そういう制度でありますけれども、こういったことを実施するために市町村でも基本方針の策定を行うようにという11月に県からの通知が来ております。現在町内でもその策定に向けて今準備をして、年度内には要綱をつくりたいというふうに思っております。お話にありましたように部活に対する保護者の声はさまざまでありまして、先生方とはとてもよくやってくれているという肯定的な評価がもちろん多いんですけれども、部活動が負担になってはいないかという心配されるお声もあるところであります。なお、先ほどの部活指導員の制度は、要綱等は年度内に整備をするということですが、次年度すぐに指導員を雇うという予定は今のところございません。これは、また学校とかなり綿密な、あるいは地域のスポーツ団体ともかなり綿密な打ち合わせ等をしていかないと、長い期間ということになりますので、部活指導員そのものは年度契約ですけど、そういった学校の方針にかか

わることで十分に検討していきたいと思います。現在のところは、そういったそれぞれの保護者からの要望を顧問の先生や学校、あるいは地域の少年スポーツ団体の方が一緒にやる会議もあるんですけども、そういったところである程度調整しながらやっていただいているので、今後もそういう学校の調整力ももちろんあわせながら、この部活の問題について対応していきたいというふうに考えております。

坂本議員

特に運動部の部活の場合は、なかなかスポーツということで一生懸命になってしまうということもあるかと思いますが、指導員の点は、これからの長い中でずっとやっていただくという、お1人っていうことはないのでしょうけれども、そういう形になる可能性もあるので、ぜひ協議した中できちっとした対応をとっていただければと思います。

2-4であります、土曜日と日曜日を学校の休業日とするということは世界では広く実施されていますけれども、日本はですね、週休2日になったのは15年ぐらい前だったと思います。それから、2011年以降、脱ゆとり教育の実施の中で、土曜日にまた授業をするというような学校も出てきております。また、新指導要領の中で英語を低学年で学ぶ時間も入ってくるということになっております。また、小学校4年生での算数における理解がうまく進んでいず中学に入って算数嫌いになる子どもたちもいるというような話も聞いております。実際に私も子ども広場で子どもたちの算数の教科書を見ますと、私たちが同じ歳に学んでいたころよりは、はるかにこの理解をする、何ていうか、算数に対する考え方っていうのが、そこに簡単に形式的に足せばという形ではなく表現されているので、その算数の教科書を見ると、やはり国語的理解力というのがないと、なかなかこれからの子どもたちは算数というものも理解していくのは難しいかなと考えてしまいましたが、先ほどからですね、先生方の長時間勤務を短くと言ってきておりますけれども、このような教科書の状況とか新指導要領などのような状況の中で、週休2日で大丈夫なのだろうかという不安もありまして、子どもと、先生はですね、子どもと向き合い個性を伸ばせるというような教育というのがほんとにこれでやって行けるのだろうかというふうに甚だすごく心配してしますが、こういう中でも現状としては教育長としては大丈夫というふうな形で思っておられますか、その点をお尋ねしたいと思います。

教育長

子どもたちの個性を伸ばす教育が現状でできるかということですが、おっしゃるとおり平成32年から小学校の教育課程が改定されまして、今まで5・6年生であった外国語の体験活動が3・4年生に下に下りると、しかも5・6年生は時間数が増える、それから、特別な教科、道徳が教科化されるというようなこと、あるいは、その後にプログラミング教育が入ってくるという大きな課題を小学校は抱えております。おっしゃるとおり、10年くらい前まで、いわゆるゆとり世代と言われるころはですね、土曜日が休みになり、教科内容もそれに伴って縮減されていた経過があります。現在それは大分もとに戻るといいですか、かつてより膨らんできた中で、子どもたちが一体それらを全部うまく吸収できるのかということとは心配されます。今度の英語にしてもですね、いわゆるゆとり世代のときに生み出された時間をうまく教科化することで、終業、終わりの時間がおそくならないような工夫を、ことし、来年、再来年がいわゆる移行期間になるわけですが、その間に小学校でも取り組んで研究していくという、こういうスケジュールで来ております。その力

がつくかどうかということにつきましては、そういった時間のやりくりを何とか工夫しながら、もう一つは探究的で共同的で深い学びになるような学びの質ですかね、お互いディスカッションをしてプレゼンができて、自分の意見が正しく表明できる、それから国語力もつけて、何ですかね、表現できる、外に向けて表現できるタイプの子どもたちということで、現在その指導内容が知識偏重からそういう自主的な学びの方向へ変質しておりますので、そういったところは町もいろんな形で支援をしながら子どもたちに豊かな学力と生きる力と、それからそれぞれの個性の発揮を期待したいというふうに思っております。

坂本議員

終わりです。

議長

1 番 本多昇議員。

1 番

本多議員

それでは通告に従いまして 4 件の質問をいたします。まず 1 番目の質問です。「太陽光発電設備設置等について」です。町は飯島町地域自然エネルギー基本条例を制定し、発電施設設置手続に関する規則を制定し厳しく管理しております。しかし、設置条件が整えば許可を与えなければなりません。28 年 3 月、制定後の私の検証結果を教えようとして提出し、規則設置に関する課題、課題に対する規則の修正、追加を提案しました。制定後 3 回規則の見直しがされて現在に至っています。本年の 9 月末「買い取り価格下落で太陽光事業者の倒産最多」の新聞記事がありました。それによると、買い取り価格は利益が出やすいよう 12 年度に 1 キロワット時 40 円でスタートし、17 年度は 21 円と半額弱になりました。買い取った分は電気料金に上乗せされることから、料金高騰を防ぐため買い取り価格は今後も引き下げとなる見込みです。将来的に制度自体が見直される可能性もあると厳しい見方をしております。

1－1 です。「飯島区からの陳情、太陽光発電設備の設置に関する条例の改正について早急に対応すべきだが。」の質問です。陳情内容を読みます。

現在の国内の電力は化石燃料や原発に頼っており、東日本大震災時の原発事故等を考えたとき、自然エネルギーの利用、推進は将来的に大変な重要なことであると思われます。とりわけ太陽光のエネルギーを活用する太陽光発電の推進は今後とも地域電力を確保する上で欠かせないものと考えております。

そのような中であって、当町内の太陽光発電施設設置件数は 28 年度においては 18 件と聞いており、そのうちの半数が町外業者によって占められ、設置後の施設維持管理が適正に行われるか不安が増幅されており、また、設置後に他業者へ転売された場合の環境保全等の契約事項の完全な履行がされるか懸念されるところであります。

さらに、町外事業者であるがゆえに環境保全等の不備を指摘しても対応がおくれることや、設置事業者が破産した場合、施設の放置なども考えられます。

このようなことが想定されますことから、適正な維持管理をしていく上で不備が生じた場合に強い指導ができるようにするため、新たな規制強化を追加していただきたい。太陽光発電設置に関する条例は推進を進める内容が主で、景観を含めた周辺住民の生活環境の障害となる可能性が否定できないことから、設置者に対する管理規定等の強化を含

めた条例の改正をお願いしたい。

1、太陽光発電設備設置申請時の見直し。

(1) 事業者が発電設備の設置後に転売する場合は、契約事項の完全履行。

(2) 事業開始時には地元管理者の設置。

2として、飯島町さわやか環境保全条例第21条の別表に「特定事業の届け出」が義務づけられていますが、この別表に「自然エネルギー活用発電施設等」の業種を追加するように要望する。

この陳情については、先ほど述べたように太陽光事業者の倒産が多くなっています。現状を考えれば早急に対応すべきと考えます。担当部署も既に検討していると思います。町長の所見をお伺いします。

町 長

本多議員の質問にお答えいたします。飯島町地域自然エネルギー条例につきましては、自然エネルギーの活用に関する基本理念を定めたものでございます。実際の手続等につきましては飯島町地域自然エネルギー活用発電施設設置手続に関する規則での対応になっております。同規則につきましては、規則の制定後に複数回の見直しを行い、当初届け出制であったものを許可制にしたり、事業の変更に伴う部分の定めなどを見直しを行ってまいりました。今回の陳情に対する対応につきましては、町として業者が守るべき基本的事項、責務について別に定め、また事業ごとに異なる事項についてもあわせて事業者に対してお示しをする方法について、飯島町環境基本計画や現在策定中の景観条例との整合性を図りながら検討しているところでございます。議員がおっしゃるとおり、当初推進、太陽光推進という時代を経て、大分時代が変わってきておると。また不安が増幅しておるという状況の中で、上位条例もありますけれども、できる限り飯島町の景観条例、自然環境を守るために知恵を出し合っていきたいと思っております。また今後ともよろしく御指導いただきたいと思っております。

本多議員

ちょっと確認なんですけれども、今の1のほうは規則の見直しと——見直しつつうか、追加でやるということですね。2のほうはさわやか条例に21条に追加するということですか。確認です。

住民税務課長

さわやか環境保全条例のほうにつきましてはですけれども、こちらのほうの特定事業につきましてただいま検討を、研究をしながら考えているところです。

本多議員

わかりました。早く検討してもらって飯島町にきちんとした報告をしていただきたいと思います。飯島町じゃない。飯島区。よろしくお願いします。

それでは1-2です。「自然エネルギー推進事業補助金見直しの検討結果は。」の質問です。飯島町自然エネルギー推進事業補助金は、26年4月1日より町内の自然エネルギーを活用して持続可能な地域づくりを進め、自然エネルギーの安定的かつ適切な供給事業を行う町内発電事業者の支援を目的として補助金を交付するものです。補助金は、施設用地が地目変更されることにより固定資産税が増加した場合において差額の2分の1を10年間補助するものです。26年度は2件42万円、27年度は4件49万円、28年度は4件48万円でした。松川町では、太陽光発電設備を設置した土地への町の実質的な税制優遇措置をめぐり、農地並みの課税の税制優遇は不適切と住民監査請求書が出されました。また、松川

町は、ようやく太陽光発電設置で独自ガイドラインを作成する方針を決めたところです。飯島町は先行しています。他市町村のモデルになるように進めていきたいと思うところです。28年の12月、住宅の屋根太陽光発電システムの設置は大いに推進すべきだが、景観を破壊している野立てへの飯島町自然エネルギー推進事業補助金は廃止すべきと提案しました。制度の内容について研究、検討をすることになっています。一年が経過しました。検討結果をお伺いします。

住民税務課長

自然エネルギー推進事業補助金の見直しについてでございますけれども、先ほど議員さんからもございましたが、この補助金は飯島町自然エネルギー推進事業補助金交付要綱に基づいて平成26年4月1日から施行されているものでございます。町内事業者が設置した発電施設用地の地目変更により固定資産税が増加した場合において従前の地目と当該年度の固定資産税に差額が生じた場合、差額に2分の1を乗じた額以内を補助するもので、当初の交付対象期間を10年間としております。制度としましては4年目を迎えまして、見直しの検討を行うことが必要というふうに認識をしております。今現在使用されている、利用されている事業者さんに対しましては見直しについての提案の実施もしているところでございますが、今後、補助金の額、期間等について研究をする中で、期間の縮小などの一定の方向づけをしてまいりたいと考えております。

本多議員

ぜひ住民監査請求の出されないようにしっかりとやってもらいたいと思います。
1－3です。「公の施設の屋根貸し事業今後の展開は」の質問です。公の施設の屋根貸し事業の概要は、公の施設屋根を町内に本社を置く民間事業者へ貸し出し、町及び耕地、自治会は利用料を徴収する、また、通常時は事業者による事業として売電事業を行い、停電等の非常時には非常用電源として町民の方が活用し、緊急避難施設並びに指定避難所の防災力の向上に役立てると、利用は年額1平米当たり100円、利用料の金額の決定過程はわかりませんが、屋根を利用した屋根貸し事業は大変よいことだと思います。20の対象施設があり、公募の結果9カ所の施設が決定し、現在工事が進んでいます。残り11カ所の施設があるわけですが、今後の展開をお伺いします。

町長

公の屋根貸し事業につきましては、現在事業者が町内の公共施設7カ所と自治会の集会所2カ所の合計9カ所に設置を進めているところでございます。このうち公共施設4カ所につきましては、電力会社との系統連系が済んでおり、発電が開始されている状況でございます。今後の屋根貸し事業につきましては、9カ所の施設に設置が完了した後の発電状況やほかの施設の発電についての有効性を見ながら研究してまいりたいと思っております。

本多議員

もしですね、1－4です。実施の場合、現事業者が継続するのか、新規に公募するのかお答えください。

町長

実施する場合には新たに公募する形を考えております。

本多議員

ええとですね、前回の場合ですね、募集要項が発表されて、公募開始が12月の6日、質問の受け付けが16日まで、申請の受け付けが23日まで、26日は使用事業者が決定しました。その発表されて公募したかったけれども短期間だったので企画が間に合わない残念がる業者もいましたので、今後公募するときには、公平性を保つためにも期間を長くし、余裕のある時間を与えることが大事と考えています。ぜひ検討していただきたいと思いま

町 長
本多議員

す。町長の所見をお伺いします。

公平性のある入札等をやっぱし常に考えていくことが大事だと思っています。
わかりました。

それでは2番目の質問です。「柏木運動場周辺の整備構想について」28年3月に飯島FCと飯島町総合型スポーツクラブが、27年9月に提出した柏木グランドB&G体育館周辺構想についての提案書により私は質問しました。この場所は、中央アルプスと南アルプスが展望できる景観のすばらしい場所です。他の地区から来た人たちもこの場所の景観に絶賛しています。柏木運動場は避難地に、B&G体育館は避難所に指定され、防災施設として体育館発電施設の設置とヘリポートの完備がされています。与田切川の氾濫で大規模な災害が発生した場合、町は分断され、七久保・本郷地区の避難場所の重要な町南部防災拠点となります。防災拠点としての機能強化を図る必要があり、5項目の施設設備が提案されています。1、大型車両の乗り入れができる道路用地の確保。2、ヘリポートと駐車場分離するため用地の確保。3、体育館の外トイレと手洗い場所の設置。4、非常時に備え井戸の設置。5、体育館の屋根に太陽光発電の設置。また、柏木周辺と運動場の多目的スポーツ施設として設備拡充を図るため9項目が提案されています。1、トイレの新設と手洗い場所の新設、2、ふれあい広場整備と広場西側の駐車場用地の確保、3、グランド拡張による用地確保、多目的野外スポーツ施設の設置、4、人工芝の設置、5、太陽光発電事業によるナイター照明の設置、6、グランド東側土捨て場を駐車場に整備、7、プールの利用効率向上と交流施設としての位置づけ、8、B&G体育館のロビーのレイアウト変更と模様がえ、9、柏木周辺の自然体験空間と交流の場としての施設空間の利用です。

2-1の質問です。この「整備交渉の慎重状況は。」の質問です。私のわかっている範囲では、体育館の外トイレは28年度に完成しました。体育館の屋根に太陽光発電の設置については公の屋根貸し事業で現在工事を行っていると思います。以上ですが、柏木運動場周辺の整備状況の進捗状況をお伺いします。防災拠点については町長に、柏木運動場周辺については教育長にお尋ねします。

教 育 長

柏木運動場の整備についてお尋ねであります。あのB&Gのプールがあったり体育館があったり、あるいはグランドがあるということ、それから、極めて景観的にもすぐれた場所であるということは承知しております。整備構想につきましては以前から、その飯島FCあるいは総合型スポーツクラブから御提案をいただいておりますし、毎年懇談を行っておるところであります。今提案の内容についてお話がありましたが、グランドの拡張、芝生化あるいはナイター、駐車場や、あるいは大型バスの進入路、防災拠点としてのあり方、ウォーキングコースや道の駅からの回遊というような考え方をいただいております。今お話ありましたが、トイレにつきましては、昨年度、指定避難所のトイレとしていいトイレが完成したわけです。ただ、今後の計画となりますと、用地所得あるいは進入路の問題のほか、整備のための膨大なその予算をどうしていくか、あるいは有利な財源があるかどうか、できた後のランニングコストは一体どうしていったらいいかっていうようなことを考えたり覚悟したりしなければいけないということでもあります。公共施設については全体的に縮小ということが課題になっておりますので、大規模施設、大規模開発につきましては、

	町全体といった中で考えさせていただくしかないかなあというふうに思っております。前回いろいろお話をいただいた後でありますけれども、現在のところまだ研究の段階にとどまっておるところであります。
町 長	防災拠点につきましては、大きくは今教育長さんの答えた中で柏木のグランドの整備というものが進んでいくんですけども、観光拠点としては、また順次整備してまいりたいと思っております。
本多議員	もう 27 年の 9 月に出されてますので、もう 2 年、来年になれば 3 年、できるだけ早く方向性を見つけてもらいたいと思います。
	2－2 の質問です。「大型車両が通行できる道路計画を早急に」です。避難施設、避難地として防災拠点となる場所へ大型車両が通行できないことは重大な不備であります。災害時の体制に万全を期することができない状態と考えております。早期に路線の計画をすべきと考えます。道路の路線が決定すれば柏木周辺と運動場の整備が進展することは間違いありません。町長の所見をお伺いします。
建設水道課長	道路計画についての御質問でございます。御指摘のように柏木運動場周辺につきまして道路幅員は約 3 メーターから 4 メーターでございまして、大型車両が通行するには十分な幅員であるとは言えない状況でございます。災害発生時など有事の際には避難所とヘリポートに指定されておまして、避難者の通行、物資の搬入、搬出、緊急車両の運行が安全に行えることが必要となりますので、将来的な柏木運動場周辺の整備構想を見据えながら総合的に道路計画を検討してまいりたいと考えます。
本多議員	こんなことを言っちゃまずいかもしれませんが、今の道路計画なんですけど、今の三甲柏木工業団地から真っすぐ東へグランドに向かうあの道路があるんですけど、あれを真っすぐ行けば簡単にすぐできそうな気がしますので、よろしく検討してください。お願いします。
	3 番目の質問です。「伊南バイパス看板設置について」28 年 9 月、町中心部へ誘導する看板設置を提案しました。町長は「商工会とも協議する中でよりよい方法を検討する」とのことでした。着々と伊南バイパス工事は進んでいます。看板設置についてはストップしています。伊南バイパス看板設置の検討結果をお伺いします。
町 長	提案いただきました伊南バイパスから中心市街地への案内看板の設置に関しましては、商工会との協議の中で商工会が事業主体となり設置をしていただくよう進めておるところでございます。町としましては、その設置費用の補助や関係機関との連絡調整などにおいて支援しております。今年度中にできるよう頑張っております。
本多議員	わかりました。
	それでは 4 番目の質問です。「コンパクトシティ形成に向けた取り組みを」の質問です。26 年 6 月、定住促進の質問の中で、人口の減少、超高齢社会で予測される将来を見据えて住民、高齢者が安心して暮らせる先手のまちづくりを始めるべきと提案しました。若い人たちがいなくなり、人口も減ってコミュニティーの活気がなくなり、近隣の小売店、サービス店が廃れ、日常生活が不便になり、住民、特に高齢者は生活に困り、ますます人口減少、空洞化が進み、空き地、空き家、さらには放置された廃屋だらけの荒廃地が出現する

おそれがあります。人口の減少、超高齢社会にも対応できるまちづくりの先手の施策、地域に応じた個性のある施策の立案実施は、知恵と工夫により最優先で取り組むべき町の重要課題です。まちづくりとして空き家の除却や空き地の公園・緑地化、さらには農地や雑木林を自然の森に戻す公共事業を実施する時代が来るかもしれません。住民、高齢者が生活に困るおそれがある郊外住宅地の増加を抑制し、住宅地を分散させないようにし、地域に応じた個性あるまちづくりを考えていく必要があります。先手のまちづくりとは、人口の減少、超高齢社会にも対応できる飯島町の施策を反映したコンパクトシティにすることです。

4-1です。「コンパクトシティの発想をどう考える。」の質問です。都市の郊外化、スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いて行ける範囲を生活圏と捉え、コミュニティーの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとするのがコンパクトシティの発想です。コンパクトなまちづくり、コンパクトシティをどう考えるか、町長の所見をお伺いします。

町 長 全国で人口が減少する昨今、まちとしての機能や移住地域をコンパクトにまとめ行政効率のいいまちづくりを進めることがコンパクトシティ政策だと認識しております。メリットとしては、生活に必要な公共施設や商業地が居住地にまとまることにより居住地に暮らす人々の利便性が高まることが考えられます。機能がまとまる中、車で移動するの必要がなくなれば交通弱者の問題も解決できるところとなります。また、行政としてもサービスが行き届く範囲、コストを投資する範囲を限定できるため、道路、上下水道の整備、維持管理といったコストも抑えることができます。コンパクトシティの発想、居住する地域を集約していくことで住民の利便性を高めながら効率的な行政を目指すということの中には、町としても研究すべき要素がたくさんあると考えております。

本多議員 4-2です。「取り組んでいく必要があると考えていますが」の質問です。駒ヶ根市は都市機能の効率化でコンパクトなまちづくりを目指す都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定しました。今後人口減少がさらに進むことが予想されていることから、財政面、経済面での持続可能な都市計画を可能とするため人口減少に歯どめをかける必要があります、具体的な施策を進めるためにコンパクトシティプラスネットワークの考え方によるまちづくりを進めるためのものです。計画では、都市機能誘導地域を市内3カ所に設け都市機能を中心拠点や生活拠点に集約する方針で、市街地の人口密度を維持することで持続可能な都市経営を目指していくとのこと。国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきコンパクトシティ形成に向けた市町村の取り組みが一層円滑に進められるよう関係施策に連携した支援策について検討するなど、関係省庁挙げて市町村の取り組みを強力に支援するためコンパクトシティ形成支援チームを設置しています。町の方針、施策により型はいろいろあります。飯島版コンパクトシティの形成に取り組む必要があると考えます。町長の所見をお伺いします。

町 長 コンパクトシティという手法については、政治的な利便性や効率を図る面で大きくその効果というものがあろうかと思えます。しかし、議員がおっしゃるとおり、都市型のコンパクトシティ、あるいは我々のような中山間地域でのコンパクトシティというのは、やは

	り手法が違ってくだらうなというふうに思います。この農村を1カ所に一つにまとめるってことはなかなか難しいと思います。幾つかの拠点の中で整備されることが肝要かと思っております。その中で特に大事なのは、まず集落内で生活を支え合い、住みなれた地域で暮らし続けるための仕組みづくりや、また集落の実情に合った福祉サービスや交通ネットワークの確保に取り組んでいくのがよいのではないかと考えるところでございます。しっかり、これは研究しなければならないことだと思っております。
本多議員	ぜひ研究していただいて、飯島町がよくなるようによろしく願いいたします。これで質問を終わります。
議 長	ここで休憩とします。再開時刻は3時10分といたします。休憩。
休 憩	午後2時50分
再 開	午後3時10分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。
11 番	11 番 中村明美議員。
中村議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。「1、新井用水路の改修が急がれるが町の認識を伺う」この質問は既に平成27年に飯島区から陳情されており、以来毎年要望され、つい先ごろの要望に対して町側からは「改修はまだ先になる」との返答、この件は議会でも採択をしています。現在改修工事中の原井用水路は予定よりさらに2～3年おくれるようで、新井用水の改修工事はその後かというふうに思っていたのですが、今回の定例会の冒頭で全協で配付されました30・31・32年度の実施計画を見ますと32年度に実施されるように計上されております。しかしながら、ここまでおくらす要因は何なのでしょう。一体、新井用水路の現状をどのように把握しているのでしょうか。いつ崩落してもおかしくない状況、新井用水路の下には水道管があり、崩落により水道管を破損するおそれもあることは、町は既に承知していることと思います。飯島区としては、住民生活を脅かす危険をいつときも早く改善すべきと早期回収を切望しているのです。町民生活に欠かせない水路環境の安心・安全確保は町の責務でしょう。前倒し計画を進めることを求めますが、現状どのように町は把握しているのか、認識しているか伺います。
町 長	中村議員の一般質問にお答えいたします。新井用水路は重要な水路であり、町としましても改修が必要な水路であるとの認識は持っており、随時点検も行っております。水路改修は、隧道、トンネルの部分もあり膨大な費用が見込まれることから、県営による事業実施に向けて事業計画を提出しております。毎年、県担当部署とも現地踏査を実施するなど現状を確認いただき事業化に向けて協議を進めておりますけれども、現在町内で実施中あるいは計画中である水路の大規模改修が3件ございます。本郷の原井用水、千人塚の耐震改修、そして新井の3件でございますけれども、いずれも県営事業についても予算配分が要望した額を下回る状況にあり、予算確保が非常に厳しい状況であります。このような状況

	でありますので、まずは現在実施中である事業の早期竣工を願い、その後も順次緊急性の高い水路から改修を進められるよう国及び県へ事業採択や予算確保の要望をし続けておるところでございます。管理されている飯島区におかれましても、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。
中村議員	そうしますと、今の町長の答弁から考えますと、その予算配分、県の予算配分というものがあって、その中で今現状原井用水等が実施されております。そういう中であって、飯島町には、現状ではまだ新井用水に着工する予算が県から取れないという、そういう県の見解が一番大きいということであって、町の予算がつかないからおくれてるということではないという認識でよろしいでしょうか。
町 長	先ほども申しましたけれども、トンネル工事等がございまして多額な費用がかかると予想されております。まずは県の支援をなくしてできない事業かなと、このように考えておるところでございます。一刻も早く現在の改修事業、原井用水を終結し、そして新井へ移るよにということ、先日も県の方々と本郷区、また飯島区の皆様方と交えて懇談をしたところでございます。
中村議員	そうしますと、原井用水のほうはいつ終結、予定では終結するのでしょうか。実施計画、32年度までの実施計画の中を見ますと32年に500万の新井用水の事業に対する予算が計上されておりますけれども、この32年というのは工事が実施されるのではなくて、これは設計費、設計が始まるということで、着工はこの何年後になるのでしょうか。
産業振興課長	現在県営事業で行っております原井用水、それから中央道のかかっております中央道の跨道水路橋、それから千人塚のため池ということで3つやっておりますけれども、その後というか、それが順次進んだ後に新井というような計画で今現在おります。新井につきましては33年度から事業をやれたらということで計画はしておるわけなんです、今進めております原井用水自体が32年度予定なんですけれども、これもはっきり申し上げると約束が確約できているわけではないという状況でして、計画は、実施計画等、あと県との協議の中で、そういった5カ年計画ぐらいでやっていくという計画でございますが、これについても国、県の予算の配分によっては若干なりとも伸びていってしまうのかなあというふうに思います。原井につきましても現事業で県営の農村地域防災減災事業で取り組んでいるわけなんです、これ以外の事業もできないとか、ほかの事業についてもこの事業以外でできるところはないかということを県のほうも真剣に検討いただいておりますので、そういった町と県との協議を重ねる中で、できるだけ早くやりたいということでやっておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。
中村議員	もう一度だけ確認をいたしますが、まず原井用水の改修が工事が終わらなければ新井には移れないということなんでしょうか。それとも、この実施計画の中にある32年度には500万の中で設計の計画だけはしていくということになってきて、工事は、何でしたっけ、原井用水が終わらなければ工事はできないという、そういう認識でよいのでしょうか。その辺のところは飯島区としても理解をさせていただいているということでもよろしいでしょうか。
産業振興課長	現在原井をやっております、原井を途中でやめて次のところというのは、なかなか本

郷区のほうの皆さんの心情的にもいろいろ問題があるのかなあというふうに思っておりますので、考え方としては、計画の考え方としては、原井が終わった後に、また緊急性の高いところということで新井等に行きたいというふうに考えております。

中村議員 なかなか飯島のその新井用水路のところの危険性というのは町も多分把握してと思いますので、その原井用水の改修工事ですね、これになるべく計画どおりに進むような、町がどうこうできることではないと思うんですけども、そういうふうな方向に行くことを望んでおります。32年度には確実に計画が進むように、町も、また原井がね、これ以上おくれたとしても新井に取りかかれるように、県のほうに町もしっかりと要望を強めていただくとことを要望いたしまして、それでは2つ目の質問に移ります。

2の質問に移ります。「次年度事業で①児童生徒へ防災ダンボールヘルメットの支給」②として「F i x M y S t r e e t アプリの導入を」初めに訂正をさせていただきます。②のF i xのスペルが間違っておりまして、「F」の次の「l」は「i」に訂正をお願いいたします。それでは質問内容に移ります。学校生活において、また登下校時において災害から子どもたちの身をどのように守るのか、また、マニュアル化されていることと思いますが、子どもたちはどのように身の安全を確保し避難することになっているのか伺います。

教 育 長 学校では災害時の避難のための災害訓練を行っております。避難訓練では、災害の種類によって内容は若干異なりますが、現在は火災や地震を想定して訓練を行っております。地震のときには、すぐに机の下にもぐって身の安全を確保して、指示が出たらそれに従って避難すると、火災の場合には放送等の指示に従って避難するというような避難訓練を行っております。なお、小学校では保育園のときに使っていました防災頭巾を普段は座布団カバーとして使っておりまして、その避難時に必要であればそれをかぶって避難するという訓練を行っております。

中村議員 小学校では防災頭巾、保育園からのものを使用しているといいますが、きっと高学年になると小さくなってかぶりにくくなってきてるのではないかなあというふうに推測するわけです。そこでですね、私が提案いたしますが、これは安曇野市で既に行っているんですけども、子どもたちを災害から守るために防災ダンボールヘルメットを支給しています。段ボールといっても火に強く、水にも耐久性にもすぐれています。保育園児から大人まで使え、折りたたみ、かばんに入れ、登下校にも携帯でき、荷物にならないすぐれものです。親御さんからの評価も大変高く、喜ばれているということでもあります。災害は、いつ起こるかわかりません。頻発している自然災害から子どもたちを守っていかなければなりません。当町でも町から次年度に児童生徒にダンボールヘルメットの支給を提案いたします。また、この代金なんですけれども、いろいろありますが、注文数が多ければ1つ当たりの単価が安くなるというものがあまして、検討時には、ぜひ介護施設とか、そのような関係者、住民サイドへも声をかけると、住民の防災、危機管理を高める効果になるかと思います。ちなみに、近隣、駒ヶ根市では小学校、全校かわからないんですけども、防災用にヘルメットを用意してるというところもありまして、今このように防災ヘルメットというものも考えられておりますので提案をいたしますが、いかがでしょうか。

教 育 長

今お話にありました避難時におけるヘルメットというのは、身の安全を守るための重要な要素の一つだというふうに考えております。御提案いただきました防災ダンボールヘルメットというのは、従来と比べて持ち運びはコンパクトになるということで、子どもたちが比較的簡単に持ち運びできるものということでありまして、お話にありましたように段ボールとはいっても比較的強度があつたり水に強かつたりというものであります。また、お話にありましたように、駒ヶ根市では教室にヘルメット、小学校の教室にヘルメットが置いてあるということは承知しております。今お話にありました、その子どもたちが持ち運ぶということになると、通学時の地震等が想定されるわけですが、低学年の子どもがかばんから出して、ヘルメットはある程度組み立ててかぶるという動作が必要になるんですけれども、こういった動作が避難のときに安全な場所にいち早く避難するというのとうまく子どもたちにできるかどうかというような課題もあるかなあというふうに思っております。まだそろえるかどうかというところまでの検討は至っていませんけれども、通常型のヘルメットを教室に置いておくのほうがいいという発想もありますので、そういったようなことや、あるいは、まだ近隣の市町村、それぞれの教育長会議でも話題にはなっておりませんが、こういった近隣の市町村でそういった導入が今後進むのかどうかというようなこともあわせて考えながら対処していきたいと思っております。とりあえずですけども、子どもたちがこういう訓練などを通じて指示どおりきちんきちんと身の守る動きができるというようなことを避難訓練の第一の目的としてやっていきたいというふうに考えております。

中村議員

確かに低学年の子どもさんたちには組み立てることが難しいっていう子もいるのかもしれませんが、子どもたちの登校時ですね、通学等のときにも安全に身を守るということで、子どもたち自身もそういうことをできるようだね、形に持っていくというのも大事なかなあというふうに思っておりますので、どの程度難しいのかどうかということを、段ボールはだめだと決めつけるのではなくして、広い角度から検討をして、よりよい形で子どもたちの身の安全を守ることを要望いたしまして、②の質問に移ります。

フィックスマイストリートアプリでは、このアプリというのはですね、道路の破損、不法投棄など、気づいた町民が現場を写真で撮り、行政に報告します。行政はアプリから現場状況を見て対応を行う仕組みです。従来のように行政に連絡や行政窓口に出向いていく必要がなく、住民、行政、双方にとって利便性があるということです。また、例えば、アプリの投稿を見た別の住民が蜂の巣の扱いは自分がなれているから駆除しましょうかというようなことにもなつて、住民間でつながりが生まれている、また誰もがみられるウェブサイトで公明正大に行われるので対応における行政の立場や考え方もわかっていきます。こういう時代に乗ったとてもいいアプリかなあというふうに思いました。ただし、利用を開始するに当たっては、あらかじめ町民と行政の双方でその目的や趣旨を共有しておく必要があります。現在このアプリは無料であるため導入のチャンスかなあというふうに思っております。当町も活用に向けて研究をするべきと提案をいたします。この質問に当たり、前もって町のほうには情報をお知らせしましたが、その辺研究をされたでしょうか、お考えを伺います。

総務課長

それでは、フィックスマイストリートというアプリ等につきまして答弁をさせていただきます。このアプリですが、これを利用いたしまして住民の皆さんからの通報を受けている自治体は、開発をしました会社のホームページでは全国で9の市が導入実績があるというふうに紹介をされております。人口規模につきましては10万人、また30万人というような規模がほとんどでございます。県内では安曇野市がこの6月から運用を開始しているとのことで、現在は道路の管理状況、管理の、道路の管理業務についてのみ使用をしているというふうに聞いております。このアプリでございますけれども、通報する側でのアプリの登録料、利用につきましては無料ですけれども、通報されました情報を使用する自治体では使用料が発生をしているというふうに聞いてございます。安曇野市では、約10万人の規模でございますけれども、月額で4万5,000円、年間で54万円の費用がかかっているというふうに担当者からはちょっと話を聞いております。行政から見ますと、それぞれまだ費用面ですとか使い勝手の面でまだ課題があるというふうに感じてございます。全国また県下の市町村の動向を見ながらですね、誰もが利用できる行政運営に活用できるようなアプリ、またいろいろこれから研究また提案されていると思いますので、今後も研究をしてまいりたいというふうに思っております。

中村議員

わかりました。その情報を受け取る側が費用がかかるというところは、ちょっと私も勉強不足でございました。今後どのように、アプリの情報等がどういう形になってくるか、新しいものがまた出てきたりすると思いますので、ぜひそういうところも研究しながら、今後役立てられるものは役立てていくようにまとめまして、3の質問に移ります。

「介護保険制度の改正により始まった「総合事業」の実態は」について伺います。介護保険制度の改革により、本年4月からは、要支援向けサービスの一部を介護保険による全国一律運営から自治体の介護予防日常生活支援総合事業に移行しました。移行する前には要支援者が総合事業に変わることによるサービスの低下を懸念されていましたが、現在当町における総合事業の実態はどのようなものであるか伺います。

健康福祉課長

それでは、当町におけます介護予防日常生活支援総合事業につきまして説明いたします。この事業は、要支援者の多様なニーズにその方の能力を最大限に生かしつつ多様なサービスを提供するものでございます。その人その人によってマネジメントを行います。当町では、これまでの介護予防通所介護、訪問介護と同様のサービス形態である現行型通所訪問介護サービスと、事業所の設置基準の緩和と利用目的に応じて速やかにサービスにつなげ心身状態の維持、向上を図ることを目的とした町独自の形の通所訪問サービス、それから、さらに心身状態の早期改善を目的とした3つ目の事業であります訪問型短期集中リハビリサービスでスタートをいたしました。移行に当たりましては、利用者の皆様に与える混乱やサービスの低下を防ぐため現行型通所訪問介護サービスへの移行へ対応いたしました。事業開始に当たりまして、町内の介護保険サービス事業者の御理解と御協力をいただき町内全事業所の事業参加と対象利用者の受け入れをしていただきまして、これまでと変わらないサービスを提供することができましたので、混乱もなくスムーズな移行ができました。また、4月以降の新規利用者につきましては、心身の状態や希望するサービスを面談や状態確認を行った上で認定調査を行います介護保険の申請、それからチェックリストにより

	ます総合事業利用申請と、その方の状況に合わせた対応を行っております。
中村議員	そうしますと、移行後も全事業所の協力で混乱なくスムーズに現在行われているということ、新規の利用者の方に対しては、この方たちは利用内容について今のところ不便さは感じていないということでしょうか。
健康福祉課長	それぞれの状況によりましてケアマネジメントをいたしまして相談に乗りながら組み立てをしておりますので、なるべく御要望に応じた、その方に合いました計画でされているということでございます。
中村議員	それでは、混乱なく引き継がれたということで理解をいたしました。 それでは3-2に移ります。地域包括ケアを目指す理由は、老後は住みなれた地域で暮らすためとしています。また、介護保険の財政的な状況からしても避けられないことでもあります。2000年に始まった介護保険制度の介護保険給付費は、今や3兆円から8～9兆円に膨らんでおり、25年問題を考えると、持続ある制度構築するためには、見直しは避けられないことでしょう。総合事業では、生涯地域生活を維持していくために幅広い支援策を要介護となる前から実施していこうということで始められていると思います。しかし、この事業が対象者に十分に周知されていないように感じます。そこで、個人宛てに通知し意識啓発を図ってほしい、単なるお知らせチラシでは家族から高齢者に伝わりにくいが、個人宛てであれば確実に本人のもとに渡るのではと考えます。自分宛てであると他人事と思わず、健康管理への関心が高まり、行動に移っていけるように考えるからであります。事業内容が高齢者一人一人に届くような取り組みで、さらなる健康管理に向けた啓発活動の推進が重要に思います。将来を見据えると、総合事業の充実を、充実いかんによって介護度の抑制ができる、晩年まで元気に過ごすことが望めますが、今後、まだ課題はあると思いますけれども、総合事業の充実をどのように図っていくのか、個人への周知の徹底含め伺います。
健康福祉課長	それでは、議員のおっしゃるとおり、介護予防日常生活支援総合事業では、将来の介護の多くかかる方をなるべく後にしましょうとか、あと地域で長く暮らしましょうということで取り組みをしているものです。今までの介護予防、病気の発症予防や身体機能低下の予防に加えて、高齢者一人一人の生きがい、役割の継続や地域での生活支援の担い手としての活躍など、住民一人一人が主体性を持った介護予防のあり方や地域活動への参画が求められています。今議員のおっしゃられたものは、この事業の中の一般介護事業ということが当たるとは思いますけれども、現在でも歩く歩く塾や健幸教室というものでそういう教室を開催してやっているわけですが、こちらにつきましては、今、個人宛てな通知ということは、全員についてということとはしてはいないんですけれども、昨年度までは、健康診断の全町民の方に宛てる申し込みのときに、その方、高齢者の方々へのアンケートりまして、そこから必要な方に通知をするということは、等のことはやってまいりました。全員の方に通知をするということに関しましては、今後研究してまいりたいと思います。また、これからますます高齢化も進んでいきますので、町内の事業所や関係団体と協力して、さまざまな事業展開を参加者が増えるように啓発を行ってまいりたいと思っております。また、多様な生活支援サービスというものもございますけれども、単に通所訪問型サー

ビスの仕組みや形を整えるだけではなく、飯島町における現状や不足している社会資源を抽出しながら、飯島町の生活実態に合った地域の生活支援サービスの創出が求められていますので、そちらのほうも研究を皆さんと一緒にしていきたいというふうに考えております。介護保険の制度も大きく変わり、考え方も変わっております。地域の中にある支え合いを大切にして、介護保険サービスばかりに頼らないで住みなれた地域での生活を豊かに過ごしていくことが求められている中、地域の支え合いの姿の上に介護保険制度が成り立っている現状について、より一層啓発に努めてまいりたいと思います。

中村議員

よくわかりました。町の事業の取り組みは本当に細かくされていると思うんです。ところが、高齢者の皆様のところに行くと「え、そんなのやってんの。知らないよ」っていう声も多く聞かれます。とても残念に思います。せっかく行政側でこのように組み立てていても高齢者のもとに届いていないというのがとても残念でなりませんので、ぜひとも個人のところでどうすることが届くのか、また啓発活動になるのかを、ぜひ、大変な事業だとは思いますが、取り組みに重点を置いていただきたいと思います。介護事業、保険事業というのは、毎年毎年状況が変わってくる中で大変ですが、ぜひともその辺のところを見極めながら行っていただきたいと思います。また、大きなくくりの中で総合事業と言ってよいのでしょうか。先ごろ議会と住民との懇談会を行いました。その中で高齢者の方から高齢者クラブの存続問題ということで課題が挙げられました。高齢者クラブに今加入している団体というんですか、グループというんですか、それが飯島区では4耕地、七久保で1自治会という計5つのグループになっております。しかし、今年度末までにこの高齢者クラブの存続に対してそれぞれ判断をしなければならないようなことを言われていました。一体どうしていいのかということをお願いしております、この辺、高齢者の方、今現在の高齢者クラブの方たちが問題というか、迷っているというところがありますので、ぜひとも町からも、行政側からしっかりとですね、どういう方向をとるのがそのそれぞれのグループにとってよいのかということもぜひ提言をしていただきたいと思います。その高齢者クラブを続けられないというのは、高齢者といっても、今はもう70代の方々も現役で働いてる方もいます。クラブの中の役員となりますと70代後半～80代の方、そういう人たちが会長をしたり町の役職を受けたり、そして事務管理をしたりというのは大変荷が重いと。そういうことで高齢者クラブを脱会するという方が多かったようでございます。その辺のところも緩和できるのか、そういう方法とかもですね、ぜひ今後行政側から高齢者クラブの方々、またはいちいの会というところが高齢者クラブに移行する前の段階というふうにも私伺っておりますが、そこらの辺との兼ね合いも、ぜひとも今後話し合いというか、説明を行っていただきたいと思いますというふうに思います。これは質問内容ではありませんので、要望して終わります。

では4番の質問に移ります。子どもを性被害から守るためどのように取り組んでいるかについて伺います。長野県では平成28年7月に子どもを性被害から守るための条例が制定されました。それは、社会環境の大きな変化の中で子どもの性被害が増加し看過できない状況であることから、子どもを守るための責務の対象者を県、保護者、学校、事業者、県民と県民運動として推進されるべきものとして新たな仕組みがつくられました。また、県

では、この条例の制度に伴い、子どもの性被害予防のために取り組みを進めている県民が開催する研修会、県民が開催する研修会に補助を行っています。これは、申請できるのはおおむね 10 人以上の保護者、親子、地域住民などで構成するグループまたは団体、対象になる研修は性教育、子どもを性被害から守るための人権教育または SNS の適正化、この経費の補助額は講師への謝礼及び交通費、教材費、会場費で 1 件当たり、1 事業当たり 2 万 5,000 円が上限となっております。当町におけるこの支援事業補助の活用状況を伺います。また、活用してあったとしたら、この研修対象はどういうものであったか、またその感想も伺います。

教 育 長 子どもの性被害予防のための取り組み支援事業補助金について、内容は今議員のおっしゃるとおりであります。この補助金は開催希望者が直接長野県青少年育成県民会議へ申し込むという形をとっておりますので、町あるいは教育委員会がどなたが申請したかということは把握できておりません。ただ、現在のところ申請をした、もしくは申請予定であるというようなこと、お話も今のところは聞いておりません。ですが、これ、PTAとか育成会でもおおむね 10 人以上の団体となって希望すれば、その講師謝礼等の補助金を受けられるということですので、そういった面で、そういった団体から申し込みをしたいというような相談があれば、この支援金制度について説明をしてまいりたいというふうに思っております。

中村議員 そうしますと、教育委員会といいますか、町側からこういう補助制度があるということとは PTA なり町のほうには情報として提供はしてあるということでしょうか。

教 育 長 この補助金につきましては、県の教育委員会ではなくて県民文化部というところが担当しておりますので、教育委員会が詳細にその把握をしたというわけではないです。今回こういう質問に合わせてこの内容を知りましたので、それぞれの学校については、こういう制度があるということは校長を通じてお話をしたいというふうに思っております。

中村議員 ぜひとも、これは教育委員会だけではなくて健康福祉課のほうからも、こういう補助制度に対する情報提供っていうのは進めてほしいというふうに思います。

それでは②の質問に移ります。性暴力被害支援センターりんどうハートながのというところがあるわけなんです、その相談件数、性被害に対する相談件数を見ると、平成 28 年 11 月で、11 月から 6 件あり、被害者年齢は 13 歳～18 歳未満が 3 人、15 歳～18 歳未満が 3 人、この行為者と知り合ったきっかけはすべてインターネットを介して知り合ったとなっています。また、児童相談所における平成 28 年度性的虐待の相談対応件数は 22 件、平成 24 年の 14 件から毎年増え続け、26 年は 29 件、その後数字的には減少していますが、ただ、相談ができずに悩んでいる子どもたちもかなりいると推測します。この数字に挙がってきているのはほんの一部、一握りでしかないというふうに思います。この数はほんの一部に過ぎないと感じますが、インターネットの普及により、その対応が追いついていないのが現状のように思います。当町の子どもたちをこのような被害から何としても守らなければなりません。今後被害が低年齢化することも懸念いたします。教育現場の性教育は、文科省の規制もあるようで低学年の教育は難しいようであります。県としても家庭での性教育力をつけていく、家庭での力をつけていく取り組みにも視点を向けていくような検討

を考えているようです。命を宿し子を育む親、家庭で、その自然な形で教育できることが望ましいのかと思います。今や家庭での性教育の重要性も問われているように感じます。しかし、家庭での教育には資料不足などあるため、今後子どもたちを性被害から守るために当町として保健事業の中でも家庭の正しい性教育のあり方に向けた指導に努めてほしいと考えます。幼い子どものときから親として性教育を意識していくためにも保健事業の中で取り組み、子どもの尊厳を保持し子どもの健やかな成長を支援していけるよう努めることを求めますが、見解を、教育長には学校の現状、保健事業の取り組みについては健康福祉課長に伺います。

教 育 長

御指摘にありましたようにコミュニティーサイトを通じた性被害というのは数が増えています。昨年度の文部科学省が把握した件数は全国で1,736件、平成20年度に比べて約2.2倍に増加しているという、そういう数字が出ております。それで、学校での指導、性教育という面ですけれども、性教育の内容としましては、例えば心身の発達とか理科学的な生殖の問題、あるいは社会的な面、性被害防止、それから性情報の扱い、こういったようなことを総称して性教育というふうに呼んでるわけですが、先ほどお話がありましたように、2003年ですかね、東京都で性教育に関する大きな問題がありまして、文部科学省は指導要領の中でかなり厳密にそれぞれの教科で扱う範囲について決められております。学校では、それに従いまして小学校から、飯島町でいえば中学校まで、理科の授業であったり技術家庭科の授業であったり保健の授業であったり、そういった中で扱っているわけでありまして。具体的には、例えば、それぞれの学校、特徴があるんですけれども、飯島小学校では男女の体の違い、あるいは体の中で始まっている変化、心と体のつながりなどを学年に応じて学んで、6年生では外部講師に来ていただいて勉強もしております。七久保小学校では思春期の体の変化、命の誕生などを扱い、昨年度からは性同一性障害などLGBTについても学習を行っております。また、両小学校とも1月に健康や命に関する旬間を設けて、全学年が性教育に関する授業も実施しております。中学校では、教科の中に多く盛り込まれているということもあります。また外部講師を依頼して学年ごとに2コマ続きのような講演会を設けながら生徒が学んでいるという状況であります。こういった学習を通じて、まず自分自身が自分の体を大切にするといい気持ちをもつと同時に、SNSへの対応が一番大きいんですけれども、生徒指導上の指導といいますかね、こういったときにはこういうこと、こういうことはしてはいけないというようなことを生徒指導上の問題として生徒を指導するとともに、小学校では、例えば社会科の中に通信産業の発達というような分野がありますので、そういった中で触れたり、あるいは中学校の保健体育、あるいは技術家庭では性情報の対処、あるいは一般的な情報モラル、こういった重要性を扱うという内容で授業を行っております。この情報活動能力、これの育成とか、あるいは情報モラルの必要性を学ぶということで自分自身が性被害に遭わない力を身につけるように指導してまいりたいと思いますし、先ほど議員さんの御指摘にあったようにりんどうハートネットに直接相談される方は、多分その被害に遭った方の一部であろうというようなことも推測されますので、先生方がこういった仕組みをよく把握されていて、子どもたちの変化など敏感に感じとって、場合によってはそういったところにつながるような

健康福祉課長

ことも今後必要かなというふうに考えております。

では、健康福祉課からお答えいたします。健康福祉課では、現状といたしましては、御家庭や大人のための性教育を主題とした取り組みは行っていないのが現状でございます。ただ、妊娠から思春期をカバーいたします母子保健事業の中で自分を大事にして生きていく基盤づくりといたしまして愛着形成や親子のきずな、自己肯定感を育てるための講座や支援、具体的には妊婦さんのプレママ講座での家族のきずなの講義や乳幼児のお母さん対象のNPプログラムやDPプログラムといったものを実施しております。また、乳幼児健診等ではスマートフォン等の上手な付き合い方について啓発しておりますので、そちらのほうは今後も継続してまいりたいと思います。御家庭での性教育については、なかなか難しいものもあるということがありまして、どのように健康福祉課で行っております保健事業の中に取り込んでいけばいいのかということにつきましては今後研究する課題とさせていただきますというふうに思います。また、ワンストップの相談をできるところとして子育て支援包括支援センターを立ち上げておりますので、教育委員会や男女共同参画、人権の部署とも一緒に、こちらについては考えていきたいというふうに思っております。

中村議員

やはり学校教育の中では一律同じように子どもたちに教育をしていく、子どもには発達段階がありまして、過激に感じてしまう子や、またはわかりにくい子とか、そういうレベルもいろいろある中で、学校の中では限界あるのかなあというふうに感じております。今町、健康福祉課のほうでは、そういう性教育ということに対する家庭への取り組みはしていないということでありました。この国の未来を担ってもらう子どもたちを社会と地域と学校、家庭等でしっかりと守っていかなければなりません、やはり、その根幹をなすのが家庭であると思っています。これは世界の大教育者ペスタ・ロッジという方ですけれども、この方は「家庭は道德上の学校である」と、そして私が最も尊敬する人生の師匠と仰ぐ池田大作氏の言葉の中には「知識や技術を身につけるところはたくさんあっても、人間としての正しい生き方を学ぶことができる場は少ない。家庭こそが人間を磨く第一の学び舎である」。現在、現社会は家庭が団らんによりやす時間が昔に比べて平均して減少傾向に感じます。今後さらに子どもたちを守るに当たり、家庭教育、家庭教育の責務、大切さがあることをそれぞれが認識を深めてもらうという取り組みが大事に思います。町も風通しのいい行政ということで妊娠時から18歳までの子育て支援をしております。その子育て支援の根幹——根幹といいますか、つながる部分には家庭があるわけでありまして。親御さんがいるわけです。そういう連携があつてこそ、初めて風通しのいい行政といいますか、子育て支援の充実というものにつながっていくのかなあと思います。今後です。なぜ行政がかわるのかということですが、家庭では情報、いろいろネットで多いわけなんですけれども、どの情報を果たして使ったらいいのかというのは各親御さんが迷うところでありまして。しかし、町民にとりましては、行政が情報を、この情報いいよ、こういうのを手本に子どもたちに教育したらいいよというものを提供していただくと、この多い情報の中から親御さんたちも安心するわけなんです。そして自信もついてくるのかなあというふうに思います。こういう考えの中から、ぜひ今後の性教育ということ、そういうところ、性教育が、性被害が発端でみずから命を絶ったりとか、または悩んでしまって学校に行けな

くなったりとか、そういうことにも走っている例も少なくありません。そういうことからとうとい町の財産、宝の子どもたちを守るのに、行政もこういう性教育の、そういう推進に向けて今後努力をしていくべきというふうに思っております。町長は、このような行政が取り組んでいくということ、そういうことに対して町長はどのようにお考えになるか、町長の御見解を伺います。

町 長 今、一つの世の中が乱れてきた現象を一つの性教育という切り口から表現されたかというふうに思っております。日本の伝統的な秩序というものがですね、これは家庭から当然生まれてくるものなんですけれども、地域社会に、それが一つの社会の形成、それが工業立国、いい品質のものをつくるという、そういう成果、これはやっぱり日本の伝統的な秩序、家庭から、そういったすばらしい製品ができてきておると、このようにおもったところでございます。そこまでやはり影響を及ぼすと、このように考えております。そういったことの秩序の乱れる一つの原因は、情報過多、情報が多過ぎるという部分の社会現象の中からそういったことが起きているというふうに思います。これを行政が規制することはまずできない。自分の意思でそういった情報にたどり着くわけなんですけれども、やはり、それは自己防衛の中で、家庭が基本的に指導できるか、そういった子どもへの常にの教育ということを身近な人がしているかということかと思えます。行政の力でそれがどこまで及ぶかということは、なかなか甚だ疑問ではありますけれども、注意喚起等を行わなければならないと思っていますけれども、まずは親の姿勢、これもまた乱れておるわけでございまして、今の社会のありようというものを常に考え直す機会が必要かなと思っております。こんな程度のことしか申し上げれなくて、期待に添えなくて申しわけないですけれども、考えさせる機会を与えていただきましてありがとうございます。

中村議員 終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後4時02分

平成29年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年12月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

竹沢 秀幸 議員

浜田 稔 議員

折山 誠 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町選挙管理委員会 委員長 伊藤 和夫	飯島町選挙管理委員会事務局長 (総務課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

飯島町選挙管理委員会 委員長 伊藤和夫

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成29年12月12日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。なお、本日午前の一般質問について飯島町選挙管理委員会伊藤和夫委員長に御出席をいただいております。伊藤委員長には、御多忙の中、御出席をいただきありがとうございます。よろしくお願いをいたします。
議 長	日程第1 一般質問を行います。一般質問は通告制で一問一答方式です。趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。それでは通告順に質問を許します。 7番 竹沢秀幸議員。
7番 竹沢議員	それでは通告に基づき一般質問を行います。今回は3項目について質問いたしたいと思っています。まず第一に、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの農地付格安住宅の推進を平成30年度から重点的に行ってほしいということであります。下平町長におかれましては、2年前に町長選に当選をいたしまして、3つのチャレンジを公約にその職務に当たりまして2年が経過し、折り返しのところでありまして、残すところあと2年ということになるわけであります。町民の皆さんからは町長の具体的な実績というものが今欲しいんだと、そういう声もあるところでありまして、ここ、ぜひ奮闘していただけると思うわけあります。去る12月の7日、議会招集の町長あいさつの中では今年度を振り返り幾つかの取り組んだ事業についての報告があったところであります。そのうち田舎暮らしランキング日本一の題につきましては3つ、トレーラーハウスの問題と飯島PR隊、それから米俵マラソンについてのことについて取り上げておったところであります。米俵マラソンにつきましては、ことしから我が実行委員会のほうへ100万円補助をいただいたわけでありまして、評価しとるわけでありますけれども、事業主体は町ではなくて実行委員会だというふうに私は思っておりますので、改めてそのことは強調しておきたいなと思っております。さて、そこで、下平町長、過去に田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジとして、具体的な方法として、町内建設業者にですね、格安住宅案を検討するようにということを投げかけたというふうにおっしゃっておりましたので、その検討経過についてお答えをまずいただきたいと思います。
町 長	おはようございます。竹沢議員の一般質問にお答えいたします。農地付格安住宅につきましては、私の公約、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジに向けた施策の一つとして検討を進めているところでございます。昨年の9月、商工会建設業部会の皆様に農地付格安住宅構想について研究をお願いいたしましたけれども、具体的な御意見はいただいておりません。しかし、最近はIターン、Uターンの方々からニーズの高い家族向け賃貸住宅の空き家が少ない状況から住宅環境の整備が必要と感じております。今後は、建設業

関係の皆様を初め不動産組合、金融機関、商工会などの関係機関の皆様と連携を持って、格安住宅を含めた住宅環境の整備に努めていきたいと思っております。

ただいま答弁いただいて、その9月ですか、商工会の建設業部会のほうへ投げかけておるということで、具体的な部分はこれからということであるようであります。町内のある不動産を扱う建設業者にもお伺いしたんですけど、現状どのくらいの費用でその住宅を立てようとしとるのかというところについてでありますけれども、ざっくり建物が大体35坪で2,000万円くらい、それから土地代がですね、400万～500万円くらい、トータルで2,500万円くらいかかるんだよというのが一般論のようであります。これは、建物については、現在、断熱材を使用するとか、それから耐震構造などが求められていますので、そういう価格になるのかなあと、加えて下水道の加入金が68万8,000、それから水道の料金2万そこそこってということで、そういう費用もかかるというのが現実でありまして、そうするとですね、大体年収400万円くらいの方々がこのくらいのものを取得できるのかなあとというのが売る側から見たときの感覚だそうであります。現実には、町内業者においても1,000万円くらいの住宅というのも展示されておりまして、そういうのも現実にはあるようでありまして、いずれにしても、若い人たちが土地を取得し、そこにうちを、おうちを建てるという、それべしのお金がかかるわけでありまして、なお一層この格安住宅どうあるべきかということでして、検討いただくことを求めるわけであります。

さて、そこで1～2でありますけれども、現在農業委員会のほうで検討しています農地法第3条の許可、3条च्छूूूのは農地を取得する場合の法律の規定であるんですけども、これの許可の下限面積というのが定められておりまして、以前は、農地法ができたころは、本県また飯島町は5,000平米、その後は規制緩和で3,000平米ということになっておるんですけども、現在、施行規則の第17条の1項2項を活用いたしますと、もう少し下げることができるということになるわけであります。このことによって下平町長が言う農地付の住宅というのを建設が可能になるということであります。この課題は以前に私提案したことがございまして、当時は構造改革特区でやったらどうかなあということを上げて、確か副町長がそういうのも含めて検討しますよという答弁をいただいた記憶があります。そこで、飯島町における農業委員会のほうでは、農地法第3条の許可の下限面積につきましては現行の30アールから10アール未満となることを含めてこの10月から検討に入っております。これは、平成21年の農地法改正以降、下限面積は農地法の施行規則第17条第1項第2項によりまして、市町村農業委員会が定めることが可能となったわけあります。長野県下77市町村の中では、29年6月現在におきまして10アール未満の下限面積を設定した市町村が10市町村ございます。飯島町は、下平町長の3つのチャレンジの中の田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ、農地付格安住宅を掲げておるわけでありまして、定住促進が重点プロジェクトであり、現在検討しとると、こういう状況にあるわけあります。私自身も今飯島町で設定するとしたら下限面積10アール未満がいいのではないかなあというふうに思っところあります。そこで、現在、農業委員会の委員さんのほうでは面積がどのくらいがいいかच्छूूूうことでアンケート調査をしておる状況にあるわけですけども、下限面積が来年の3月には決まるのかなあというふうに期待をし

産業振興課長

ております。改めて法律的根拠と県下及び上伊那の状況及び飯島町の検討のこれからの方
向についてお尋ねいたします。

農地法第3条の許可の御質問をいただきました。農地法第3条の許可の下限面積という
ものは、農地を耕作目的で買うまたは借りるために必要な許可要件の一つとなっておりま
して、飯島町では許可後に経営する農地の合計面積、これが30アール、3,000平米ですが、
以上にならないと許可はできないことと現在となっております。一方で移住者が移住後に少
し土いじりをしてみたいというような需要も増えてきておりまして、町長の田舎暮らしラ
ンキング日本一の施策の中でも農地付格安住宅を今後どのように具体化していくかとい
うことが検討が必要であります。農業委員会では、こういった状況のもと、移住者や在住
者の要望にお応えできるよう、また増加する耕作放棄地、これの解消も含めまして、一定
の要件を満たす者については経営面積が30アール以下の場合でも農地の取得ができるよ
う制度の緩和を現在検討しております。また、制度の変更につきましては、農業委員会の
総会で議決を行った上、公示することにより可能というふうになっております。30年、平
成30年度からの施行を目標にしまして現在農業委員会でメリット、デメリットの検討を
十分に行い、関係の皆様の意見を反映したものとなるよう進めているところでございま
す。上伊那の状況につきましては、伊那市等、下限面積を30アール以下でやっているところ
もございます。ただ、一定の要件というのがほとんどの市町村でありまして、その要件に
合った場合、一つ例を言いますと、空き家住宅に近接しているというか、そういった農地
に関しては下限面積を30アールではなくて小規模な面積でもいいとか、そういった条件
を付しているところが多いので、そういった点も今農業委員会で検討を進めておりますの
で、よろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員

現状についての報告がありました。その確認の意味で、来年3月の総会ころまでには
町として決定していただける方向であるかについて改めて確認いたします。

産業振興課長

今年度中に検討結果をまとめまして4月からの施行を目標に今進めております。

竹沢議員

スケジュール的には、そういうことで取り組んでいただけるということではありますが、
1－3ですけど、どんなところでもこの、認めるということになりますと若干の問題があ
りますと思いますので、条件をつけて下限面積を決めるべきではないかなあと思うわけ
でありまして、まずはですね、農振農用地区域内はふさわしくないのではないかなあとい
うふうに思うわけでありまして、農振の白地地域に限定して、加えてかつ宅地続きの農地
についてすべきなのではないかなあというふうに考えるわけでありまして、上伊那の市町村
の中でも伊那市、箕輪町などでもそういう条件をつけておるところであります。これはなぜ
かかというと、一つの理由は、農振地域でありますと優良農地の中にとということになり
ますので虫食い状態になってしまうということで、農地の多面的、面積的な利用に支障を来す
ことになるかと思ひます。宅地続きに限定して行えば荒廃地を募集するということにもな
りますし、移住系の皆さんが就農を希望した場合に農地を取得して宅地と一体で農地付住
宅ということで実現できるのかなあというふうに考えるわけでありまして、この考え方
についての見解を求めます。

産業振興課長

現在農業委員会でも検討を行っている最中で、ちょっとまだこの場で公表できるという

ことができませんので御了承いただきたいと思いますが、例えば耕作の目的以外での農地の取得など本来の目的以外の利用にされてしまうといったことはやっぱりちょっと問題があるというふうに思います。また、集団的な農地利用に支障を来すような、そういった場合も問題が生じてくる可能性がありますので、一定のルールを検討しておるところでございます。宅地続きという概念がどの範囲なものか、何メートル離れてるとか、そういった概念も論点になりますけれども、この点も含めまして慎重に検討していきたいと思っております。皆様からも御意見がありましたらぜひお聞かせいただきたいと思いますが、先ほど質問にございました農振地域でないところ、白地でどうかという話ですが、飯島町の場合は小規模な農地もいろいろな補助事業の対象となるようにほとんどの農地が農業振興地域に算入されております。したがって、白地に限定ということになると今検討しているものが十分効果が発揮できるかというところもちょっと問題が出てくるような気もいたしますので、御質問にあったことも含めまして慎重に農業委員会において検討してまいりたいと思っております。

竹沢議員

答弁いただきましたように幾つかの課題があると思いますので、条件整備につきましては十分検討をしていただきたいというふうに思います。

さて、そこで1-4ですが、町長にお尋ねしますが、そういうわけで一つの規制緩和ですね、方向性が出てきたということで、いよいよ本格的にこれに取り組んだらどうかと思うわけでありまして、前段質問しました格安の住宅そのものの建築需要ですね、そういうものを含めて移住系の人たちがどんどん増える受け皿としての政策をですね、できればこの前半、3年の実施計画もできまして予算編成がこれから行われるというところでもありますけれども、この事業について本格的に町長の重要施策として取り組んでいったらどうかということを提言するわけですが、思いのたけを述べていただきたい。

町 長

農地付格安住宅の実現につきましては、I・Uターン者の住宅環境整備も含めてスピード感を持って進めてまいりたいと思っております。先日、伊南不動産組合の皆さんとの懇談間の中でもこのことについて御意見を承りました。民間業者に土地の開発を促す施策や造成費を抑えるための行政的な支援があれば民間業者による農地付格安住宅の提供も可能とのことでございました。格安という意味は多種多様でございます。生活の多様化によって幾らが安いのかという部分についてはそれぞれ違いがありますし、農地というもののぐらいの大きさのことを農地というのか、家庭菜園程度なのか、あるいはもう少し広いということなのか、そういった部分でもさまざまな多様性がそこには含まれていると思います。そういった方への対応もきめ細かな対応が必要だと思っています。需要や値段設定、ターゲットやコンセプトを考えた上で、移住、定住の推進も含めた検討組織を早目に立ち上げ、農地付格安住宅の提供に向け検討してまいりたいと思っております。2つのアルプスが見える飯島町で家庭菜園を楽しみたいという移住希望者も多いと聞いております。また、10年後にはリニア新幹線も開通しますので、I・Uターン者に加え週末移住や二地域居住といった新たな生活スタイルも増えていることが予想されます。農業委員会でも農地法の検討が進んでおりますので、ぜひ飯島らしい農地付格安住宅の提供を実現させ、田舎暮らしランキング日本一を目指してまいりたいと思っております。先日、市町村会の席の講演会

竹沢議員

で大学の教授のお話によりますと、都会の若者の中に農業というものが職業として認められ始められてきた、こういうお話をお聞きいたしました。田舎にいれば農業という何か厄介なもので先行きが不安ということの風潮がございますけれども、今都会の若者の中で農業というものに一つの憧れ、希望を抱く世代がいるということで、この流れは確実に広がっているというお話でございました。こういう方々がおられる世の中においてですね、やはりリニア新幹線が通るといふ、この伊那谷が注目される中で、そういった体制を築いて多くの方を迎えられることができたらいいなと、このように感じておるところでございます。

御答弁いただきまして、現在都会の若者がですね、職業としての農業というものが認知され始めてきてるんだよと、いわゆる、きのうからも議論になってるその田園回帰、そういうところでの方向に流れてきとるといふことで、この町長に、この3つのチャレンジの中の一つの施策はですね、タイムリーな施策になるのかなあと思うわけでありまして、先ほどもお話ありましたけれども、格安というのも多様性があるんだよといふことで、もちろん建物そのものもそうですし、土地そのものの価格も含めてあるかと思います。いろんなニーズがあると思うので、これらを含めた検討組織を立ち上げていくというお話でありますので、ぜひ次年度の重要な施策としてですね、積極的に取り組んでいただきたいことを改めて強調申し上げておきます。

今まで申し上げてきたのは農地を取得するという前提の話ですけれども、1-5で申し上げておるのは新たな管理方式という方式を飯島町として創設をしてですね、信州の自家野菜、そういうものをつくりたい人を手助けしてやる、そういう取り組みはできないかということで提案申し上げます。農地取得という前提になりますと資金面でお金もかかるわけですけど、農地を借りてですね、自家野菜をつくりたいという場合の移住者も結構いるわけでありまして、こうした人たちに目を向ける方法としてどうかなあといふことで、現実にはですね、町内で2年ほど前から飯島町に移住した方で具体的に必要な地区の農地を借りて野菜を栽培している方もいるのも私承知していますけど、これは正規に法律的に解釈いたしますと、農地法の手続によらない、いわゆる闇耕作ということになりますので、法律に抵触すると、こういうことに相なるわけです。そこで、町内の農地所有者で、高齢化とか労働力不足とか、いろんな理由で自分で耕作できなかった農地をですね、人に貸したいといふことで、現状でいいますと一般社団法人の各地区営農組合を通して農地中間管理機構あるいは農協を通しまして4つの担い手法人のほうに農地が借り受けされているという現状があるわけでありまして、そこで、この担い手法人が借り受けた農地のうちの一部分ですけど、これを自家用野菜など栽培したい移住者のために管理委託といふことでやる方式を検討したらどうかといふことであります。具体的にどうしたらいいかっちゃうと、移住者の人は、この4つある町内の担い手法人に地代を払う、管理者は何するかっちゃうと、その農地を管理してですね、そこで野菜をつくるんです。地代は担い手法人に、そこでできた農産物は自分がもらうと、いふことでありまして、この方式によりますと、農地法なり農用地利用増進法には抵触しないと、いふことになるかと思ひます。ざっくりいふ管理方式の市民農園的なものかなあといふ、いふ制度をつくったらどうかといふことで、いろいろ農業の方式も、宮田方式とか飯島方式とか、いろいろ過去に、いろいろ

農地の土地扱い、農地の貸し借り等々についての方式があったわけですけど、新たな方式としてこの管理方式っちゅうのはどうかなあということで某農業委員にも相談したら、そういう考えもいいんじゃないかっちゅう御意見もいただいたとこでありますけれども、これについての見解を求めます。

産業振興課長

御質問の中に市民農園ということがありましたので、若干前段で市民農園について御説明させていただきたいと思います。市民農園につきましては地方公共団体が開設するイメージというのがございますけれども、現在の法制度では農業協同組合また農地所有者、企業やNPO等も開設できることになっております。したがって、営農組合や担い手法人みずからがJAの農地利用集積円滑化事業また農地中間管理事業から賃借しまして、賃借している農地を使い制度上の所定の手続を踏めば市民農園を開設できるというふうになっております。また、御質問いただきましたが、管理方式ということですが、現行の法令の範囲の中で農地の作業受託などによりまして農地を持たない方を対象とした農業体験、こういった感じでは可能ではないかなあというふうに考えておるところです。小さな面積で農作物をつくりたいといったニーズに応えられ、また営農組合や担い手法人にとっても一助となる仕組みづくり、これは検討する必要があると思っております。

竹沢議員

検討に値するようでありますので、ぜひ検討していただいて、前段の家つきの農地の手法とですね、管理方式の2つによって移住系の人たちがいささか飯島町の農地を使って野菜づくりができる、こんな仕組みをぜひ実現していただきたいと思います。

それでは2つ目の質問であります。皆さん御案内のように2020年から学習指導要領改定によりまして英語教育というのがさらに進んだ形で行われることになりまして、これについて市町村、教育関係を中心にして受け入れ態勢を今から準備していかなければならないと、こういうことであります。まず、ことしですけど、たまたま孫の授業参観の機会ありまして、小学校6年生の英語活動か、英語活動の状況について見たんですけど、ALTの方がゲーム感覚で児童に英語で英語をしゃべりながら教えるという方式で、これハトバというようですけども、こうした形で英語を教えております。私は中学で英語を初めて教わったんですけど、当時はですね、先生は全部日本人で、日本語と英語のまざった授業で覚えて、覚えさせていただいたという記憶があります。確かそのときの英語の先生がフォックスというあだ名だということを覚えております。要するに教え方が全然違うわけですね。

さて、そこで具体的な質問ですけども、2-1、町の小中学校における現在の英語教育あるいは英語活動についてはどの程度の時間を費やしてやっているのかについて、まず現状についてお伺いいたします。

教 育 長

新指導要領についてのお尋ねであります。小学校では現在、英語、外国語体験活動を行っておりますが、これは平成23年からであります。5・6年生が英語体験活動を通じて外国語になれ親しむ活動を行っております。言語や文化についての体験的な理解、これを進めることによってコミュニケーション能力、特に外国の方とのコミュニケーション能力の素地を養うということを目的にしております。担任はもちろんですけども、ALT、それから外国語教育指導助手の方がおりますので、この方は日本の方ですが、海外に長くお住まいであった方ではありますが、こういった方のサポートを受けながら、5・6年生では

年 35 単位時間、おおむね 1 週間に 1 時間程度の活動を行っています。中学校では、そういうことがありますので、その上に立って聞くこと話すことへのなれも踏まえて、授業中の会話、先生方の授業を見ていただくとわかりますが、ほとんど英語で中学校の授業を行っている、もちろんALTとも協力しまして英会話力の向上ということに力を入れながら授業を行っております。

竹沢議員

現状については平成 23 年からで、5・6 年生は英語活動ということで年間 35 単位、中学においては聞くこと話すことについて英語を使ってしゃべりながらやると、こういうことが現状のようであります。

次 2-2 ですが、学習指導要領改訂の内容についてであります。国のほうでは、平成 28 年 12 月に中央教育審議会の答申におきまして外国語教育、具体的には英語の改善、充実についていたしたところであります。ことしの 2 月、新学習指導要領が公表されまして、3 月に告示されて、ことしの 7 月に移行期間並びに移行措置についての通知があったところであります。そこで、この内容ですけど、2020 年、平成 32 年からやるということになっておりまして、小学校 5・6 年につきましては 32 年からということで、現在の 35 時間の英語活動を英語の教科として 70 時間、およそ週 2 時間によるということであります。それから小学校の 3・4 年生は今までなかったんですけど新たに英語活動として年間 35 時間、平成 32 年度から行くと、中学校につきましては授業時間の変更はありませんが内容について変更ということで平成 33 年からということになっておりまして、移行措置につきましては小学校 5・6 年が平成 30 年と 31 年、2 カ年かけて移行していくということで、先ほども申しましたように英語活動から英語科という科目で授業を行うと、こういうことになります。小学校の 3・4 年生については現状の 5・6 年生を年齢を下げることによって 30 年 31 年にやっていくということになっておるようであります。こうした内容でよろしいのか、加えて長野県教育委員会としての取り組みの状況、研修ですとか小学校の教職員、先生方の英語免許取得の講座開催だとか、いろいろ計画があると思うんですけども、学習指導要領の内容について私が申し上げたことが誤りがないかということと長野県教育委員会の動向などについて御回答をいただきたいと思います。

教 育 長

今議員の御指摘のとおりであります。平成 32 年度から新しい学習指導要領に移行しますが、現在 5・6 年生が行っています外国語活動が 3・4 年生に下りてくる形になります。時間も 35 単位時間ですとおおむね週 1 回ということになります。それから 5・6 年生は、これは教科としての英語となりまして、70 単位時間ですとおおむね週 2 日間、英語の授業があるということになります。3・4 年生の体験活動のほうでは、先ほど申し上げましたように聞くことや話すこと、これをやりとりしたり発表するということなところに力が入られますが、5・6 年生、教科化されますと、読むことや書くことも含めた授業ということになります。3・4 年生は、現在はそういう活動がないわけですけども、新指導要領が実施される 32 年からは、そういうわけで英語の時間が 1 時間入ってくるということになります。中学校は内容の、そういったことがありますので若干内容の見直しがありますが、大幅な変化はないということになります。32 年から完全実施ということですので、30 年度と 31 年度の 2 年間が移行期間とされておりますので、小学校はこの 2 年間

で32年度からの英語教育に対応できるように研究を進めていくところですが、現在飯島町の小学校では移行期間も32年度の英語と同様な時間を確保できるということを移行期間のうちにやる予定であります。また、5・6年生で英語体験活動をした先生は3・4年生、学年こそ違え経験はあるわけですが、5・6年生は、これは評価をつけるということになりますから、県の教育委員会が中核教員を養成し、それが各地で研修を行い、それを受けた市町村それぞれの学校の中核教員が学校に来てその研修を行うということや、あるいは先生方の教員の研究組織が独自に研修会を行ったりしておりますので、現在そういった研修を各小学校で積んでいるという状況であります。

竹沢議員

御答弁をいただきました。

2－3に入ります。飯島町はこの課題にどう取り組むかということでありまして、お話がありましたように5・6年は読むこと書くことを含めて教科になるわけでありまして、これについては評価あるいは成績をどのようにつけるかという課題があるのかなあというふうに思うわけでありまして、それから、先ほどの答弁では31、32で移行していくうちゅうようなことかと思いましたが、県内の中ではですね、段階的な移行は問題があるだという活動の中で、例えば大町市は来年から一気にやっちゃうということで、毎年コマ、コマ数の先取りによる実施ということを先般の11月議会で牛越市長も表明したところでありまして、上田市もこの方法でやるということになっております。飯島町の場合、小さい団体ですので、財源確保の問題、教職員の受け入れ体制の問題とか、いろいろありまして緩やかに2カ年間でやっていくのかなあと思いますけど、改めて移行の年度計画はどういうふうになさるか、それから、教育指導体制の中でALTの増員ですとか英語指導助手あるいは専科の教職員の確保など必要なのかなあと思うわけですが、ここら辺の教える側の体制づくり、ここらについてはどのように計画をしておるのかについてお尋ねいたします。

教 育 長

実施方法ですが、飯島の小学校、七久保小学校も飯島小学校も来年度から3・4年生で35単位時間の英語体験活動を行います。それから5・6年生も70単位時間の英語の今度は教科としての英語を行います。ただ、教科としての英語を行うわけですが、まだ教科書の採択が今後ですので、文科省がつくっていますテキストを使ってやることとなりますが、移行ですが、形の上では32年度からのものと遜色のないといいますか、ほぼ同様な形で実施する予定であります。この間、その飯島町はどう取り組んでいくかということでありまして、これは学校長とも話をする中で検討しているわけでありまして、県で行う研修には各校の中心になる教員が参加して、それをそれぞれの学校に還元して全体の教員の英語力の向上を図っていくということが第一であります。また、5・6年生は、評価は担任がつけますので、担任がやはり力をつけないとうまく評価はできないであろうと、ですから担任がやるべき、週に2回あるわけですが、全部ALT任せと、全部指導助手任せということは評価をするという上では好ましくないということを校長たちと話をしているところであります。ですから、この間、ALTを特に増員するということではなく、英語指導助手についてはこまごましたサポートをしていただきますので、この方の時間を増やして、5・6年生、そうは言っても担任の先生が力をつけて中心に英語活動が

できると、それにALT、指導助手がサポートするという形をもう少し密度を濃くしてやっていくという、こんなふうに考えております。それで、あるいは他市町村の様子を見ながら、2年後、32年度実施に向けてどうしていくのがいいのかと、ほかの市町村の様子も情報交換しながら考えていくというつもりであります。

竹沢議員

答弁いただいて、具体的には英語指導助手の増員、また近隣市町村の取り組み状況などを踏まえて取り組んでいくということですので、ぜひ2020年、平成32年、完全移行ができますように万全の体制をとっていただきたいことを求めまして、2-4、ちょっとこれは話題が変わりますが、保育園における英語教育も今から準備、想定したらどうかということを提案いたします。日本ではですね、一步学校を出れば日本語で暮らせる国でありまして、それはそれでいいわけですけど、これに安住しとった場合、将来的にこのグローバル化がどんどん進んでくということになりますと取り残されちゃうのかなあという心配があるわけであります。一方で保育園では英語なんか必要ないんだと、日本語を学ぶべきだという意見もあるのも承知しとるわけですが、例えば私の孫でさえ、現在年長ですけど、パソコンやスマホも操作できる、こういう世の中、時代であります。例えば保育園で遊具ですとか絵本ですとか紙芝居などを使ってですね、例えば動物の名前を覚えるとかちゅうようなこともできる方法としてやってみたらどうかなあと思うわけあります。こうした課題も、多分ですね、あと10年もすれば常識になってくる、そんな時代が来るのかなあと思うわけでありまして、町としてそういうのも取り組んでいったらどうかなあということを提案いたしますが、教育長の見解を求めます。

教 育 長

保育園における英語教育ということですが、保育園ですので教育という表現が適切かどうかということとはさまざまな議論があるところであります。おっしゃるとおりに保育園くらいの年齢では母国語のほうをしっかり身につけたほうがいいのではないかなというように御意見も当然あります。一方では、こういう外国語になれるのはできるだけ早い時期がいいのではないかなという、そういった御意見もあることも承知しております。それぞれよいところ悪いところがあるのではないかなというふうに考えております。ただ、現代の社会の中では、テレビをつければ英語はどんどん氾濫していきますし、簡単な英単語などについては世の中に氾濫しているという、こういう状況があります。保育園児もテレビを見れば、そういった英語に触れるということは当然あるかと思えます。こういったようなことを考えますと、教育するというよりは、保育園の活動の中で今議員おっしゃるように英語の歌になじんだり体操するときのかけ声がワン、ツー、ワン、ツーってというようなことであったり、ときにはお母さん方を交えて英語の紙芝居を見る中でその子どもたちにもわかる程度のその英語に触れると、こういったことを通じるのがいいのではないかと、これは園長さんたちにも御意見をお伺いしたんですけど、改まってやるというよりは、そういった何かのときに子どもが親しむ形がいいのではないかなというので、これ、外部の方の力も借りながら、そういったこともできればいいなというふうに今考えているところであります。

竹沢議員

御答弁いただきました。ぜひ英語に触れる機会をですね、保育園の中でもとっていただきますように求めまして、最後の質問に入ってまいります。

最後の質問でありますけれども、10代有権者投票率向上への取り組みということであり
ます。選挙管理委員長さんにおかれましては、御多忙のところ、私が些細な質問を申し上げ
て通告したためにおいでいただくことになりまして、大変恐縮しております。よろしく御
答弁をお願いします。通告申し上げたとおり、さきの衆議院選挙、それから昨年の参議院
選挙などにおきまして飯島町における過去の選挙における10代の投票率はいかがであつ
たかについてお尋ねします。

選挙管理委員長

居ながらにして大変失礼でございますが回答をさせていただきます。常日ごろは選挙業
務につきまして関係する皆様方には何かと御協力いただいておりますことをこの席をお借り
してお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。ただいま竹沢議員のほうか
ら御質問をいただきました過去の10代の投票率はどうであったかという御質問でござい
ますけれども、平成27年6月、公選法の改正によりまして選挙年齢が20歳以上から18
歳以上に引き下げられたわけでございます。改正後、初めて対象となりました選挙は昨年
7月10日の参議院議員の通常選挙でございましたが、当町の10代の投票率は48.85%で
ございました。県の平均投票率は45.32%ということで県の平均を3.54%上回る実績でご
ざいます。また、ことし10月に執行されました衆議院総選挙では、当町の10代の投票率
は47.13%でございました。現在県のほうでもその集計をしておるさなかでござい
ますけれども、まだ公表されておりません。私の手元にある資料で郡下の10代の投票率を計算し
てみますと44.65%、いわゆる飯島町のほうが2.48%郡下を上回った投票率で終始をしと
ると、こんなふうに思っております、国、県で公表している平均投票率をかなり上回っ
て終了しておるのが実態でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

竹沢議員

御答弁をいただきまして、飯島町の投票率については理解いたしました。

次に、伊那市の選挙管理委員会ですが、さきの衆議院選挙の中では18歳～20歳の有権
者にオリジナルデザインのはがきを送付し啓発をしております。また、伊那市と伊那北の
駅前前で通学・通勤時間帯に啓発活動を実施しております。加えて、18歳未満の高校生に選
挙事務を担っていただき、次の選挙に投票に行ったときは投票したいと思っただく、
こういう狙いで行っております。駒ヶ根市さんも今回の選挙では18歳からの有権者にはが
きを送付いたしております。こんなような形の中でやっておりますけど、他の市町村のこ
ういう取り組みについて選挙管理委員長さんはどう思いになるかお伺いします。

選挙管理委員長

ただいまの他市町村の選管の取り組みと取り組みをどういうふう to 受けとめているか御
質問でございます。10代有権者の投票率向上の取り組みとして、近隣の市町村では選挙管
理委員会で18歳～20歳の該当者への啓発はがきの送付、所管する高校への出前講座、模
擬選挙の実施、高校生に期日前投票所等の選挙事務を委嘱して、さらに10代有権者に選挙
の立会人を募集する等の取り組みがなされているようでございます。当町におきましても
選挙年齢の引き下げ後、初の選挙となる昨年の参議院選挙時におきましては、18歳～20
歳の該当者へ啓発チラシの送付、手元にその資料がありますけれども(資料提示)この青の
資料は県選管の作成した資料でございまして、それに当町独自のこのDMをつくりまして、
該当者には啓発チラシの送付を行った経過もございまして、駒ヶ根市選管では赤穂高校への
出前講座がございましたので、私どももいわゆる実施研修をさせていただいた経過がござ

		います。生徒の皆さんも今回の模擬選挙、模擬投票を実際に経験した中で、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考えてみずから判断して行動をしていく主権者としての自覚というものを多少なりとも習得できたのではないのかなと、かように思っております。飯島町選挙管理委員会といたしましても、教育委員会とも連携をとる中で学校やPTAにも働きかけ、要旨の理解を得て若年層の投票率向上に対して意識の高揚を促すとともに、継続的な啓発活動に真剣に取り組むよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。
竹沢議員		御答弁いただきました。3-3もお尋ねしようと思いましたが、ただいまの答弁の中で町独自の選管として独自のチラシを過去の選挙で配布したり、また今後においては学校、PTAとも連携しながらさらに啓発活動に取り組んでいくという御決意をいただきましておりますので3-3は割愛させていただきたいなあと思っています。再来年にはですね、参議院選挙が行われるわけでありまして、この選挙も私どもは極めて重要な選挙かなあというふうに思っとなるわけであります。飯島町の10代の有権者はもとより、多くの有権者の皆さんが、町政、県政、そして国政にですね、関心を持っていただき清き1票を投じていただくことを願うとともに、御答弁いただきました伊藤選挙管理委員長に深甚なる敬意を表しまして、質問を終わりたいと思います。
議長 選挙管理委員長		ここで暫時休憩……。
		時間が迫っていて大変恐縮でございますけれども、ちょっと最後に一言まとめみたいなごあいさつをしたいと思っておりますが、投票率向上に向けての取り組み方についてもう一度申し上げたいと思いますけれども、選挙管理委員会といたしましても、もろもろの政策を講ずる中で、選挙人の一人一人がですね、選挙、投票というものに対してどのように考えているか、その取り組み姿勢と意識がなければどうにもならないと、かように思っております。その行動というものは当人しかわからないわけでございます。我々は、このような中で、有線放送、ケーブルテレビによる告示日から投票日までの啓発、不在者投票、期日前投票制度の有効的利用等々、投票率向上のために今後も積極的に取り組んでまいりの方針でおりますので、どうか関係する皆様の御協力をお願いをして、時間をオーバーいたしましたけれども、御協力をいただくことをお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。本日はありがとうございました。
議長	議長	ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休憩再開		午前10時02分 午前10時04分
議長		会議を再開します。 6番 浜田稔議員。
6番 浜田議員		では通告順に質問を行います。最初の質問は、1番、平成28年度は単年度収支が赤字だっ

たが、今後の見通しを問うという内容でございます。1－1「町の広報誌（いいじま未来飛行）では「実質収支は黒字」との見出しになっている。町民へのミスリードにならないか。」という、こういう内容であります。飯島広報誌の揚げ足をとるつもりはないんですけども、その理由については順次御説明していきたいと思います。まず、平成28年度、さきの9月の決算議会で承認された決算でありますけれども、単年度収支、それから実質単年度収支とも赤字に終わりました。これを町がどのように町民に伝えているかということに興味を持ちましてですね、いいじま未来飛行を読んでちょっと驚きました。見出しがですね「実質的収支は2億8,000万円の黒字」という見出しだったわけです。収支について言葉が幾つも出てくるんで恐縮なんですけれども、私の理解では実質的収支は黒字で当たり前ではないかというふうに思ってるわけです。私も財政は余り詳しくなくてですね、ただ、議員としては知っておかなければいけないということで、これから申し上げることに対して、もし間違いや勉強不足があればですね、答弁の中で遠慮なく御指摘いただきたいと思いますけども、自分の理解した範囲で質問を続けてまいりたいと思います。まず実質的収支というのは歳入から歳出を引いて、さらに翌年度の繰越分を引いた分だというふうに理解してます。もしこれが赤字になるようだと重大問題だというふうに私としては認識してます。つまり、翌年度の予算の先食いをしてしまうことになるわけですから大変なことだと、そういう意味で言えば、実質的収支黒字というのはですね、町の財政運営からいって当然のことじゃないだろうかと、これを一体何で広報の見出しに掲げたんだというのが一番基本的な疑問です。実際、念のために2000年からですね、この決算の行われた2016年までの17年間の収支を調べてみました。この期間を選んだ理由はですね、この間に大きな事件が幾つか含まれていて、町の財政収支もその影響を受けてるだろうっていうことも含めて興味があったということでもあります。具体的にはですね、三位一体の改革、小泉政権の、これで町の財政はかなり痛めつけられました。それから、回復間もなくリーマンショックが襲いました。それから東日本大震災もありました。アベノミクスに伴う増税も行われた。この事件の中をかいくぐって飯島の財政ってのは運営されてきたわけなんですけれども、この間どうだったのかということもあわせて見てみたかったということです。お手元に資料のある方はグラフがごらんいただけたと思いますけれども、3本線がありますけれども、青いグラフですね、一番上の、これが町の広報に取り上げた実質的収支ということになります。当然のことながらゼロに比べるとはるかに高い水準を持っています。物の本によれば、この数字というのは大体財政規模の3%～5%が適当だろうと、町の財政規模、大体30数億円ですのでですね、3%で1億円、5%で1.6億円ぐらいになるかな、1.5億円ぐらいですか、現実に見てみるとですね、おおむねその範囲を動いていて、当然のことながら赤字になったことは一度もないということでもあります。これを見出しに掲げるというのはですね、はっきり言って町民の皆様には町の財政の姿を正しく伝えない表現になるんじゃないかっていうことを大変心配しておりまして、まず、この表現は改めるべきではないだろうかとというふうに私は考えるわけです。ほんとにゴマじゃない、重箱の隅をつつくような質問で恐縮なんですけれども、まずこのあたりについて町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町 長	続きまして浜田議員の質問にお答えいたします。平成 29 年 10 月 20 日発行の飯島、広報いいじま未来飛行 10 月号におきまして平成 28 年度決算報告を掲載いたしました。その際、一般会計の決算規模は前年度比 0.9%増額のおよそ 51 億円、実質的収支は 2 億 8,000 万円円の黒字とお知らせしたところでございます。ここでいう実質的収支は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を引いた金額を示しますが、毎年同じ基準で掲載しております。したがって、実質収支は黒字ということになって、議員の言うミスリードというものを意識的に行ったものではないと、慣例に従ってそういった表現をしておったところでございます。なお、細部につきましては担当課長より詳しく説明申し上げますので、よろしくどうぞお願いいたします。
企画政策課長	それでは、私のほうで少し細部について御説明をさせていただきたいと思います。御質問のありました実質収支ですが、地方公共団体の財政運営上の良否、いわゆるよしあしを判断する重要なポイントでございます。一般的に黒字、赤字、黒字団体、赤字団体というのは、この実質収支のことをいうところでございます。したがって、町民の皆様にわかりやすくお伝えするため、この実質収支を用いてお知らせをしております。また、近隣市町村の広報も確認をしてきたんですけれど、同様な扱いで、一般的な扱いをしております。しかし、平成 28 年度の決算について申せば、議員の御指摘どおり単年度収支と実質単年度収支は赤字でございました。このことについては、町議会、9 月の議会また有線テレビでの決算報告ではこの単年度収支と実質単年度収支について説明をさせていただきましたが、広報誌では紙面構成上等の理由でその内容を掲載することができませんでした。しかし、限られた紙面ではございますが、今年度、29 年度決算の折には、一部改善も含め、よりわかりやすく、また的確な決算報告のあり方を検討してまいりたいと考えております。
浜田議員	実は、このグラフつくるに当たってですね、広報もずっと過去までさかのぼって調べました。町長の御答弁でございますが、伝統的に実質的収支だけを掲げているのは直近の 3 年間だけです。4 年前はですね、実は 3 指標を掲げてたんですね。ですので、どこかで手抜きが行われたんじゃないかっていうのが私の認識です。御確認いただければというふうに思います。広報の揚げ足取りのつもりでこの問題を取り上げたわけではありません。取り上げた理由は 3 つございます。1 つはですね、地方自治法 200 何十条かにですね、町長は住民に町の財政状況を公表しなければならないという条項がございます。ですので、町がどれだけ町民に理解できる形で町の財政の発表しているかということが問われてるわけで、その一部としてですね、実質的収支だけを掲げるのはほんとに町人に対して正しい情報を伝えていることになるのかということを感じたのが第 1 点です。特に黒字というのはですね、自治体行政と民間企業では全然考え方が違うと思います。自治体というのは税金の再配分ですから、本来は収支均衡であるべき、つまり、いただいた税金はいろいろな形で町民に還元すべき、これがもし黒字が続くとですね、言ってみればため込みをやっている、あるいは本来取ってはいけない税金を取っているということにならざるを得ないと思うんですね。ですので、町民が黒字はいいことだというふうに誤解するような表現もあわせて慎むべきではないかというふうに思った次第であります。それから、それが 2 つ目の

理由です。3つ目はですね、議会は、確か宮下寿 元議員だったと思いますけど、議会報の表現の中で、かなりどの収支を重視するかというページを1ページ割いた時期がございましてですね、そのときに実質収支を前面に出すような紙面構成をしてました。それ以後、伝統的にですね、議会側としては実質単年度収支を中心にするような表現をずっと続けてきてます。議会と行政が財政について会話をするに当たって、お互いに違う物差しで議論するのはいかなものかということもありましてですね、このあたりを一回きちんとしておきたいというのが今回の、揚げ足取りではなくて、この問題を取り上げた理由です。じゃあ、それぞれのどの指標がいいのかということについてですね、もう少し追加の御説明をしたいと思いますけれども、さっきお話した実質収支、これはほんとに歳入から歳出を引いて、当然翌年度に繰り越しになってしまった分も引いて、本当に真水がどれだけ残ってるかというのが、この青い線ですよ。これが赤字になるっていうことは先食いだし、多分財政運営上の事件になってしまうと思うんです。そんなことやれば次年度の決算の先食いを議会に断わりもなくやってしまうわけですから、普通はやらない。過去17年間、そんなことは飯島町も一遍もやってこなかった。ですので、この実質的収支だけを幾ら見てもですね、これが黒字だからといって町の財政が安定だということを意味しないだろうというふうに思ってます。次に、あ、ごめんなさい。ほんとに素人考えなんで間違ったら訂正いただきたいんですけど、次に使われているのが単年度収支ですね。これは実質収支に基づいて、言ってみれば帳尻合わせといいますか、財調に積んでみたり、それから繰り延べ、償還を速めてみたりですね、いろんなことやりながら最終的な決算を打つということで、これは年度ごとに赤字になったり黒字だったりするものだろうなというふうに思ってます。これ、収支均衡から言ってもそういう性格持って当たり前だろうなというふうに思ってます。実質単年度収支というのは、それにさらに加えてですね、例えば財調に積みばそれは財産だからプラスにすると、取り崩せばマイナスにする、こんなやり方ですね、言ってみれば、その町財政の体質的な部分全体をあらわす数字じゃないかというふうに私は見てるわけです。このグラフ、実はごらんいただくと、その性格が非常にはっきり出てるように思います。つまり、もう一度繰り返しますと、実質的収支はずっと黒字のまま、それも大体国のガイドラインによる3%~5%ぐらいの黒字なまま、それに対して単年度収支はプラスになったりマイナスになったり、大体15年間でですね、8回マイナス、7回プラスだったんです。ですから、まあバランスよく年度年度でやってるなあという感じです。一方、ごまかせないのは実質単年度収支ですね。この赤い線ですけども、2008年には赤字に大転落してます。これは言うまでもなくリーマンショックの影響ですね、町内企業からの多分税収が減ったり、いろいろなことがあってこうなったんだろうと思います。その前にもかなりきわどい時期があつてですね、これ、小泉政権の三位一体の改革でかなり苦しい財政運営を強いられたときだろうというふうに思ってます。今年度はですね、実は赤字になった2回目なんです。2000年以降、飯島町が実質単年度収支が。ですので、なぜこの問題を取り上げなかったということが私は非常に気になったわけです。実質収支、あ、単年度収支も実質単年度収支も赤字になったのに、町の広報はなぜ当然黒字であるべき実質的収支だけを取り上げたのか、これが大変気になったというのが今回の

質問の1つ目です。地方分権で先頭走っている北海道のニセコではですね、ネガティブ情報も情報誌に載せるっていうことを町の考え方にしているということでありますので、こういうことが起こればですね、それはそれべしに適切に町民に説明も含めて発表するべきではないかというふうに思うわけです。こういう考え方について、もし間違っているとかですね、あるいは町長は別の考え方をお持ちであるということであれば御意見をお伺いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

企画政策課長

ただいま議員より指摘をいただいたところですが、財政面について住民の皆さんにできるだけわかりやすいように努めておりますが、今議員のおっしゃった、その収支という言葉もなかなかわかりづらいところがございまして、財政的に申しますと形式収支、実質的収支、単年度収支、実質単年度収支等がございまして、それぞれが黒であったり赤であったりいたします。こういった中で、どれが一番わかりやすいのかという視点もございましょうし、財政的分析の中でどれを使うことが適切なのかということもあろうかと思えます。町としましては、町民からいただきました税金を歳入歳出でどのような形で、規模で使って、どのような事業をどういうふうに行ったんだと、また、その借金の返済状況、また財政指標を含めまして限られた紙面の中で示しておるところでございまして。また一方、議会の皆様におかれましては、決算認定等ございまして。その中でさまざまなチェック、点検等の中で財政指標のまたあり方も違って来るかと思えます。ただし、いずれにしても、指摘いただいた点を含めて、次年度以降、改善に努めてまいりたいと思えます。

町 長

ただいま我が飯島町の財政をつかさどる担当課長のほうから今意見が述べられました。そのとおりだと思います。町民の皆様、きょうお話している内容がやはり難しいんだろうなというふうに思います。実質的収支、実質単年度収支、単年度収支っていう、今、きょうはこのグラフ3つ出ておりますけれども、それについて、やっぱり詳しく説明し、飯島町の財政状況というものを明らかにして、わかりやすくするということは、まず大事だと思います。ただ、近隣市町村が同じような方向性をもって発表しているものですから、近隣市町村と比べたときに違うまた物差しで発表しているということも、また誤解を生じかねないという部分、これまた困った部分が生じるかなあというふうに思いますけども、まあ、そういった部分は、そういったところで発表する部分、また飯島町が発表する分、よくハンドリングしながらですね、やる必要があるのかなあと思えますし、近隣市町村へも一つの方向性というものをまた提言していくことも必要なかなと、このように思っております。

浜田議員

議会と行政がディスカッションする上ですとですね、なるべくわかりやすい指標で進めるようにですね、お互いに協議を進めていきたいと思えますし、近隣市町村は横並びという考え方は、多分町長のお考えに合わないような気もするのでですね、余りそこにこだわる必要はないんじゃないかなと私は期待しておりますけれども、でも、今、実際、一番実質単年度収支が物の変化をあらわしてはいるんじゃないかというふうに私は思っておりますので、ぜひ、それもあわせて御検討いただきたいと思います。

1-2ですけれども、「今年度決算の見通しはどうか。」という質問がその次であります。まだ12月ですとね、6月から決算作業に入る今年度収支をこの12月議会で聞くのはで

すね、1年目の議員じゃあるまいしと、思わず笑われてしまいそうな質問であります。それは今からコメントできないという話で終わってしまいそうな質問なんですけれども、そうでなくて、この質問をあえてここでぶつけた趣旨について簡単に述べたいと思っております。さきの1－1でお話したように、単年度収支と実質単年度収支がともに赤字になったということはですね、実は過去17年間1回しかないんですよ。リーマンショックのときだけなんです。それが昨年度どちらも赤字になったということではですね、めったにあることではないというふうに思ってるわけです。その変化もですね、ちょっと私グラフにまとめたんですが、かなりおかしい変化だというふうに思っております。お手元に資料のある方はごらんいただければと思いますけれども、ずっと実質的収支はほとんど横ばいです。これはそのようにコントロールされているので当然だと思います。それから、単年度収支はゼロを起点として上がったり下がったり、当然そのように調整されてる収支ですから、そうなってます。ところがですね、一昨年、平成27年、これは高坂前町長の最後の年度になるんですかね。非常にですね、すべての指標が突出しました。それまでの15年間にはあり得なかった金額です。単年度収支は普通変化しても5、6,000万ぐらいまでの上下で変動するものなんです、昨年度一挙に1億6,000万ぐらいですか、急増したと、その後、昨年度は2億円急落したということですね、この変化は過去17年間に1回もなかった変化なんですよ。これ自身が重大なことなのかどうかは、ちょっと私には見極めがつきません。ただ、少なくとも財政運営が、これまでの15年間の伝統に沿ってですね、円滑に行われてきてなんではないという、何かが起こったということを示しているような気がしてならないわけです。そういう意味で、これに構造的な問題があるんであればですね、これは議会も知っておく必要があるし、そうではなくて何か財政上の事務処理の結果なのであればですね、それはそれで我々も理解しておく義務があるだろうと、そういうふうに考えてこの2番目の質問を立てたわけです。ですので、来年度の決算が、この時点ですすね、わかるか、わからないかということは、ちょっと私のほうからは想像はつきませんけれども、けれども、少なくともこの突如の2億円近い2つの収支指標の変化、それから一番単純な実質的収支もですね、非常に吐出していると、これは一体何なのかということについて、質問の中に入れてないんですね、聞きたいということで、今後の決算は安定する方向なのかどうかという単純な質問にさせていただきたいと思いますが、通告の範囲はここまでなのでですね、御説明いただける範囲のことをお聞きして、1－2の質問にいたしたいと思います。これについての御説明、可能なものについて御説明いただければと思います。

企画政策課長

ただいまの御質問、通告の範囲か、範囲外か、わかりかねるところもございますけれど、答えられるところでお答えをしてみたいと思います。パネルで今お示しいただいておりますけれども、まず、平成20年度実質単年度収支が大幅に赤字になっているところは御指摘のとおりでございます。世界不況を受け税収が下がり財政調整基金を取り崩したと、そういったところで1億6,000万ほどの赤字というふうになっております。その後、実質単年度収支、大きく高い数字で行っておりますが、これは、財政調整基金を取り崩した、その部分を積み立てを行った、特に一つ目標であった10億円を目指して積み立てた結果

が、その高い数値となっております。続いて、その平成 27 年度の実質収支の高い、おおよそ 3 億ほどになっておりますけれど、27 年度は、道の駅田切、これが 3 億 5,000 万ほど、また文化館の大規模改修 1 億 6,000 万ほど、また、そのほか、その年はちょっと不用額が 1 億超ございました。そんなような状況と、それと、財政分析する中では平成 26 年度からの専決補正の見直しというのも要因ではないかというふうに考えております。今、先ほどパネルでお示しいただきましたけれど、その実質的収支、これは以前までですと、その青線ですかね、これが 1 億からおおよそ 1 億 5,000 の中に推移しておりました。その当時、余剰財源、いわゆる繰越金の状況を見て基金へおおよそ 1 億～1 億 6,000 万ほど積み立てを行っておりました。しかし、専決の見直し等により、その後年度においては繰越額が増加する傾向となり、結果として 27 年度においても実質収支が大きくなったということも考えられるところでございます。続きまして単年度収支、実質単年度収支の急落の関係でございまして、この実質収支が大きく伸びた、その前後をまた御確認いただきたいと思っておりますけれど、その特に前年度との大きな差によって単年度収支、また実質単年度収支が影響を受け、いわゆる急落が一旦ここで起きております。しかし、今後についてですが、また、その 29 年度が、28 年度、その実質収支上回れば、この実質収支や単年度実質収支も逆に上向きプラスに転じる可能性はあるところでございます。さきに通告いただきました本題のところにつきましては、議員推測のとおり現在予算執行中でございますので確定的なことは申せませんが、黒字できた部分もありますし、歳入につきまして、まだまだ交付金等、また税もそうですが、未確定要素があるために、今現在、現段階では確定的なことは申せない状況でございます。

浜田議員

その先は通告してなかったもので、またの機会に質問を譲りたいと思います。

それでは次の質問に移ります。次の質問、2、策定中の観光基本計画は来年度予算や実施計画3カ年にどう反映される見込みかということですね、これは9月議会の一般質問の続きであります。9月議会で観光基本計画及びアウトドアの件について質問したわけですが、当時はまだ基本計画もですね、それ以外の計画類も公表されていなかったということで、その続きを今回お尋ねするということになります。

2-1、9月議会の一般質問で実施計画に盛り込まれたアウトドアフィールド事業、それが30年度31年度に各1.2億円という実施計画の中では突出した金額が盛り込まれていたということですね、これについて質問いたしました。連続する質問なんで、念のために前回の町長答弁を簡単にまとめてみましたけれども、この実施計画3カ年計画に盛り込まれた予算というのは地方創生拠点整備交付金への準備だと、要するにそういう玉を準備しておかないと交付が受けられないから、それから、その中身については観光基本計画の中で具現化するつもりであると、この当時には、これはまだ公表されていなかったわけであります。から計画にはアウトドアの専門家から示された候補地を載せるのだと、広く意見集めてその中から適地と事業を選択していくと、そこで事業費や収益性が明らかになる、担い手も民間を含めさまざまな可能性を考える、10年後のリニア開通をめどに長期的に取り組むということですね、もう少し短縮しますと、アウトドアの専門家から提出された事業費や収益性も含めた策を観光基本計画の中に載せて、全体としては10年のスパンでもって物を考

えていくというのがこの当時の答弁だったというふうに認識しとります。その後、住民説明会が各地で開催されたわけですが、まず最初に、その後開催された住民説明会での町民の皆さんの反応をどのように受けとめておられるのか、それは、町長の思いとですね、町民の反応っていうのは非常に息が合った行け行けという話だったのかというあたりのことも含めてですね、まず町長の感触をお伺いしたいというふうに思います。

町 長

観光基本計画とアウトドアの調査結果につきましては、11月12日～12月4日の間に各地区の地域づくり委員会の皆さんを中心にして説明を申し上げ、御意見をお聞きしたところでございます。この説明会の中でいただいた御意見としましては、観光基本計画の中では千人塚公園に関して現在建設中の管理施設や城ヶ池についての活用方法や公園内の桜など景観整備を求める御意見をいただきました。また、町全体の観光振興として町民が使いやすい小さな公園の整備や道の駅を中心とした観光振興を進めたらどうかなどの御意見をいただいております。アウトドア調査結果の報告に対しましては、アウトドアスポーツに対する需要や不足している宿泊施設をどのように整備していくかなどの質問のほか、千人塚公園までの道路インフラ整備などの御意見をいただきました。また、若者層に限定されないような施設づくりや犬の散歩コース、ドックランなどの整備に対しての提案もいただいております。いただいた意見を総合的に判断しますと、積極的に取り組むべきと受けとめております。なお、今後の進め方ですが、観光基本計画につきましては18日の議会全員協議会で御説明申し上げ、アウトドア事業につきましてはパブリックコメントの実施、各地区でのワークショップを予定しております。このように、アウトドアあるいは観光基本計画等についての後ろ向きな御意見は承らなかったということでございます。ドックラン、すいません。

浜田議員

ドックランがいいなあ。

町 長

ドックランと申し上げましたけども……

浜田議員

ドックランはまずい。

町 長

ドッグランでございますので、誤解のないようにお願いいたします。

浜田議員

ドックはよしなほうがいいと思いますけれども。

あれですね、全体として否定的な意見はなかったけれども、その一方で割合に裾野の広い要求があったというふうに今のお話受けとめました。要するに町民の生活に直結した。それでですね。私が9月の議会で心配していたのは、余り全体の方向が固まっていない中で30年31年に1.2億円の事業をやるのかと、これは少し拙速ではないかという気持ちもあったので、今回その質問にしたわけですが、今のお話を聞いて次の質問に移ります。

2-2、来年度も地方創生拠点整備交付金を実施するのであれば既に具体的な事業検討を始めるべきだと考えるという質問を今回通告しておきました。ところがですね、この質問通告した後に、議会初日に実施計画最終盤が配付いただきました。ちょっと余談になりますが、これ、1年前の12月議会で私が一般質問でですね、実施計画を議会の最終日に配付されても検討の時間がないじゃないかということで、議会の初日に何とかというお願いをしたところ、企画政策課が一生懸命頑張ってくださいまして初日に間に合わせていただいたということで、この努力は非常に高く評価すべきものかなあというふうに

思っております。議員もそれだけ十分に読み込む時間があるわけですから、議会と行政との間のディスカッションの質がうんと高まる内容だ、措置だったというふうに理解してまし、特に12月議会のこの実施計画はですね、3月に議論される予算の前触れみたいなものですから、これを見て、我々がですね、3月議会の予算案のですね、おっきな流れの背景を理解できるという意味では非常に意義のある取り組みだったということで、この場を借りて改めてお礼申し上げたいと思います。ところで、この実施計画見ますと、アウトドアについては来年度はなくなったんですね。今のところ。再来年度に約1億円弱が積まれているということですね、ここで質問しようとした事業というのは実質的に一年間、間を置くというふうに私としては読み取ったんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか、お尋ねします。

町 長

まず、今回実施計画を、先ほど議員の申されたとおり早目にことは出ささせていただきました。これについては、担当部署の人間が非常に努力して、ある程度の負荷を感じながらですね、やった経過がございました。それをお褒めいただきまして、まことにありがとうございます。その中でですね、来年度の地方創生拠点整備交付金事業を実施する計画があるかどうかということでございますけれども、ありません。来年度は、基本計画、観光基本計画やアウトドア事業というものの内容が今示されましたので、町民の皆さんはアウトドアスポーツというものはこんなものかという今認識になっておられるところかと思います。そういったものを含めまして、来年は、主には今後具体的にどのように進めていくかということの研究する年としたいと思います。そのために戦略会議等を早急に、久保島議員の御指摘がありましたように早急につくりましてですね、来年の早いうちに具体的な方向性を出したいなと、このように思っております。

浜田議員

同じ実施計画の中で観光戦略会議の費用も盛られておりますので、今のお話は全体として大変整合されたものかなあというふうに理解しましたし、それから、ことしの6月にいろいろあったわけですけども、そうではなくて、広い町民の間での議論が進められる時間的な余裕も考慮いただいたということではですね、大変前向きなものだというふうに私としては理解するものです。

そこで、2－3番目、アウトドアブランディング調査結果について御質問します。特にアウトドアスポーツについて、プロの皆さんを中心としてですね、町内の全域の調査が行われたわけです。専門家によって町内の資源の活用の可能性を掘り起こした成果っていうのは非常に高く評価できるというふうに私は思っております。これまで町民の間ではですね、例えばさまざまな提案は個別には私も幾つか耳にしております。ただ、残念ながら、それは非常に点、一点一点の提案でもありますし、それから一点の思い込みを前提としたものもございますし、そういったものがですね、一度プロの手によって精査されたら、それがまとめ上げられたっていうのは、今後の町の観光やスポーツを考える非常におっきなきつと資料が得られたんではないかなというふうに思って、貴重な資料だというふうに評価しています。ただ、一方でですね、事業化の成否を判断する資料として、これがすべてなのかというふうに考えますとですね、まだ検討事項があるんじゃないかっていうふうにも感じたわけです。その理由はですね、もともと担当なさったのがスポーツの専門家という分野

からなのでですね、例えば読んだ関係で、一方でリスクももう少し見なきゃいけないかっていうのは、私ばらばらっと感じました。後で申し上げますけども、若干のリスク、例えば近隣と、近隣観光地、おっきなところが幾つもございますよね、阿智から始まって駒ヶ根もそうですし、松川もそうですし、そういったところとの協力関係で進めるのか、あるいは競合関係に陥るのかというあたりですとか。それから、そこそこ危険なスポーツも入ってます。あの報告書の中で紹介されてある施設では死亡事故も実際に起こってたりもしてますんでですね、そういった場合の訴訟のリスクや風評被害みたいなもの、それから、与田切の上流にかなりウオータースポーツみたいなのを想定しているわけですけども、例えばシオジ平っていうのは植物群が、特定の植物群があるところで、そういうものに興味のない方が多く入り込んでそこが荒らされるというのは、あそこのシオジ平のもともとの性格に合わないんじゃないかとか、もう一つ、水の中で遊びするとですね、実はあれ町民の飲み水なんですよ、もっと下のほうで、です、そのあたりについて十分な配慮が必要なんじゃないかとか、環境面ですとか、植物や何かとの問題ですとか、この専門家の方の分野の外からのチェックもあわせてかける必要があるんじゃないかというふうに感じた次第です。それと、もう一つ、この報告書は大変率直な報告書だというふうに私も感じまして、だめなところはだめってかなりはっきり書いてる報告書でもありました。そういう意味で、すべて夢を語り尽くしたというのとは違う報告書にもなってるというふうに感じたんですけども、ただ、それでもですね、プラス面に偏った評価をしてるのかなという面は感じました。そこで、今回提案なんですけれども、実際にこれを事業に、その中から多分町長は幾つか選んで、で事業に立ち上げていくんだっていうお話をなさったと思いますけども、実際に数億あるいは全体をまとめれば10数億という規模の事業をなさるんであればですね、観光基本計画とこのアウトドアブランディング調査結果と2つ足し合わせるだけでは、実は盲点が残るんじゃないかというふうに考えてるわけです。そこで、今回提案してるのは、スポット分析みたいなものをやってはどうかと。それも第三者による分析ですね。これを提案したいっていうふうに思っております。お手元の資料にその例を挙げてみました。スポット分析というのは、PDCほど定着してないのかもしれませんが、10も20もあるいろんな経営分析の中では入り口の分析手段だっていうふうに認識してます。何かの事業をやろうと思ってですね、事業戦略を一回立てたときに、その事業戦略に抜け穴がないかどうかということをチェックするための指標なわけですね。これで一旦事業戦略が決まって、実際の作業に入って、その事業が適正に回っているかどうかというのを調べるのがPDCAだというふうに私は理解してるんで、これはPDCAの前段階の入り口かなあと、お手元にサンプルをつくってみました。アウトドアブランディング調査報告書に基づくスポット分析ということで、これは四次元に強み、弱み、それから機会と脅威という現象を分けて書き下してやろうというわけですね。強み、弱みっていうのは自分自身にとっての強み、弱み、ここで具体的に言えば当町の武器は何かと、飯島町の。それから弱みは、当町の苦手は一体何なんだと、右側の機会と脅威っていうのは飯島町では決められない外部環境でですね、チャンスになることは何なんだと、外部環境に存在してる危険な要素は何なのかということを比べてみるとですね、事業策定に当たってやらな

ければいけないリスク管理ですとか、あるいは収益検討のときに考慮しとかなきゃいけない項目が洗い出されるんじゃないかということで、お手元の資料のようにまとめてみました。例えば強みというのは2つのアルプスに挟まれて風光明媚で、山岳部の入り口にアウトドアの資源があって、与田切川の水質は非常に透明で、整備されたキャンプ場もあると、都会からの集客力も見込めると、ここまでしか書いてなかったんですね、町長の観光方針の中からもう一つそんなくしまして豊かな地域資源とのコラボレーションっていうことで山、川、空、水に林と、こんなものをつけ加えてみました。茶色で書いたのは私が後でつけ加えた部分です。それ以外の部分は、実はアウトドアの報告書の中に入っていた文、文言の中からそれぞれの部分に該当するものを引き抜いたので、これは私の創作ではありません。報告書の中に書いてあったものを見るとですね、例えばオポチュニティー、チャンスという点では、国内に45カ所のアドベンチャーの施設があって、各地で大きな経済効果、複合型では年間2億円近い売り上げもあるというふうなことが書いてあるわけですね。ところが、弱みと脅威、要するにまずい点についてはですね、実は項目が弱いんですよ。脅威、外部の危険な要因という点ではですね、乱立による淘汰も始まっているという記述が1行あるだけでした。それ以外に3つ加えたのは私が加えたやつなんですけども、近隣観光地との競争が起こり得るかもしれないと、それから流行というのがありますから、これが変化してしまうかもしれないと、それから、さっき申し上げたように事故による訴訟や風評被害のものもあるかもしれない、こんなこともつけ加えてみたりしてるんですけども、一言で言っちゃうとですね、上の項目、強みと機会だけが多い戦略策定っていうのはある意味非常に危険だろうというふうに考えてます。いいことばかりが目に見えて、みんなが前向きに進んでるときにですね、どうしても危険なことは言い出しにくい雰囲気っていうのがあるんですね、できるだけこういう客観的なチャートでもってリストアップしてから事業にかかるのが失敗しない一つに理由かなあというふうに思ってるわけです。それと、もう一つ、このブランディング事業の中に収支計画が入ってまして、10カ年か、そのくらいですね、私も素人ですけども、あれを見てですね、随分楽観的だと感じました。いきなり観光客がフルに来てですね、それがどんなリスクも負わずに順調に成長するというモデルだけしか書いてないんですね。だけど、普通事業っていうのは最初にキャンペーン張って、大勢見に来て、その後若干減少して、そのうちにリピーターがだんだん増えて長続きする観光事業になるっていうふうなスタイルだと思うんですけども、そうだとすると、その瞬間、例えば2年後とか3年後の資金ショートですとかですね、あるいは人員のスタートの時点の抑圧だとか、いろんなマイナス面も考慮した事業計画にしなきゃいけないと思うんですが、あの収支計画にはそれが全く見られなかったと、普通であれば標準値と楽観値と悲観値と3つぐらいの事業計画を立てて、悲観値の場合にはどのくらいリスクがあるのかっていうのをやるのがですね、普通じゃないかと思う、っていうふうには私は思っているんです。ですので、2-3の質問は、もし一年間あってですね、その中で1億円規模の投資を考えるのであれば、ぜひ中心の推進者だけに限らない、こういったスポット分析ですとか、あるいは財政のですね、もう少し厚みのある見直しとか、こういったものをつけるべきだ、ではないかというふうには私は思いますけども、そういったことを実行する

副 町 長	お考え、町長にはございますでしょうか、お尋ねをいたします。 アウトドアブランディング調査の結果に基づきまして町の対応についての御質問でございます。ブランディング調査につきましては、今後12月の19日～1月の19日にわたりましてパブリックコメントをとり、その後、住民の皆さんのワークショップを行いながら、また住民の皆さんの理解をいただいきたいと思っております。今回御提案いただいておりますものにつきましては、その調査結果を、よりですね、専門的に分析しながら計画立てをしていったらどうかということでございますけれども、やはり一つの最初の提案のありました広域的な連携、こういったところは当然必要だと思っております。また、生物の多様性に考慮した対応ですとか、そういったことも当然必要になってくると思っておりますので、また関係する皆さんに御協力をいただきながら分析をしていきたいと思っております。それから、スワット分析等の専門的な用語も出てまいりましたけれども、やはり分析をして、それをどういうふうに対処していくかということがこのスワット分析では大切だと思っておりますので、こういった4項目、強み、弱みを分析しながら、そういった戦略を練っていききたいというふうに考えております。それから、もう1点、収支計画の点も御指摘いただきました。確かにブランディング調査の中では少し過大な収支もあるかと思っております。そういったところでもですね、きちんと専門家等の御意見をいただきながら分析を進めて、平成30年度のうちにですね、きちんと計画を立てていきたいと考えております。また、町民の皆様方にもそれぞれ御意見をいただきながらですね、いい計画になるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。
浜田議員	終わります。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻は11時15分といたします。休憩。
休 憩	午前10時55分
再 開	午前11時15分
議 長	会議を再開します。なお、堀内会計管理者が義理のため欠席となります。一般質問を続けます。
8 番	8 番 折山誠議員。
折山議員	通告順に質問をしてまいります。項目1「町地域おこし協力隊員の定住支援を」について伺ってまいります。今回この項目を掲げましたのは、2年前に移住してきた当町の1人の協力隊員とその御家族の苦悩を傍らで見てきたことによるものであります。デリケートな話ですので、ちょっとオブラートに包みながら説明するところをお許しいただきたいと思いますが、我々地域住民から見たら、その隊員は本来業務に力を注ぐ一方で地域に溶け込むようさまざまなイベントにボランティア参加をし、町から要請があればフォーラムに出席をしてパネラーまで引き受けてきた、そういった人柄の隊員でございます。しかしながら、この9月に突然、3年任期の2年目となるこの年度末をもって隊員としての採用を

中断したい旨、これは町からあり、そのときからその隊員と隊員の御家族の苦悩が始まりました。それは、3年の技術研修を経て4年目で自立をし、後継者不足で絶えようとしているかつては地域の特産であった産業を継承し、この地域で生き、地域おこしにつなげていきたい、そういった隊員と家族の人生をかけた構想、それがその瞬間崩れそうになったからでございます。隊員は、そこに至る原因を自分なりに分析しようと時系列の記録をつくりました。それを私目にいたしました、そこからは期間内に確実な技術伝承を目指す周辺の環境、彼を取り巻く環境と、3年後の自立基盤の確立を、自立をしなければならないという頭の中で、それを急ぐ隊員との間で心と活動の食い違いが両者間に生じたのかなということが読み取れました。したがって、誰に原因があつてそのようなところへ移行したのかという単純な話ではないというふうに感じました。幸い隊員には日ごろから地域に溶け込もうとしている活動の輪がありまして、隊員の生活を心配する多くの仲間がいました。孤独ではなかったわけであります。仲間は、行政に働きかける一方で隊員にも「こういったところは思い違いがあるんじゃないの」といった意見もしております。その後、副町長や担当職員の適切な対応をいただく中で3年目に向けた研修の道が開けたところでございます。私は今、町の未来を担ってくれる若者1人逃がさずに済んだなというふうに思っています。また、志を持ってきた若者も人生をかけた移住、定住の道を踏み外さずに済んだんだなというふうに思いました。そこで、私、今回のことから、他の町にいる隊員はどうなんだろうっていう疑問がわき、これを機にですね、やはり問題があるならお互いに整理、理解し、解決してこうよという意味で項目に掲げました。一般的にマスメディアからはよい成果しか伝わってきておりませんが、全国的にこの制度の闇の部分ってないんだろかということでネット情報をチェックしてみました。検索したワードは「地域おこし協力隊員の苦悩」という言葉で引っ張ってみました。たくさんありました。多くが隊員の経験に基づく悩みでございました。中には採用自治体職員との対立であったり、隊員と受け入れ地域との温度差、気持ちの温度差、こういったようなものが切実とつづられているものが多くございます。しかし、その中でですね、客観的に物を見るっていう中京圏とその周辺エリアで採用自治体担当職員と協力隊員、それぞれにヒヤリングを重ねながらこの制度に対する評価と課題をまとめた論文に行き会いました。これは愛知県立大学日本文化学部で寄稿してるものでございました。この後、多くをこの論文を引用してまいりたいと思いますが、そこには制度を活用して地域おこしを目指す自治体とその制度を活用して人生の基盤を固めようとする若者の思いのずれから来る課題が浮き彫りになっておりました。現在も多くの隊員を抱える、その人生の一端を左右している当町でもございます。その立ち位置、また隊員を迎える我々地域住民はどうあるべきか、きちんと議論をしなくてはならないのかなというふうに思います。また、それぞれがそれぞれの価値観で制度の利用だけがひとり歩きしてしまつてはならない、今回の質問項目に掲げたものでございます。今回私は、この質問を通じて採用者である町長と議論を深め、また一方の期待者であり受け入れ者である町民の皆さんにも地域おこし協力隊員について、ともに思いを寄せてもらいたくて以下質問を続けてまいります。

初めに質問要旨1-1、採用と活動の現状について伺います。いかがでしょうか。

町 長 折山議員の御質問にお答えいたします。地域おこし協力隊の採用と活動の状況はと、こういう御質問でございます。当町での地域おこし協力隊員の採用は現在 13 名となっております。採用に当たりましては、地域おこし協力隊制度の趣旨であります都市から地方に生活の拠点を移し、各種地域活動の業務に従事しながら地域への定住を図るという目的に沿いまして具体的な地域活動のテーマを持って募集をかけ、それぞれのテーマに強い意欲があること、また活動終了後も町への定住の意思があることを確認させていただいた上、採用しておるところでございます。活動のテーマといたしましては、道の駅田切の里運営、まちなか活性化、農業・農村活性化、飯島町営業部、出会いサポートデスクと多岐にわたっており、都市から地方に移り住み地域活動を行うということは、なかなか難しい一面もありますけれども、それぞれ意欲と熱意を持って地域おこしに従事してくれると認識しております。

折山議員 総務省の平成 29 年度地域おこし協力隊の定住状況に係る調査結果、本年 9 月 22 日付、これによれば、全国の任期終了隊員、任期を全うした隊員ですが、2,230 人、この 4 割が女性、4 分の 3 が 20 代と 30 代、任期終了後に 5 割が同一市町村に定住、このうち 3 割は起業をし 5 割が就業する、15%は就農する、こういったような状況です。この結果はですね、隊員は若者が多く、真剣に活動地に定住する覚悟を持って来ている、こういうことを受けとめなければならないと思います。受け入れ側は常にこのことを心にとめ置かなければならないというふうに考えます。

質問要旨 1－2「給与や活動費など支援の実態は。」これについて伺います。隊員の身分は町の臨時職員と聞いています。どのような処遇でしょうか。

副 町 長 それぞれの志を持って地域に根づこうとしている地域おこし協力隊員の活動費、支援の実態ということでありますけれども、身分でございますが、身分は嘱託職員でございます。臨時職員ではございません。国の制度、地域おこし協力隊の制度の最大限に活用しながら活動を支援をさせていただいているところであります。報酬につきましては月額 16 万円ということで、これにアパート、住居費ですね、そういったものを月額 4 万円を上限にお支払いをしているところであります。また、総額では 400 万円の事業費がございますので、残りの 200 万円弱につきましては、それぞれ活動費ということで、先ほど町長も申し上げましたようにいろいろな活動がありますけれども、その活動に使っていただく費用ということで予算に計上して執行をしているところでございます。

折山議員 ちょっと私、自分で反省しておりますが、山荘@明林館、ここへは、そこへ滞在をしてこの地域へ永住をしたいという希望の方が多々見えます。その折に「やる気があったら、月 30 万くれるから、おい協力隊員に、この地域になって定住してくれないか」という話をしてまいりましたが、そうではないということ理解をして、心から申し上げた皆さんには反省しております。先ほど触れた論文では次のような一文がございました。活動に自由度や柔軟性があること、これは隊員希望者の魅力になっているそうです。しかしながら、与えられるミッションは期待と困難度が高く、給与等の所得処遇には、今申し上げられたとおり恵まれていない、また任期後の生活保障はない、こういった実態が浮き彫りになっているそうであります。こうした中で人生の一部を掛け金として投入している隊員は何を

得ようとしているのか、こういった疑問が筆者にはわいていろんなインタビューをかけたところが、多くは地域の期待に応えられる自分の存在感、これに意義を感じるということのようであります。また、そのことをもって自分の居場所ができるんだということに一番意義を置いているそうであります。極めて純粋な動機だというふうに理解をします。昨日の一般質問では子どもたちに郷土愛を育む学校教育についての質問がございました。この人たちは、その教育を超えてこの地域への郷土愛を既に持ちながら移住をしてきてる、そういう隊員には、もう我々はきちんと寄り添っていかなくてはならないというふうに考えるもので、町の宝だという認識を改めなければいけないと思います。

質問要旨 1－3、ふなれな地域での活動となるが側面支援は十分に行われているのかどうか、いかがでしょうか。

副 町 長

やはり私たち人間というのは、社会的にですね、認知されるっていうのが一番生きている価値を実感できる場所だと思います。そんな意味で側面的支援ということでもあります。非常に強い熱意を持っていただいて、志を持って苦悩を抱えながらも地域に溶け込む努力をしていただいているということで、それぞれ隊員につきましては、いろいろな課題はあったり悩みはあると思いますけれども、そういった悩みをですね、相談に乗るというのはもちろんでございますけれども、地域の方々にもですね、こういった隊員の皆さんの取り組みを理解していただくということで、広報ですとか、あるいは有線テレビ等で広報をさせていただいたり、あるいは会議ですとか、さまざまなイベントに出させていただきまして地域の中で理解をしていただくような支援もさせていただいております。最初、協力隊員を採用したころはですね、やはり自由度と柔軟度、そういった柔軟性に欠けている場面もありましたので、そういった協力隊員の皆さん御意見をいただく中で会議を重ねながら、隊員の皆さんが自由にまた柔軟に活動ができるような、そういったシステムにだんだんに変えてきております。まだまだ不十分ではありますけれども、今後も隊員の皆さんと十分に協議を重ねながら活動できるような体制づくりをしていきたいと思います。それから、隊員の中にはですね、先ほどの冒頭でお話もありましたように、どんどん地域に溶け込んでいただいて、地域の皆さんと交流を深めながら、地域の一住民としてですね、活動していただいている方もいらっしゃいます。いろんな行事に積極的に参加したり、地域の皆さんとそういった人間関係を築いて活動されているという方もいらっしゃいますので、ぜひですね、隊員の皆さんにはどんどん地域に溶け込んでいただいて活動できるような、そんな支援もしてまいりたいと思っております。

折山議員

副町長の人柄は十分承知しておりますので、多分隊員のそういった気持ちは御理解できる、いただけるものと思っております。論文の中なんですけど、ちょっと突っ込んで伺います。受け入れ自治体の課題として担当者の多くが兼務であって、その兼務割合は協力隊員に寄り添える範囲は30%以下、簡単に言えば自分の8時間労働の数分しか協力隊委員に寄り添わない者もおれば、平均すると30%以下だと、こういう自治体が多いというふうに問題提起をしております。課題はですね、自治体が行政組織内の人的資源投入を抑えつつ制度を運用している、こういった実態があるんだということです。論文ですから言葉は極めて上品ですが、簡単に言うと、役場の職員が足りない部署へ持ってって、国からお金をくれる

協力隊員を代替に充ててる、こういった自治体の状況もあるように論文では問題提起をしておりました。この筆者は失敗事例をしてきた自治体担当職員に対してインタビューをかけたそうであります。その担当職員からは「兼務体制の中で隊員を放置状態にしておいて対応してあげられなかった。よそから来た人については1年くらいはついて回ってあげるくらいの世話をしなければならなかった。でも、自分の環境からそれはできなかった」こういった反省、振り返りの弁を述べている担当職員もおりました。「隊員には人生をかけて応募した覚悟があって、受け入れ地域にもそれを受けとめる覚悟が求められているんじゃないか」筆者はこの章でのそのように結んでおります。さて、それぞれの隊員の覚悟に対する当町の受け入れ態勢はいかがでしょうか、再度、副町長お伺いします。

副 町 長

隊員の能力を生かす側面的支援を町がどのように行っているかというところで質問でございますけれども、隊員におかれましては、やっぱりいろんなお考えをお持ちで、アイデアもお持ちですし、情熱を持っております。そういった能力をですね、どんどん地域の中で生かしてほしいと常々思っているところでありますけれども、やはりなかなかそれが難しいという状況もあります。なかなか、やはり専門的にですね、その人に職員が一日中ついて支援をしていくというのは難しいわけですが、それぞれの隊員の抱えるですね、活動上のいろいろな悩みですとか、そういったところできちんと把握できるような会議を定期的に行っているところであります。その会議に基づいて、車がもしですね、ちょっと使いにくいというようなことがあれば、そういった車の問題ですと担当課との調整が入ってまいりますし、それぞれの部署でそういった悩みを解決するために活動を行っているところであります。当町も受け入れ始めてもう4年を経過しますので、それぞれに、先ほど申しましたように隊員の皆さんの自由度、それから柔軟的な活動ができるような体制づくりを進めているところであります。まだまだ町としてのかわりが薄い場面もあるかもしれませんが、できるだけ隊員の皆さんとそういった相談に乗るような体制をつくりながら今後とも支援を進めてまいりたいと思います。

折山議員

この制度の本来の意義というものをよく見きわめてみると、やはりこういった制度を利用して隊員を受け入れるのであれば、兼務の体制ではなくて、13人もいますから、専任の体制が1人あったって、それでも1人あたりに用せれる時間は13分の1になってしまうんですから、薄いというよりも、今それに沿ってあげられる体制がないのではないのかなといったような気もするところであります。

質問要旨1-4、地域おこしのアイデアや情熱を持って採用された人材の能力を生かす受け入れ態勢はできているか。ちょっと時間の都合で進めますが、論文や当町では、私の聞き及ぶところによれば、挫折していった隊員の中には、簡単に言うと歯車の一部として扱われて、持ってきたアイデアを出しても「あなたにそれは求めているよ。」っていったような対応であるとか、そういったことでモチベーションが切れてしまったっていったようなことがやはり課題として浮かび上がってくるのではないかと思います。我が町の隊員は、それを、何ていうの、苦悩としてネットに掲げる者もおられませんし、周りに漏らす者もないんですが、これは、やはり声なき声を周りがやっぱりおもんばかっていかなければならない部分だと思います。切れたときにはここから出ていってしまう、そういったこ

とにつながらないように我々自体がおもんばかっていく必要があるのかな。国からは上限 400 万円の経費が交付されているというお答えでございました。給与その他で主その半額 200 万円、残りは 200 万円の活動費がある、これ、町のほうで自分たちで使ってしまったら意味がないものでありますので、当然隊員が自分の構想に従ってそれが使われる体制があるというふうに思いますが、思い切ってですね、給与を除く活動費全額をあなたの目的でこの 3 年間で使い切ってくださいと、この地域をおこしてくださいよっていった信頼を背景にした活動費の自由使途、こういったことも一つ彼らのモチベーションを高めていくことにもなるかなあと思います。もちろん無駄な経費として使い切ってしまうような隊員だっているかもしれませんが、それはきちっと監督してく必要はあると思うんですが、できるだけ本人のやりたいことを思い切って羽を伸ばさせてあげる、そんな受け入れ側の配慮もあっていいのかなあというふうに、そんな部署もあるんじゃないのかなというふうに思います。我々自身が今までこの地域を活性化しよう、おこしていこうという努力してきたわけです。でも、まだまだ到達できないわけですね。よそから来た隊員が 1 年 2 年 3 年で我々ができなかったことをすぐできてしまう、なかなか成果を性急には求められることも難しいのかなあというふうに思いますが、活動の自由度の中で、もしかしたら我々にできなかったことやってくれるのかなという期待もするところではありますが、200 万なのか幾らなのか、自由にお使いくださいという、そういった考え方については、副町長、いかがお考えでしょうか。

副町長

隊員の皆さんには、常々からですね、3 年間しかありませんので、1 年目 2 年目どうやって活動して、3 年目に最終的に地域に定着できるようにきちんと計画を立てていただいて、その中で事業を実施していただくというようなことでお願いしているところであります。事業によってですけれども、先ほど冒頭にありました産業振興の地域おこしについては、かなりの自由度をもって予算を使っている状況だと思います。ただ、そうではない目的の協力隊の業務もありますので、業務によってですね、いろいろな使い方は自由度をもってやっていると思います。その詳細は、それぞれ担当課のほうで予算に項目に押して実施しておりますので、総体的にはどのくらいの自由度ということは申し上げられませんが、そういったことで、残りの 200 万を全部自由に使えるというような予算立ては、やはり町の会計上難しい状況だと思いますので、予算の科目に沿って自由に使っていただけるような裁量を行っているということでございます。

折山議員

今の御答弁は、歳出のルールは当然ありますので、ポケットへ入れといて払っていくつう、こういうことじゃなくて、かなりの自由度をもって協力隊員には使わせているという御答弁ですので、協力隊員の皆さんは、それに従って思う存分、その 200 万円でこの地域をおこしていただきたいなというふうに希望するものであります。

副町長から定住の話が出されましたので、質問要旨 1－5、隊員の最終的な目的は任地の定住です。任地での定住です。現隊員や O B の定住支援はどのように行われているのでしょうか、また、その結果、今後の定住見通しはいかがでしょうかということについて伺ってくださいますが、再び論文を引用いたしますと、副町長おっしゃるとおり、多くの自治体が「あなたは 1 年目、研修をして、2 年目、こういうふうにして、3 年目は自立に向けた準備に

入ってくださいね」言うらしいんですね、これはどこでもそのようであります。ところが、実際に隊員は任期後の定住基盤を構築することには大変な困難を抱えているものであります。「自立してね」って言う我々は生活の基盤がここにきちっとあります。言われる側は、任期後は全く何もないわけなんです。先ほどの報酬だと起業をするために資金を蓄えていくっていったようなこと、とても考えられないのかな、ゼロ資金で起業してくってなかなか厳しいものかな、多くは3年間で足場をつくることは厳しくて、理由は給料の少なさを副業で補い、あるいは預金を取り崩しながら準備をしていかなければならない、したがって定住には任期後の行政のケアが不可欠であるものが多いということであります。「定住に向けて2・3年目、頑張ってくださいね」ではなくて、任期を迎えた者に全面的に寄り添いながらここでの定住を促していく、これは大きい定住政策であっていいと思うんですね。来てくれるかどうかわからない人たちに呼びかける、一瞬だけ飯島町のいいところだけを見せる、来てみたらがっかりするっていうことではなくて、この地域のいいところも悪いところもわかりながら定住の意思を持ってくださっている方たちの定住に思い切り力を尽くす、これは大きい定住政策として大事な部分になるのかなあというふうに思います。多くの自治体なんです、隊員採用の目的を地域おこしに限定をしている、終わったらどこへ行ってくてもいいよというスタンス。それから、人口減少、高齢化、これの中で3年間とにかく自立に向け頑張ってくださいね、3年4年目には必ずここに残ってくださいね。それぞれ自治体の目指す目的が違い、それぞれに応じて隊員に対する対応が異なっているという実態が全国的にだか、この中京圏にはあるそうであります。しかしながら、隊員は目的を持って来た以上、その両方の任をやり切らなければならないっていうことでございます。どうしてもこの地域へ溶け込むために休日は地域への行事に参加し、もしたら役場の職員の皆さんよりも協力隊員の地域行事参加は多いのかもしれません。ボランティア参加は多いのかもしれません。それは、無理してでもこの地域へ溶け込みたいという気持ちの裏返しだというふうに私は理解してます。重複しますが、隊員のやる気とアイデアを生かそうとして採用し、行政が全面的にその活動をバックアップしていく自治体と、また、任期後の定住に向けて思い切りそれを支えようとする自治体、残念ながら少ないようでございます。飯島町は13人抱えております。これは平均した数よりも多いかと思います。この皆さんが定住してくださるということは、すごいエネルギーになろうかと思います。思い切り隊員に寄り添ってこの地に定住してもらおう政策を英断を振って打ち出してもらいたいと思います。お考えを、これはちょっと政策的な意味合いが大きいので町長に伺います。

町 長

地域おこし協力隊の皆さん方には、一つの覚悟を持ってこの地域に来ていただいているということでございます。そして、こちらで提示された課題に適した職を選んで3年間の任期の中で活躍していただくということでございます。3年後にはこの地域に定着して生活するということなんですけども、そもそも3年で安定した生活ができるかということが甚だ難しいことでございます。普段生活していてもですね、なかなかそういう今の状況の中において安定した生活を得るっていうことはなかなか難しい、だからこそしっかりとした信念と覚悟を持って、まずは隊員の皆さんに臨んでいただくことが大事だというふうに

思ってます。そういった覚悟のもとに来ておられる隊員の皆様の支援について、やはりここで定住していただくためにですね、いろいろ何が不便か、生活の中で問題点が出てくるかと思います。それを我々飯島町は4年間の経験の中で隊員の皆様と接触して、いろいろの試行錯誤の中で問題点を浮き彫りにして、もっと自由度をと、もっと話し合いをと、こういった形の中でそれを一つ一つ解決してまいりました。今後もですね、隊員の皆様が定住するに当たって、身の周りのこと、方向性、仕事のこと、いろいろの、事業の資金のこと、いろいろあるでしょう。そういったことをやっぱし気軽に話し、意見を交わす場というものがまず大事だろうと、まず制度ありきではなくて、まずそういった方々としっかりとお話すること、そしてどのような対応が必要なのかと、それぞれ違うと思います。それを検討していきたいと思っております。

折山議員

行政がそういう対応をするためには、職員も余り酷にならないように、兼務、兼務で、業務だけを増やしていくという考え方、これには限界があるかと思いますので、町長、一つの政策を進めていく上には人が要るんだという認識を深めていただき、協力隊員を13人受け入れるためには、その体制も必要だと、13人に対しては専任の職員を何人ほど求めればいいのか、ぜひ一度総務省に相談してみてください。この制度の中では、町のバックアップが必要です、13人受けるのであればこういった専任の職員の体制も必要ですよというアドバイスをいただけるのではないのでしょうか。覚悟を持ってくる隊員を受け入れるには、自治体にもそれなりの覚悟が必要だということをもう一度申し上げて、質問事項2「観光基本計画とアウトドアブランディング調査結果は」について項目を移ってまいります。

この質問につきましては、昨日の久保島議員と、また本日の浜田議員との質問と大分かぶりますので、はしょってお伺いいたします。この質問する私の意思はですね、一つの皮切りとして千人塚1億円の資源設備投資が行われ、その予算を議員の一人として賛成をいたしました。その瞬間から私はこの事業に対して責任の一端を負う立場となりましたので、何があってもうまくいってもらわなければならない、そういった思いを持って何うところでございます。七久保地区の説明会に参加をいたしました。先ほど浜田議員の各地区の説明会の雰囲気はどうだったのか、町長のお言葉ではいろんな提案をいただけたというお話でございました。しかしながら、私が行った七久保地区だけ、ほかの地域へ出ておりませんので申し上げますと、また地元、最たる地元でございましたが、地域づくり委員会へ呼びかけたにもかかわらず、出席された方はかなり私の年代前後の方が多くて、女性や若者は少なかったようにまず感じました。また、会場の住民の声は随分と冷めているように受けとめられました。もっと言うと実現に向けた町民の熱い期待感、それほど感じられない雰囲気のように思いました。町長の先ほどの受けとめ方とは幾分違うのかなあと、会場の受けとめ方の認識の違いについて申し上げまして、質問要旨2-2、多種多額な投資を必要としているんですが、事業主体は誰か。この冷めている一つの理由に、町長いつもお答えをなさる答弁の方法が一つ原則がございます。誰が、これ、事業やるのかって言ったら公共事業投資も行うが民間力に期待をしたい、町民の皆さんの力に期待をしたいということが多いわけでありまして。しかしながら、町民から見ると、それはなかなか厳しいのかな

あ、ある方が七久保地区で質問いたしましたねえ、誰がやるんだ、そしたらやはり民間の、やはりここへ資金をつていうくだりを言ったときに、その方は「それじゃあこの事業は余り実現難しいね」っていうようなぼつりとしたつぶやきを投げかけて、後発言なかったような気がするんですが、ちょっと町長、ぜひこの事業を、これから進む観光基本計画、アウトドア、ともにもうかる飯島町をつくっていくために、もう少し町民を燃え立たせていただきたい。どこの会場へ行っても期待を寄せる声が大きくて、熱意を持ってこの事業を進めえという気迫と、そういったものを感じられるような雰囲気づくりを求めるものなんです、その点、時間もありますので簡単に御答弁いただければと思います。

町 長 今は、観光基本計画とか飯島町の自然を使ったアウトドアスポーツとはどんな可能性があるよと、こういうような調査結果をお示ししているところでございます。この時点で燃えるような熱意がわき上がる会場というのは、まずは無理でしょう。これからだんだんに説明申し上げてまいりたいと思います。

折山議員 そのお言葉に期待をしたいと思います。申しおくれましたが、アウトドアブランディング、これを私見まして、やっぱり町民や役場の職員や我々議員では発想できないいろんな材料が入っている、これをもとに多分実現可能を含めてこれから町民と議論がなされていく、そういった期待感は持てましたので申し上げます。

質問要旨 2-3、千人塚公園のきれいなトイレをなぜ撤去するのか。増設ならわかるよ、そういった声が多いわけでありまして。これは私の周りの声であります。老朽化トイレの更新と規模拡大という説明を議会は受けております。トイレが老朽化しているという認識は与田切公園にはあっても千人塚は新しいトイレという地域住民の受けとめなんでございます。ほいで、これを言う皆さんは、説明会など衆目の中では発言できない、あるいはちょっと遠慮をしてしまう、そういった皆さんでございます。我々議員は、こういった声なき声を町政につなぐのが仕事でありますし、私自身、どう説明していいのかが答えがうまく見つかりませんので、こういった声なき声の町民に対して、今ある一見新しく見えるトイレを壊し、その隣へ位置をほぼ同じくして、数メートルか 10 メートルか、近くへ新たにトイレを設ける、いかがなものかという町民に町はどのように応えるんでしょうか、担当課長の御説明で結構です。

産業振興課長 千人塚公園に現在建設中のトイレを含みます管理施設でございますが、公園全体の機能強化を図り、公園利用者の皆さんへのサービス向上につながるようということで建設を今進めております。から、建設中のトイレにつきましては、御質問の既存のトイレと比較しまして、男子の洋式便器が 2 つ、女性の洋式便器が 2 つ増やすということ、それからウォシュレットも設置させていただくということになっております。多目的トイレにつきましては、小児用トイレやオスメイトを整備するなど、県が推奨しております観光地トイレ、これを目指して現状の施設よりも機能を強化した設計で建設を進めております。また、その中で建設費また維持管理費の圧縮ということも検討した中で、新施設全体の下水の処理、これを既存の浄化槽へつなぎ込みたいということで設計しております。その浄化槽の能力が 128 人槽ということで、処理の能力の問題から、既存のトイレ、これも一緒につなぐということが数字上難しいということが一つございます。また、現在のトイレを残して 2 つ

折山議員

使うということも想定できるわけなんです、利用者の多くの方は新しいトイレを利用されるっていうようなことも予想されますので、既存のトイレにつきましては、トイレの機能はなくなりますけれども、建物は壊さずに一部を改修しまして倉庫など別の活用を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の御答弁で地域の皆さんが納得してくれるように願ひものであります。

質問事項3「七久保診療所閉鎖に伴う患者対応を」これについて伺ひます。質問要旨は、患者の中には他医療機関への移動手段を心配する声が多いわけでありまして、その対応はということであります。これは地域住民の声であります、よく考えると七久保住民に限らず医療機関から遠い住民は町内のあちこちに多いわけであります。その多くの町民は、長年の生活の中で近くの人に頼むとか、子どもさんの会社の都合に合わせて計画を立てる、こういった時間をかけて通院環境を整備してきた皆さんでございますが、突然閉院が決まると、どうしてもその不安が先に立つてのこういう言葉になろうかと思ひます。環境を整えていくには、やはり御近所の皆さんの協力、いろいろで時間を要するものだというふう理解をするものであります。半年、一年、こういった一定期間は、閉鎖に伴って通院困難を訴えるそれらの人に寄り添っていただいて、相談や一定程度の対策が必要と思われまゝす。例えば診療所付近から中央クリニックなどを結ぶ定時運行バスの運用など、一定期間、通院、交通弱者の足の確保に努めることを求めますが、簡単に御答弁ください。

町長

今まで七久保診療所へ通院されておりました患者さんの新しい医療機関への移動手段といたしましては、いいちゃん循環バス、公共交通機関、タクシー等によりそれぞれ通院をお願いしたいと思ひしております。ちなみに、今年度から日中に高齢者のみとなる世帯にもタクシー券を拡大して配布しておりますので、しっかりと御利用いただきたいと思ひます。

折山議員

質問項目4「広域化に伴う消防署の名称再検討を」これも地域の声であります。質問要旨は、伊南北消防署を駒ヶ根宮田消防署、伊南南署を飯島中川消防署など、地域名を入れた名称のほうが広域的に、広域、上伊那広域消防組合になった場合にはお互いにわかりやすいんじゃないか、よその消防署はすべて地名が入っているんじゃないか、こういったことの町民の声であります、いずれにしても、その名称は町長の権限ではできないんで、しかるべき場で、こういった声もあるがどうか、おつなぎをいただくことを求めるものです。お答えをいただいて、私の質問を終わります。

総務課長

消防署の名称の変更ということで御提案をいただきました。常備消防は上伊那広域消防としまして平成27年4月1日に発足、2年が経過をしております。現在3年目でございます。それ以前には、伊南行政組合の消防本部がございまして、消防署の名称でございますけれども、平成8年4月からは駒ヶ根消防署と宮田分署を統合いたしまして伊南行政組合北消防署、また平成13年4月からは飯島消防署と中川分署を統合いたしまして伊南行政組合南消防署として、この名称を使用してきたところでございます。平成24年7月からは上伊那広域消防の広域化の協議会が設置されまして、この検討の中で消防署の名称につきましても協議がされてきております。伊南の4市町村、また伊南行政組合といたしましては、伊南という言葉ですとか、また地域で定着をしております北消防署、南消防署という

名称をできるだけ残したいという思いがありまして、上伊那広域消防では伊南北消防署、伊南南消防署という名称とする経過がございます。この伊南地区の2つの消防署の名称でございますけれども、地域の皆さんには広く受け入れられているものというふうに理解をしております。これまでに消防署の名称の変更ということで、そういった御意見でございますけれども、消防本部また消防署、当町のほうにもそういった御意見寄せられておりませんことから、名称の変更につきましては上伊那広域消防のほうへの働きかけということとは今のところ考えてございません。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

議 長 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

10 番 三浦寿美子議員。

10 番

三浦議員 それでは通告に従いまして、1つに「介護保険の現状と課題について」2つ目に健康保険への住民参加の仕組みは、3番目に「子育て世代の生活環境の変化と必要な支援について」ということで質問をしたいと思います。最初に「介護保険の現状と課題について」質問いたします。今年度から総合事業が実施されました。要支援1・2の新規の認定状況はどうか、最初にお聞きをいたします。

町 長 三浦議員の一般質問にお答えいたします。平成29年10月末現在の要支援1・2相当の方は87名おられ、そのうち総合事業のみの利用者は24名、介護保険給付を伴い認定を受けている利用者は63名となっております。4月以降の新規の方は11名でございます。御本人との面談や状態確認を行いまして、心身の状態や利用を希望するサービスに合わせ、介護保険申請にするか、総合事業利用申請にするか、状況に応じた支援を行っておるところでございます。

三浦議員 ただいま新規の認定状況についてお聞きをいたしました。要支援1・2で現行型の訪問型サービスや通所型サービスを利用してきた人の中には、認定の方針で介護度が重くなる人もいますけれども、介護保険対象の要支援1・2の人と総合事業の生活支援に移行となった人に分かれるというふうに考えています。その実態はどのような状況かお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長 その人によりまして、相談によりましてケアマネジメントいたしますので、介護保険のほうの事業の中でそれぞれその人に合ったようにプログラミングをしております。

三浦議員 そういう中で総合事業に移行したということで、先ほど町長のほうからも新規の認定の状況をお伺いしましたが、認定の更新ということで新しく総合事業のほうに移行し、現行型ではないサービスに移行していくのだというふうに私理解をしていたんですけれども、そういう形になっていくということでよいのでしょうか。

健康福祉課長	いろいろな方がおりますので、その人の状況に合わせまして、それは相談をしながら決めていく形になりますので、画一的にこれがこうなるというものではございません。組み合わせをいろいろしてまいります。
三浦議員	よくわかりました。少し心配していたことが改善されたような気がするところです。それでですね、これから介護度が総合事業に移っていく人もいるわけで、そういう中で身体能力や生活能力に今までと違ったサービスを受けることで変わっていくようなことがあるんじゃないかなあというふうに私は心配を今までしてきました。それで、今後の課題なんですけれども、ぜひ、そうした総合事業に移行していった皆さんの中での介護度の変化などもこれからまた把握をしながら、今後の介護サービスのあり方について生かしていくような、そうしたデータを把握していくというようなことは私は今後につなげていくということで必要じゃないかなあというふうに思っているんですけど、その辺の考え方についてどうでしょうか、お聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	すでに介護認定を受けている方々につきましては、必ずケアマネージャー、介護支援専門員がついておりますので、そちらのケアマネからいろいろな情報をいただきながら、必要があれば変更申請等をしてもらったりとか、さまざまな相談をしております。また、急に状態が変わった方につきましては、入院とか自宅で変わったとかいうことに関しましては医療介護連携なども始まるように今準備をしておりますし、現にもうやっております。とにかく、いろいろなことがございましたら、市町村、健康福祉課の地域包括支援センターのほうに相談に来ていただければ、こちらのほうは本人に寄り添いながらマネジメントしていきますので、よろしくお願いいたします。
三浦議員	よくわかりました。困ったときには地域包括支援センターに相談をするということが一番安心して介護が受けられる道だなあというふうに理解をいたしました。 それでは次に「総合事業の実施状況はどうか」ということで、サポーターの養成など実施中ということなんですけれども、生活支援サービスの実施の見通しはどのようなのか、今後の課題はどんなことがあるのかについてお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	そうしましたら当町の介護予防日常生活支援総合事業の実施状況ですけれども、こちら総合事業には大きく2つございますが、まず一般介護予防事業として歩く歩く塾は18名、健幸教室は24名、生きがい活動教室は120名の方が登録されて介護予防に努めていらっしゃいます。また、介護予防生活支援サービス事業といたしましては、現行型の通所・訪問介護サービス、町独自型通所・訪問サービス、訪問型短期集中リハビリサービスを実施しております。この介護予防生活支援サービス事業につきましては、事業開始から町内の介護保険サービス事業者の御理解と御協力をいただいてサービスの質の低下も招くことなく順調に経過しているというふうにしております。また、町の高齢者福祉事業として行っております生活支援サポーター事業、これ、おひさまサポーター派遣事業というふうに命名しまして始めておりますけれども、今年度の4月からサポーターの養成を行っているところでございます。10月末現在で55名の方が登録されておりますが、登録されている方々のほとんどが介護保険の事業を委託している町内の事業所の職員であり、一般住民の方の登録は9名と低迷しておる状態でございますので、こちらにつきましては引き続き

サポーターの養成に努めてまいりたいと思います。今後の課題といたしましては、地域の支え合いの上に介護保険制度が成り立っているということの啓発に一層に努めることと、あと、ひとり暮らしになっても高齢世帯になっても認知症があっても病気による障害があってもということで、いろいろなことが起こっても地域で暮らし続けられるための生活支援サービス体制整備を進めていきことであるというふうに考えております。これまでの機能訓練重視の介護予防から本人の社会参加による介護予防へと変わってきている中、参加したくなるような場所、できる場所がどれだけ地域にあるか、また介護が必要になっても参加し続けられる場所がどれだけあるかが鍵になってくると思っております。先日 12 月 4 日にはいちいの会の活動発表とあわせて「地域のつながりづくりに向けて」という講演会を開催いたしましたところ 70 名を超える方の御参加をいただきました。今後もこのような取り組みを通しまして人と人とのつながり、地域の支え合いの意識を高めまして、住みなれた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられる社会づくりを地域包括ケアとして進めてまいりますので、住民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

三浦議員 　ただいまサポーターについて、生活支援サポーターについてのサービスの提供ということでは、実際に現実には専門知識のある介護福祉士や初任者研修終了の方が対応しているというような理解でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 　そのとおりでございます。

三浦議員 　総合事業の制度では、訪問型サービス A・B のサービス提供者は生活支援サポーターの協力が必要というふうになっております。特に訪問型サービス B は住民が主体の生活支援サポーターがサービス提供者になっています。訪問型サービス B が妥当と判断される方は現在いるのでしょうか、お聞きをします。

健康福祉課長 　ここところがちょっとしたお手伝いというようなところがすごく意味合いがあるかと思えますけれども、こちらのほうはニーズがございまして、だんだんと申し込みがされて広がっているところでございます。

三浦議員 　訪問型サービス B が妥当と判断された方がいるということですので、現在は、そうすると、先ほども言われたように事業者の中の、事業所の中の専門員がサービスを提供しているというふうに理解をしてよいのでしょうか。

健康福祉課長 　そのとおりでございます。

三浦議員 　先ほどもお話の中では、おひさまサポーターとして受講をして 9 名の方が一般からサポーターということで登録をされているということですのでけれども、この 9 名の方はサポーターとしてサービスを提供していただけるのでしょうか。

健康福祉課長 　すいません。十分に承知しておりませんで申しわけありませんが、ほぼ多数が介護保険の事業所の方々というふうに承知しております。

三浦議員 　今お話を聞きしましたように、実際にはおひさまサポーターとして一般の方がサービス提供者にはまだなかなかないというふうに理解をするところです。例えば訪問型サービス B のサービス提供者がこれから、必要な人が増えるということはサービスを提供する人も必要になってくるということで、不足していくというような、体制が整わないというような状況が生まれてくる可能性というのもあるのではないかなあというふうに

	感じているところですけども、今後の訪問型サービスBが増えていく中で、どんなふう に、増えていくという可能性については、まだまだ増えてくるというふうに見込んでいる のか、その点についてお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	増えてくるというふうに予想しております。団塊の世代の方々が 65 歳へ突入しており ますので、まだまだお元気な方が多いんですけども、75 歳 80 歳と 5 年ごとに切ってい くと、やっぱりちょっとした支援が必要な方が増えてまいりますというのは、もうどこの 市町村も同じ統計が出ておりますので、飯島もしばらくの間はちょっとした支援に必要の 方が増えていくように思います。
三浦議員	そういう簡単——簡単っていうか、軽い生活支援が必要な方が増えてくるというふう に予想をされているわけですので、そうした場合に、実際にそうしたサービスを提供する需 要に応えられるかどうかということが、この生活支援サポーターの要員確保という課題 につながるのではないかなあというふうに感じるところです。今年で一旦仕事を終えて も働いている方が、私も 60 代半ばですけども、非常に多いというふうに感じています。 その先には、やっぱり安定した収入が得られるということを求めているのではないかなあ というふうにも感じています。その点では、生活支援サポーターは収益の上がる仕事では ないというふうに思いますし、さらに時間が不規則に拘束される不安定な仕事というふう にも言えると思うのです。担い手の確保という点では簡単ではないというふうにも思われ るんですけども、訪問型サービスBのサービス提供を今後どのように進めていくのか、 事業者のそうした専門の皆さんに頼っていくだけでは今後の問題になってくるのではない かなあというふうに思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。
健康福祉課長	担い手につきまして養成は順次行っていくということがとても大事なことだと思っ ております。それから、介護保険は介護の社会化ということで平成 12 年から始まっている んですけども、地域の支え合いというところがだんだんと薄れてきてしまっているとい う反省がございます。昔のように隣近所の人がちょっとしたことで助け合うというよう なことをもう一遍見直していくという時期に入っているということでございまして、有償で 行うサービスではないボランティアとか助け合い、そちらのほうのこともみんなで共有し ながら進めていきたいというふうに考えております。
三浦議員	私としては、基本的には専門職がサービスを提供すべきという考えは変わらないわけ ですけども、制度が生活支援サポーターによるサービスの提供をするものである限りは、 サービスを受けられない人を出さない、そういう体制づくりを早急につくることが必要に なってくるというふうに考えているわけです。今まで取り組んできてサポーターの確保の 今後の課題という点では、先ほどもなかなか一般の方がサポーターになるという方が少な いというふうに言われましたけども、私の中で考えたときにですね、やっぱり生活サポー ターということ、仕事というか、そういうのが魅力的、どんな魅力があるかっていうこと がやっぱり見えてこない、なかなかそういうための受講をして仕事をしようというふう になれないかなあっていう気もするんです。お金ではない魅力、お金がなくても、をもら わなくたってそのことについて自分はやってみたいっていう思いになれるには、やっぱ りその仕事そのものが自分にとって有益でお金に変えられないものがあるというような、

そういう気持ちにならないとなかなかできないじゃないかなあっていうふうに思います。資格を持ってる方、初任者研修を受けてヘルパー資格を持ってる皆さんでも、やはりその資格を得るためには、その魅力を感じて、お金の問題だけじゃない、そういう思いで資格を取ってそういう業務についているという方が私の周りには多いです。お金の問題じゃないっていうことがあると思います。なので、そういう点では、全くそういうところにかかわらない人たちも、そういう、自分もそこにかかわってみようという思いになれるような、そういうことを発信していかないと、ただ「ああ、そういう制度があるんだ」とか「ああ、そういうふうに言われてるんだ」だけでは、なかなか仕事、そういう立場でそこにかかわってくってということも難しいのかなあっていうふうなことも感じますが、その点でのこれからの取り組みというか、考えが、どんなふうに取り組んでくかっていうお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

飯島町の団塊の世代、60 歳以上の方たちは、とても元気な方が多いございます。なので、自分でお仕事を持っている方も非常に多くて、その生活の支援のサポーターのほうに仕事をつていう方がなかなかいないってところもあるかなあというふうに思っています。ただ、社会参加をしている方ほど健康長寿であるという、それはいろいろな研究データにもございますし、長野県が健康寿命が長いというのもそこら辺から来ているのではないかなという分析もされているところですので、本業がだんだん少なくなってきた、きた後のところで、その生活支援をするというようなことの役割を担っていただける方が増えてくればいいというふうに思っております。こちらにつきましては、これからまだまだ町のほうでもPRをしてつくっていかねばならないこととございますので、これからもPRをしたりとか、このようなことがありますということを紹介し、皆様をお誘いして、1人でも多くの方がそちらの方を支える側、いずれは支えられる側になるわけですので、そのようなことを進めていきたいというふうに思っております。

三浦議員

それでは、生活支援サポーターになるための条件というか、例えば年齢ですよね、幾つになっても元気で動ければサポーターになれるのか、ある程度年齢でこのくらいまででないちょっと考えてしまうねというところがあるのか、また、ほかにある程度こういう条件をクリアして初めてサポーターになれるというような条件がありましたらお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

平成 29 年度のサポーター募集中のものを、飯島町の高齢者福祉事業というパンフレットを全戸にお配りしてあるんですけども、そここのところを書いてございますが、おひさまサポーター派遣事業担い手として活躍いただくサポーターの養成講座は、対象者はどなたでも、受講料は無料で、今年度は前期は5月、後期は10月ということで、複数回の講座を受けていただいて、終了した方になっていただくという状況でございます。

三浦議員

それでは、年齢とかそういうこと関係なく講座を受けて、やる気があれば幾らでもその生活支援サポーターになれるというふうに理解をしていいということですね。

それでは次の質問に移っていききたいと思います。来年度は65歳～74歳への利用料の2割負担や要介護1・2の地域支援事業への移行など、国の動向があります。住民への影響について私は心配をしているところですけども、見解がありましたらお聞きをしたいと

健康福祉課長	思います。
	介護保険にかかわる利用料の負担や事業の移行等、国の審議が現在行われているところでございますが、まだ決定事項ではございませんので、具体的な影響等につきましては現在ばかりかねるところでございます。今後もその動向に注意してまいりたいと思っております。
三浦議員	お聞きをいたしました。現状でもサービス利用限度額いっぱいを利用をしている利用者は少ないというふうに受けとめております。利用料の負担が倍になれば、サービスを受ける回数を減らすなどしなければ生活できない人が生まれてくるのではないかと心配をしているところです。飯島町にとってほんとにそれでよいのかということが私は問われているというふうに感じているところです。介護度が軽いうちに十分な介護サービスを受けることで、できるだけ重くならずにご過ごすことができるのではないのでしょうか。それは今までの実績でおわりのことと思っています。介護保険制度は社会保障制度です。憲法 25 条で「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」2 項では「国は、すべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。一人一人の人権が大切にされ守られるよう努めることが国の責務であることから社会保障制度があるというふうに認識をしております。介護保険制度は、介護が必要な状態になったときに必要な支援を受けながら社会生活を維持することができるようにつくられた憲法にのっとった社会保障制度であるというふうに受けとめております。住民の安全・安心を柱に据えた行政運営に取り組んでいる飯島町としては、住民にとって一番近いとこにいる行政として、これ以上必要な介護サービスを削るようなことを黙って受け入れてはいけないのではないかなあというふうに思うところです。それで、ぜひ問題意識を持って、国にこれ以上の介護負担を住民に課さないように反対の意思を私は示すべきというふうに考えております。町長の所見をお聞きしたいと思います。
町 長	社会保障、国の社会保障につきましては、年々大きな予算を省いておって、今後高齢化社会が進む中で大きな問題になっておるところで、国もそれ相応の改革を進めていることと思います。しかし、今回の総合事業等、地域にかかわる負担というものが増えてきてきます。これは住民の良心あるいは崇高なボランティア精神に頼るところが非常に多いわけございまして、こういった社会が完成すれば、まさに桃源郷の社会が実現するんじゃないかなというふうに思うところでございます。経済を最優先にしてきた地域環境からですね、こういった助け合いを重視する社会への転換には、なかなか抵抗があり、またサポーターもそう急激に増えるという状況ではないと思いますけれども、しかし、今の状況の中で、この生活、我々の生活っていうものを確かなものにしていかなくてはならないというふうに思っております。不満もありますけれども、仕方の部分もあるなど、このように思っているところでございます。
三浦議員	町長の所見をお聞きしましたが、そもそも以前は、社会保障には国は5割の負担を国がしていました。今は4分の1の負担をさらに減らそうという中で、社会保障、回っています。ない財源の中を住民の負担によって賄っているということで、消費税にも社会保障ということで、消費税を増税しながらも、なかなかそこに回ってこないというのが現実で、

さらなるサービスの削減をしていこうというような流れになっているというふうに私は受けとめています。これ以上の住民負担、また、みんなで助け合えばいいというものでは、私はそういうものではないんじゃないかというふうにも思っています。また、介護離職という言葉がありますが、介護離職というのは介護職員がやめることではありません。介護をするために仕事をやめて介護をするという人たちが増えるという介護離職です。みんなで助け合えばと言いますが、仕事をやめて介護をしなければならない、そういう状況の中では、また生活が厳しくなると、悪循環なそういう流れの中で社会問題になっているということも認識をぜひしていただきたいなあというふうに思います。やはり社会保障ですから国がある程度の財源をここに、社会保障に充てるということを要求しなければ飯島町の住民にとっても不幸だというふうに私は受けとめております。

それでは次の質問に移りたいと思います。「国民健康保険への住民参加の仕組みは」ということでお聞きをいたします。昨日、橋場議員が国民健康保険の質問をいたしました。その中で町の国保運営協議会は存続するというふうに私理解をいたしましたので、1つ目の項目の質問は割愛させていただきます。

2つ目の質問に移っていきます。後期高齢者医療制度のような広域議会での体制ではないというふうにお聞きをしております。仕組みはどのようになるのか、昨日、県の国保の委員会ができるというふうにもお聞きをしましたが、その仕組みについてお聞きをしたいと思います。また、地域性が異なり今までにない問題が発生する心配があります。住民の意見や要望などはどのような仕組みでこの県の主体になる国民健康保険の中に反映されていくのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

県は平成 30 年 4 月からの制度改正により長野県国民健康保険運営方針を策定中であります。これを、県が作成したものを長野県国民健康保険運営協議会で今協議をしているところでございます。この運営方針の中に第 8 といたしまして施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整、その他の事項準備についての仕組みについての記載がございます。第 1 が長野県県・市町村国民健康保険連携会議の設置、2 つ目に長野県国民健康保険運営協議会の設置、3 つ目でございますが、こちらに情報共有の推進がございます。ここに「県と市町村が一体となって国民健康保険を運営していくために連携会議、各研修会、定期的な情報交換等で情報を共有し、定期的な共有認識を図ります。また、各施策における市町村の取り組みについて横展開を図ります」と明記されています。県と市町村が協力、連携していくということになっております。なお、制度改正後も被保険者証の発行や資格の管理、保険給付費の決定、支給、保険税の賦課、徴収、保健事業等は今までと同様町が行ってまいりますので、こちらにつきまして国民健康保険の担当まで御意見、御要望、相談をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

三浦議員

さまざまな住民要望も反映できるような仕組みを検討されているということはわかりました。私が今まで心配、今も心配なんですけれども、今までどおりの町の裁量でお医者さんにかかれない人を出さないケース・バイ・ケースの対応が続けられるのかということも大変不安に感じてきました。それから、地域性の違い、自治体ごとにそれぞれの事情を踏まえて保険料を決められてきましたが、その具体的な検討を国保運営協議会が担ってきた

	ところですけども、県が主導となることで各自治体の納付額が決められてくるということですので、いずれは町は事務的な業務を行うだけになってしまうのではないかと、今は、今は、今課長の答えられたような状況で行くのですが、いずれそういうことになってしまうのではないかとという不安、それから、今まで取り組んできた健康づくりなどの独自の事業の継続が保障されていくのかなど、そういうことが徐々に町の自由度がきかなくなるといことがとても不安でならないところです。その点については今後心配ないというふうに捉えているのか、やはり長い目で見るとだんだん心配かなあと思いながらやっているのか、本音のところを聞きたいなあと思うんですけど、いかがでしょうか。
健康福祉課長	ただいま説明をいたしました策定方針のところに第9というところがございまして、検証及び見直しの項目なんですけれども、こちら2つ項目がございまして、市町村によるPDCAサイクルの実施ということで、市町村は県の運営方針に基づいて事業を実施しながら評価をし見直しをしてということがあります。こちらにつきまして県による助言、指導ということになっておりますので、市町村が今行っている独自の事業、保健事業がそれにかかなり相当するんですけども、そちらについては今までどおり町のデータヘルス計画や特定検診等の計画によりやっていけるというふうに考えております。2つ目に国民健康保険運営方針の検証、見直しということでございまして、3年ごとにこちらの運営方針を改訂していくわけです。こちらにつきまして、現在もそうなんですけれども、かなり市町村のほうに意見を聞くということをしています。市町村のほうからも意見をさまざま出して、それについて一つ一つ検討をしてこの方針をつくっているということもございしますので、県が独自で、県だけの方針で行っていくということは今のところないというふうに思っております。
三浦議員	今の課長の答弁ですので、県の運営方針や助言、指導なども、そういう指導はあるけれども、町は町のやり方を通せるということでもいいのか、そういう指導があって、やはりそうしなければならないというようなことになっていくのではないかとというのが私の心配で、やあ飯島町はこれで行くんですから余計は口出しはしないでくださいと言えるのかどうか、ほんとに私はそこが心配なんですけれど、大丈夫でしょうか。
健康福祉課長	法律に基づくものに関しまして、飯島町はそちらに沿っていきたいというふうに思っております。今も飯島町だけが特別に行っている減免等はございませんので、そこで飯島町だけのことをやっていうふうにすることは、これからはもっと難しくなっておりますので、それは国のとおりにというふうに思っております。ただ、町の裁量で行える部分がございしますので、こちらにつきましては町の被保険者の方々の状況を見ながら、県や、特定検診等につきましてはそちらのほうの支援のほうもございしますので、助言をいただきながら、町民、被保険者の方々に一番よい方法を取りながら展開していきたいというふうに思っております。
三浦議員	ぜひ、今まで積み上げてきた飯島町のよいところは残して頑張っていっていただきたいなあというふうに思いますし、国の制度として法律が決められてきますけれども、その法律が飯島町の住民にとって余りよいものでないというふうに感じましたら、ぜひ国に対して制度改正を、よいほうに制度改正をするよう求めていっていただきたいなあというふう

に思うところです。

次に3つ目の質問に移っていききたいと思います。「子育て世代の生活環境の変化と必要な支援について」ということで質問をしたいと思います。最近、働き方や経済的な問題など、子育て世代の生活環境は変化をしているというふうに感じております。現状を今どのように見ているのか、最初にそのことについてお聞きをしたいと思います。

教 育 長

子育て世代の現状の把握ということでありますけれども、女性の社会進出は大変進んできているというふうに思いますし、それに伴って出産後も子育てをしながら働きたいと、そう考えている女性が増えているというふうに思っております。現代は核家族で過ごされる方も多いことから、地域でもなかなか孤立しがちで、仕事と育児、家事などを両立するには想像以上の大変さがあるというふうに思っております。制度によって産前・産後休暇あるいは育児休暇制度がございますけれども、企業や事業所によってはなかなかとりづらかったり、いざ、その職場復帰をする段階になって前と同じように働けるのかということに不安に思っている方は多いのではないのでしょうか。そういったことは町の未満児の入園あるいは途中入園が多いことからそういうふうに想像できるわけですが、こういう乳幼児期の子育てにはお金がかかるということがあったためにですね、ある時期、子どもが落ち着くようになるとですね、出産や結婚を機に一回家庭に入られた方も改めて職場に戻りたいというふうな希望をお持ちの方が多いのではないかとこのように思っております。特に、それは若いお母さんにあると思うんですが、こういった企業で働き続ける、事業所で働き続けるということを希望しているお母さん方が大変増えてきているという、そういう認識を持っております。

三浦議員

教育長の見解は私と同じだというふうに受けとめました。そういう中で必要な支援は、飯島町、子育て支援を非常に充実するために頑張ってきていますし、この近隣を見てもなかなかすぐれているなあとは私は自慢に思っているところですが、今までどおりでよいのかという点についても感じるところです。実態によっては新たな施策の検討も必要になるのではないかなあというふうに考えているところですが、見解はいかがでしょうか。

教 育 長

町でも、そのどのような支援が必要なのかというのは、まず該当の皆様からお話を伺うところから始まるのかなあというふうに思っております。子育て未来飛行あるいはほっと懇談とのお母さん方と町長との懇談会を通じて意見を聞く機会がございます、日ごろからそういった御要望に応えられるかどうかという検討をしているところであります。例えば子育て支援センターにつきましては、皆さんの御協力で活動等がかなり充実しているわけですが、そういったお話の中で土曜日の開所はできないのかというようなお話もありました。来年度から、まだ検討中ですので定かなことは申し上げられませんが、毎週というわけにはいかないかもしれませんが、土曜日の開所ができないかということを今検討しております。それから、産後のお母さん方、うんと小さいお子さんをお持ちのお母さん方、ゼロ歳とか1歳、このお母さん方はなかなか子育て支援センターに寄りづらいというようなお話も伺っておりますので、そういったお母さん方の対象の講座も来年度開催するというので、より来やすくなるということを考えております。

こういったことをしながら、お母さん方の希望やお話や、あるいは困ったことを聞くためにワンストップサービスをより充実していきたい、現在子育て支援センターにコーディネーターさんがいて、とにかく、まず困ればそこに相談をしていただければっていうことですが、その後のつながりも含めてワンストップでできる体制をより充実していきたいというふうに思っております。また、新たな施策という面では、先だって報道されましたが、2兆円の国会での政策パッケージの中に3歳児～5歳児の保育料の無料化とか、ゼロ歳～2歳児までは、所得に応じてということなんですが、その無償化等が盛られているということがありまして、これは非常に大きなことだというふうに思っておりますので、そういった動きは、ちょっとまだ注視していくという段階でありますけれども、そういったことを含めながら全体的に考えていきたいというふうに思っています。

三浦議員

それぞれに要望を聞きながら施策について検討をしていくということでお聞きをしましたので、ぜひ子育て世代の皆さんの望むような、また働く環境が充実するような方向でさまざまな施策について検討をしていっていただきたいなあとというふうに思うところです。

3つ目のことで学童保育ですね、飯島町の要綱では学童クラブというふうにゆっておりますけれども、利用する家庭が増えております。長期休暇の利用も増加をしております。私は指導員の皆さんの負担が重くなっているのではないかなあとというふうに見ております。平日は下校時から開きますので、授業が終われば子どもたちが集まってきます。6時までが保育の時間です。長期の休業の日中は午前8時半から午後6時までとなっております。指導員の勤務時間については飯島町学童クラブ設置・運営要綱には記載をされておられません。失礼しました。状況により指導員の、すいませんね。状況により指導員の判断で受け入れ準備をしているのでしょうか。勤務時間はどのように定められているのか、子どもたちを受け入れるための準備などの要する時間などは勤務時間として考慮をされ、賃金に反映されているのか、学童保育の指導員の雇用形態は臨時職員としてなっているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

教 育 長

学童クラブについてのお尋ねであります。昨年度から七久保でも開設して、町内で2カ所で学童クラブを開設しております。学校の登校日では、飯島が27名前後、それから七久保では7名ほどの利用があります。夏休み等の長期休暇の場合は人数が多くなりまして、飯島では60名程度、七久保では25名程度の利用があります。指導員の方は、そういう学童クラブに来る子どもたちの人数に応じておりますが、飯島で通常3名～4名、七久保は2名ということで、長期休みはそれぞれ1名ほど増加をした対応しているところであります。雇用は臨時という形ですが、賃金につきましては、準備、3時半くらいから始まるんですけれども、2時半～6時の勤務が基本でありますけれども、今年度から6時半まで、預かるというのは帰るための預かり時間を6時半までしておりますので、その時間まで対応していただいた指導員には見合った賃金をお支払いをしております。また、長期休暇の場合も8時半～5時ですけど、もう少し早く預けたいっていうお母さんが来ますが、制度としては8時半からですけども、そのために指導員さんが早く来た場合には、賃金についてはそれ相応に対応しているということでもあります。また、賃金そのものにつきましては、今年度20円ほど時給が上がったところでありまして、これにつきましては近隣の市町

村に比べても遜色のない時給となっているところであります。学童の子どもたちというのは、指導員さんのもとの、まず宿題をしないと遊べない、そこにあるおもちゃを自分たちで使って片づけて帰るということで、懇談会が毎年ありますけれども、保護者の皆様からは非常にいい評価をいただいております。

三浦議員 保護者の皆さんからはいい評価を受けていると、そのとおりだと思います。指導員の方々の要望とか意見とか、いろいろございましたらお聞きをしたいなと思います。

教 育 長 指導員さんとも懇談をしますけれども、特にその勤務時間をより長くにとってほしいとか、賃金についてももう少し上乘せしてほしいということが直接はございません。やってらっしゃることは小さいお子さんを何十人も預かるので、大変大変なお仕事ですけれども、比較的それに見合う時給を払っているというふうに思っておりますし、それも指導員の皆さんも御承知いただいているのかなあという印象はございます。

三浦議員 あんまり時間がなくなってきましたので、ぜひ、指導員の仕事としては結構大変な仕事ですし、準備も結構かかるんじゃないかなあというふうなふうに私は思いまして、できれば専門的な方には終日の勤務というような形できちんとした保障がされた方がいいんじゃないかなあというふうに私は考えていたのですが、時間があんまりありませんが、端的に、そんなような考えはあるか、ないかをお聞きしたいと思います。

教 育 長 指導員さんが必要に応じて早い時間あるいは遅い時間までという場合には、それを応じたことはこれからもやっていくというつもりです。なお、学童クラブの指導員制度はここ数年で変わってきてまして、もともとは保育士の資格とか教員免許とか、あるいはそういう指導員の経験の長さが必要だったんですが、現在はそういった上に講習を受けて指導員資格を持った人が必ず1名はいるということですので、かなり専門的な知識をお持ちの方にやっていただけてるし、今指導員を養成しているという段階であります。

三浦議員 ぜひ実態に合ったまた雇用の体系を検討していただきたいなあというふうに思います。

4つ目の質問をいたします。乳幼児保育を希望する声もあるということで、ぜひ1園で乳児保育を実施をしてはどうかということでお聞きしたいと思います。働き方、先ほど教育のほうからも言われましたけれども、働き方や家族構成、経済的な事情などで働く環境の移り変わりとともに子育てをしながら働くことを望む子育て世代が増えております。そうした状況の中で、10カ月未満の乳児を保育してほしいという、そうした声も出てきております。昨今の預かった乳児への虐待のニュースなど、預ける先の信頼性が問われるような状況もある中で、町の保育園内で10カ月未満の乳児保育は魅力のある施策だというふうに私は考えます。多様な働き方の中の子育て支援をする施策として検討してはどうかというふうに考えますが、これは町長と教育長の所見をお聞きしたいと思います。

教 育 長 未満児というか、乳児の保育ということであります。そういったようなお話もお聞きしましたので専門家からも御意見を伺いました。これは非常に本質的な、この子育て支援の本質的な部分も含むことであるという認識を持っています。現在は10カ月からということで、ある程度離乳食が食べられるようになるお子さんから預かっておりますし、10カ月に満たないお子さんは飯島では預かっておりません。この行政がその乳児ということになり

		ますと安全であるということが第一ということでもありますけれども、心配される一つが乳幼児突然死症候群、SIDS、これは4カ月～6カ月の子どもに多くてですね、一年間で100人以上の赤ちゃんがなくなっていると、特に4カ月～6カ月の赤ちゃんに多い、これ、防ぐためには母子が絶えず触れ合うということやウイルス感染の予防から子どもを守ることが必要だということ、それから、この時期は心の面でも愛着を形成する重要な時期ということですから、子どもの発達、成長にどんな影響があるかということがちょっと今のところ未知数であるということがあります。実際にやるとなりましたも、お聞きしただけでもですね、衛生管理のための調乳室、冷蔵設備を備えた施設、あるいは赤ちゃんを常に見守り、医療職を含めた十分なスタッフ、それから赤ちゃん1人に1人の保育士は最低必要だろうという、そんなようなお話をお聞きしました。こういう状況、施設、1人の赤ちゃんに1人以上の保育士をつけるということが果たしていいのか悪いのかを含めてですね、かなり難しい問題を含めて、現実的な問題を考えてみても非常に難しいかなというふうに思っております。現在もし使うとすればファミリーサポート事業がありますので、緊急時の場合にはそちらにも御相談いただくということもあろうかと思いますが、特に今そういう高いリスクを持ちながら行政で4カ月5カ月のお子さんを預かれるかっていうとですね、ちょっとまだまだ慎重にならなければいけないかなあというふうに思っております。
町	長	ただいま教育長のほうからは行政的に可能な部分、不可能な部分という部分、あるいは病理的な部分での判断に基づく見解をいただきました。私はですね、それも世の中の流れで結構なことではあるとは思いますが、これは、やっぱしもろ刃の剣という部分があると思います。やはりお母さんは赤ちゃんを抱いておっぱいを、その子育ての時期はしっかりと子を育てると、こういうやっぱし期間が必要だと私は思っております。前回、中村議員さんから家族、家庭の大切さというもの、そのきずなというものをお話をお聞きしたわけでございますけれども、やはりそういったものを基本的に大切にする世の中であってほしいなあというふうに思います。仕事も大切でもありますけれども、自分で産んだ子どもを家族でみんな育てるという体制はやっぱし忘れてはならないと、このように思っているところでございます。
議	長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散	会	午後2時23分

平成29年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年12月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 4号議案	平成29年度飯島町一般会計補正予算（第6号）
日程第 3	第 5号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	第 6号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	第 7号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 6	第 8号議案	飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	第 9号議案	飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	第10号議案	平成29年度飯島町一般会計補正予算（第7号）
日程第 9	第11号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	第12号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第11	第13号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第12	第14号議案	平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	第15号議案	平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	第16号議案	平成29年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	請願・陳情等の処理について（委員長報告・質疑・討論・採決）	
日程第16	発議第12号	種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書
日程第17	発議第13号	米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書
日程第18	発議第14号	慎重な憲法審議を求める意見書
日程第19	議員派遣について	
日程第20	議会閉会中の委員会継続審査について	

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	本多 昇	2 番	滝本登喜子
3 番	久保島 巖	4 番	好村 拓洋
5 番	橋場みどり	6 番	浜田 稔
7 番	竹沢 秀幸	8 番	折山 誠
9 番	坂本 紀子	10 番	三浦寿美子
11 番	中村 明美	12 番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成 29 年 12 月 18 日 午前 9 時 10 分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。本日をもって今定例会の最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会等における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。去る 12 月 7 日の本会議におきまして付託いたしました補正予算案件 4 件、陳情案件 1 件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。本会期中に議員から意見書提出にかかわる案件 3 件が提出されました。提出のありました案件につきましては、これを受理し、本日の議事日程としておりますので報告をいたします。これで諸般の報告を終わります。ここで議事進行についてお諮りします。 この後審議いただく補正予算 4 議案につきましては、いずれも予算特別委員会へ審査を付託しております。そこで、これらの案件につきましては、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	日程第 2 第 4 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算 (第 6 号) 日程第 3 第 5 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 日程第 4 第 6 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 日程第 5 第 7 号議案 平成 29 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 以上、第 4 号議案から第 7 号議案までの平成 29 年度補正予算 4 議案を議題とします。本案につきましては予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。
予算特別委員長	それでは、平成 29 年度飯島町の補正予算 4 件、すなわち一般会計補正予算 (第 6 号)、国民健康保険補正予算 (第 2 号)、後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)、介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について審査結果の報告を申し上げます。ただいま述べました 4 件は、12 月 7 日の本会議にて設置された予算特別委員会に審査が付託されましたので、同日、予算特別委員会は、総務産業分科会と社会文教分科会を設け、各所管事業への質疑を行うよう求めました。12 月 15 日午前 9 時 10 分に決算特別委員会を開催し、各分科会で

の質疑報告を受けて慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり4会計とも可決すべきものと決しました。審査での主な内容を報告します。問い「償還利子1,000万円の減額を速やかに行ったことは評価できる。繰上償還に充当してはどうか」「不用と判断し来年6月の決算時補正を待たず減額するように改めた。使い道は精査したい」。問い「ふるさと応援基金は7,000万円と見込まれ、費用を差し引くと2,200万円を活用できる。町を愛する方々の思いを受けとめる取り組みを望むが」答え「返礼は物目当てから町との関係を深めることに変えていきたい。農業体験などを考えている。使い道は実施計画に盛り込んでいく」。問い「ふるさと応援寄附金を給食センターの食洗機に使えないか。給食センターの前倒し改修を検討できないか」答え「意見を参考に考えていく」。問い「防災用無線機を区や自治会など自主防災会に配備することにした理由は何か。また、消防団にも配備すべきでは」答え「15分以内の安否確認実現のために要望があった。消防団への配備は運用状況により検討する」。問い「千人塚に土地購入費が計上された。今後、観光振興に町内に宿泊施設の充実を進めるべきでは」答え「当面キャンプ、民泊で対応。もうかるとなれば、まず民間資本が動く」。問い「心身障害児タイムケア事業と障害福祉サービス給付費増額補正の理由は」答え「タイムケア事業は保育園が終わった後でも働く親のため。障害児福祉サービスは若者の就労支援が増えたため」。問い「自殺対策事業報奨金の増額補正理由は」答え「前年実績より相談が増えた。30代前後の女性が多い」。問い「就学援助費の増額補正理由は」答え「来年度の入学児から前倒し支給を実施する」。問い「子育て支援センターの職員1名減の理由と今後の方向は」答え「当初一般職2名で予算化。現在は嘱託など計4名で運営。今後は土曜日開館や高齢者など包括的なワンストップサービスを構築する中で人員体制を考えていく」。次に各会計の討論について報告します。まず第4号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第6号）につきまして可決に賛成として「防災会への無線機配備は適切である。住民要望が反映されている。就学援助費が入学時支給されたことを評価する」という意見が述べられました。反対意見はありませんでした。第5号議案 国民健康保険補正予算（第2号）、第6号議案 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、第7号議案 介護保険特別会計補正予算（第3号）についての討論はありませんでした。以上をもって予算特別委員会の審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田予算特別委員長、自席へお戻りください。以上で平成29年度補正予算4議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。最初に第4号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。討論はありませんか。

4番

好村議員

平成29年度飯島町一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論いたします。まず、今回デジタル無線機の配備ということで、町民要望に沿い、また非常時の発災からの早期の安否確認に非常に有効な補正予算だと高く評価したいと思います。また、融雪剤等につ

	いてもですね、過去の実績、経験から基づいて算出されてますので賛成といたしたいと思います。以上です。
議 長 10 番 三浦議員	ほかに討論はありませんか。 それでは平成 29 年度飯島町一般会計補正予算の第 6 号に対して賛成の立場で討論したいと思います。子どもの貧困が言われている中で就学援助費を準要保護生徒の入学準備に間に合うよう前倒しするように提案をしてきましたが、就学援助費が来年度の入学準備に間に合うよう今議会に予算計上されたことを評価して賛成といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから第 4 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 6 号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 4 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第 5 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 5 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	続いて第 6 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 6 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第 7 号議案 平成 29 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論はありませんか。

議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	これから第7号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第6 第8号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。第8号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成29年人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法が改正されたことを受け、これに準じて常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるよう改正するものでございます。実施時期は平成29年12月1日にさかのぼって行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議 長	これから討論を行います。討論はありますか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	これから第8号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第7 第9号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第9号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成29年人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法の一部の改正が行われたことに伴いまして国に準じた改正を行うものでございます。平成29年の官民給与の格差を解消するため、給料月額を平均で0.2%、期末勤勉手当を0.1月分、それぞれ引き上げを行うものでございます。実施時期は、給料につきましては平成29年4月1日に、期末勤勉手当につきましては平成29年12月1日に、それぞれさかのぼって行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろし

総務課長
議 長
6 番
浜田議員

く御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

この条例について質問を行います。この条例自身は、国の人事院勧告に従って、それにスライドする形で実施されるもんだというふうに理解しております。ところで、国の給与等の引き上げに関しましては法律が3つ出ておりまして、特別職、それから一般職の給与、それから退職金と、この3項目になっております。この中で、国の場合においてはですね、退職金について、引き上げではなくて、逆に最高97万円だと思えますけれども、の引き下げがセットになってるということになっております。したがってですね、これに準じて自治体が給与改定及び退職金改定を行うとなればですね、当然退職金の引き下げということがどこかで出てくるのではないかと思いますけども、これは町の所管事項では——議会の所管事項ではないというふうに思っておりますけども、これは公務員の処遇としては全体セットで考えるべきだというふうに考えています。したがって、この件についてですね、どういうふうになるのかということと町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

総務課長

私も飯島町の退職手当につきましては、長野県の市町村総合事務組合というところに退職員にかかわります退職手当の支給に関する事項を委任——共同処理ということで委任をしてございまして、そちらのほうの定めによりまして支給をされることとなってございます。御質問いただきました退職手当の関係、先ほど県の担当の部署のほうに確認をいたしましたけれども、1月に入って検討を始めるということで、まだ具体的なものがお示しできない段階だということで回答——担当の市町村総合事務組合のほうから回答いただいております。そういった形で、もう少し先にならないとわからないという状況でございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

町 長

今総務課長が説明申し上げましたけれども、全容をしっかりと調査した上で対応していきたいと思っております。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6 番

浜田議員

この今回の条例は処遇の改善でありますので、条例自身には賛成する立場で討論いたします。公務員もですね、やはり民間と同時にですね、それぞれが処遇を改善していく中で日本の経済の活性化も達成されると、その一部を構成するものだということで賛成とするものであります。ただ、先ほどの質問で申し上げましたように、この引き上げはですね、恐らくは間違いなく退職金の引き下げとセットであろうというふうに理解しております。これは、中国のことわざでいうですね、「朝三暮四」そのものではないかと、このことわざっていうのは、猿に「朝3粒、それから夕方4粒餌をやる」と言ったらですね、猿が怒ったので「じゃあ朝4つにしよう」と、「そのかわり夕方は3つにする」と言ったら猿が喜ん

だと、これに近いやり方ですね。公務員を猿並みに扱っていいのかということになると思いますけれども、特に失業保険もなければですね、あるいは守秘義務として退職後も非常に重い責任をしょったままその後の生活も続けなければいけない職員、例えば、飯島町でいえばですね、今の下平町長を支えて日夜奮闘している職員の全体の生活をですね、私は保障すべきであるというふうに思っております。したがって、先ほど説明のあった長野県市町村総合事務組合、これ何人かの町長さんと議長さんが議会を構成してると思いますが、そこに対してですね、国家公務員に準ずるような引き下げをしないように強く求めているいただきたいということを申し添えて賛成といたします。

議長
9 番
三浦議員

ほかに討論はありませんか。

それでは第 9 号議案、飯島町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をしたいと思います。飯島町の一般職の給与の水準は決して高くはないと思います。今回の改定は理解できるものであります。公務員の給与が企業の従業員の賃金などに影響してるとも言われております。一般職の給与の引き上げに賛成するものです。ただし、残念なことに、先ほど浜田議員も言われましたけれども、人事院勧告では国家公務員の退職手当を平均 78 万円も引き下げることもセットになっております。目先の給与を上げ、すぐは見えない退職手当の引き下げが盛り込まれているということです。退職手当の引き下げには私は反対をいたします。退職手当については、飯島町の条例では対応できませんし、議会が意見書を提出できる対象でもありません。長野県市町村総合事務組合に委ねられているということです。退職手当は今後の飯島町を支えていく若い職員にもかかわる問題でありますので、ぜひ小さな自治体の職員の退職手当の引き下げを人事院勧告どおりにするべきではないということで、退職金手当を引き下げないよう、理事者には長野県市町村総合事務組合にぜひ要請をしてほしいと願います。以上をもって賛成討論といたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 9 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、

日程第 8 第 10 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 9 第 11 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 10 第 12 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

議 長
町 長

日程第 1 1 第 1 3 号議案 平成 2 9 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 2 第 1 4 号議案 平成 2 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3 第 1 5 号議案 平成 2 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4 第 1 4 号議案 平成 2 9 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上 7 議案につきましては、一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。それでは本 7 議案について提案理由の説明を求めます。

それでは、第 10 号議案から第 16 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。まず第 1 0 号議案、平成 2 9 年度飯島町一般会計の補正予算（第 7 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模は、歳入歳出予算の総額 50 億 8, 045 万 6, 000 円は変わらず、歳出内容の補正をするものです。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては人事院勧告に基づき国に準じて実施する給与等のほか、それに伴います特別会計の繰出金を増額し、予備費で調整するものです。

続きまして第 1 1 号議案、平成 2 9 年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 3, 000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 12 億 223 万 2, 000 円とするものです。歳入につきましては人事院勧告に伴う一般会計繰入金を 9 万 3, 000 円増額するものです。歳出につきましては一般管理費の人件費を 9 万 3, 000 円増額するものです。

続きまして第 1 2 号議案、平成 2 9 年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 万 3, 000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 186 万 2, 000 円とするものです。歳入につきましては、人事院勧告に伴う一般会計繰入金を 6 万 3, 000 円増額するものです。歳出につきましては一般管理事務費の人件費を 6 万 3, 000 円増額するものです。

続きまして第 1 3 号議案、平成 2 9 年度飯島町介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 454 万 2, 000 円とするものです。歳入につきましては、人事院勧告に伴う一般会計繰入金を 12 万 1, 000 円増額するものです。歳出につきましては一般管理事務費の人件費を 12 万 1, 000 円増額するものです。

続きまして第 1 4 号議案、平成 2 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模は、歳入歳出予算の総額 3 億 9, 936 万 3, 000 円は変わらず、歳出予算の補正をするものです。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を 10 万 7, 000 円増額し、予備費で調整するものです。

続きまして第 1 5 号議案、平成 2 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模は、歳入歳出予算の総額 2 億 8, 548

万 1,000 円は変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を 7 万 8,000 円増額し、予備費で調整するものです。

続きまして第 16 号議案、平成 29 年度飯島町水道事業会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支に関する補正であります。収入につきましては変更ありません。支出につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を 8 万 7,000 円増額し、支出総額を 2 億 2,609 万 4,000 円とするものです。その他細部につきましては、第 10 号議案の一般会計については担当課長から説明申し上げ、第 11 号議案から 16 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長（補足説明）

総務課長（補足説明）

議長 提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

最初に第 10 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）について討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 10 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 11 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 11 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第 12 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

		これから第 1 2 号議案 平成 2 9 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第 1 3 号議案 平成 2 9 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 1 3 号議案 平成 2 9 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第 1 4 号議案 平成 2 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 1 4 号議案 平成 2 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	続いて第 1 5 号議案 平成 2 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 1 5 号議案 平成 2 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第 1 6 号議案 平成 2 9 年度飯島町水道事業会計補正予算(第 2 号)について討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第16号議案 平成29年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第15 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。先ほど申し上げましたとおり、去る7日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました請願、陳情等についてお手元に配付のとおり常任委員会委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これから委員長報告を求めます。
総務産業委員長	それでは総務産業委員会から陳情審査報告を申し上げます。本定例会初日12月7日、本会議におきまして本委員会に付託されました29陳情第9号 「平和って何だ」伊那谷代表角憲和氏から提出されました9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情につきまして、12月13日午前10時20分から慎重に審査の結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決しましたので御報告申し上げます。本陳情の説明人招致は協議会での多数決により行いませんでした。審査の段階で提出者の——前段です、ね、提出者の意図や記述の意味などにつきまして委員間で意見交換をし、認識を深めたところでございます。その結果、討論に入りまして「本陳情には主観的内容が多分に含まれており、議会として採択することはできないが、十分に留意すべき内容が含まれている。一方、10月の衆議院選挙を終えて憲法改正の動きも出てきたことから、飯島町議会として6月に提出いたしました慎重な憲法審議を求める意見書にもう一文加えて再提出する、このことを提案し不採択とする」という意見が出されまして、それにつきまして全員が賛成をいたしましたところでございます。よりまして、本議会としての独自の意見書を提出することをあわせた上で不採択と決しましたので報告いたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから討論、採決を行います。29陳情第9号 9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情について、討論を行います。討論はありますか。
6 番 浜田議員	本陳情を不採択とすべきという立場から討論いたします。既に陳情書が配付されておりますのでお読みいただいていると思いますけれども、率直に申しましてですね、記述においてはかなり主観的、それから文意不明の部分もございました。そういったことを含めましてですね、やはり議会の品位から考えても、これを採択するにはふさわしくない文書というふうに私としては考えるところであります。ただ、その一方、中身についてはですね、留意すべき内容もあるというふうに考えております。そこで、私としては、ただいまの委員

	長の報告のとおりですね、議会は既に6月に同じような趣旨の陳情を扱ってですね、それに基づく意見書提出しておりますので、改めて、この情勢の変化した中で議会の立場を表明すべきではないかということをつけ加えてですね、これを不採択すべきというふうに考えるとであります。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 29 陳情第 9 号 9 条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長の報告は不採択でありますが、議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立をください。 〔賛成者起立〕
議 長	起立なしでございます。したがって、29 陳情第 9 号 は不採択とすることに決定しました。
議 長	日程第 16 発議第 12 号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書についてを議題といたします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。
6 番 浜田議員	それでは種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書について提案の趣旨説明を行います。さきの通常国会で主要農産物の種子法廃止案が成立いたしました。しかしながら、この種子法はですね、これまで長らく日本の農業の品種の保護、それから生産性の向上を担ってきたものであります。現時点でこれを廃止するべき理由はないというふうに考えます。しかしながら、法律が制定してしまったわけでありますけれども、この種子を保存する役割というのは今後も継続すべきであるということですので、特に県等においては、この種子法の取り組みをですね、引き続き継続するように求めるということが意見書の主な内容であります。種子法は余り実は報道もされずに成立してしまったわけですので、若干背景についての補足説明を行っておきたいと思っております。種子法廃止が問題になったのは、実は昨年 10 月、規制改革推進会議の農業ワーキンググループで突如ですね、種子法の廃止というものが提案されて、本年 3 月に衆議院で 5 時間、それから 4 月に参議院で 5 時間という極めて短い審査の後にですね、廃止が決定されたということになります。農水省の説明によればですね、これはもともと戦後の食糧増産のための国家的な要請のために国、都道府県が主導して優良な種子の生産普及を進めると、そういう制度であったのだけれども、技術水準の向上によって品種が安定したと、それから、多様なニーズに対応するために、民間ノウハウの導入してですね、競争条件を高める必要があると、これが廃止の理由だということなわけであります。実際にそうであったのかということを検証する必要があるというふうに考えておりますけれども、実際には、昭和 27 年に設定された法律がそのままずっと継続されたわけではなくてですね、その都度状況の変化によって、

確か最近では平成18年だったと思いますけども、改定が続けられて安定な運用が政府としても推進されてきたということにまず留意いただきたいというふうに思います。それから民間の導入ということが書いたりしますけれども、実際に民間の種子をこれまで排除してきたわけではなくてですね、例えばモンサントの「とねのめぐみ」ですとか、あるいは三井科学の「みつひかり」ですとか、そのほか種子にかかわるさまざまな民間企業、たばこ、日本たばこですか、ですね、さまざまな種子もそれなりに地域では導入されてきました。しかしながら、お米や大豆といったですね、非常に長期間、しかも交配によってしか新しい種子が得られないような、長時間の作業を必要とする穀類についてはですね、やはりそれなりに県の農業試験場等が行ってきた改良が非常に有効であったということから、どちらかといえばそういう種子がこれまでも用いられてきたというのが実態でありまして、民間の競争を排除したわけでは決してないということにひとつ留意いただきたいというふうに思います。それから、海外の事情も似たり寄ったりでありましてですね、例えばアメリカではトチコフ大学、それから州の農業試験場、こういったところが種子の改良を行っている。今でも小麦の3分の2は、こういう直採取といいますか、産業的につくられたものではない。同じような事情はカナダやオーストラリア、あるいはイギリスといったですね、農業国においてもずっと続けられています。これに対して、日本で、もし種子法を廃止することになれば何が起こるかということを考えなければいけないわけですが、この種子の改良は、実は地方交付税の中に含まれて、特に県の農業試験場等で推進されているというふうに承知しております。もし、この種子法が廃止されるとですね、実は交付金の背景になっている立法根拠が失われるわけです。そうなりますとですね、そういったことも今後行われなくなる可能性があるということで、地域がずっと育ててきて改良を続けている種子の改良が、ストップしてしまうという危険が現実には迫っているというふうに私自身は考えております。私も実は、伊那の美篤にある農業試験場でですね、改良作業のための実習なんかをやったことがありますけども、非常に肥料の量等も精密にはかりながら改善の実験を進めてきた気の長い取り組みがですね、その裏づけとなる予算を失ってしまうということを私は非常に懸念するわけでありまして。それと同時に農家は、このこれまでの種子を利用した品種改良したものがアメリカによって特許法で抑えられてしまうとですね、非常に高い種子を買わざるを得なくなると、この問題もつきまとうことになると思います。もう御存じのように、野菜は既にそうなりまして、いわゆるF1、それから種子をとってもいい品種ができないというものが流通していて、その背景にはモンサント等の大企業があるということで、先ほど申し上げましたお米の種子でもですね、コシヒカリが例えば福井県で種子の代金が7,920円に対してですね、日本モンサントの「とねのめぐみ」は1万7,200円、それから業務用のお米、北海道の「きらら397」はですね、7,100円に対して三井化学の「みつひかり」は8万円という非常に高額なのが、恐らくは、その遺伝子組み換え等ですね、農薬耐性を持ったその農薬とセットで販売されることになるだろう、こんなことが懸念されるわけでありまして。そうなってくると我々の主食が非常に危険にさらされるということですね、この種子法に伴って一切の種子の改良を放棄してしまうようなことがあってはならないというふうに考えるわけでありまして。こういった

	日本が今危機にさらされている、日本の食料が危機にさらされてるっていうことを御理解の上、この意見書の議員、全議員の同意を求めまして、意見書の説明といたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 12 号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 12 号は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 17 発議第 13 号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書についてを議題といたします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
7 番 竹沢議員	それでは、私のほうから米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書についての提案説明を申し上げたいと思います。米をめぐる情勢でありますけども、平成 30 年産米から国の生産調整廃止となりまして、生産数量は目安が示されるものでございまして、具体的には市町村の農業再生協議会において主体的に取り組むこととなっております。去る 14 日の日に本県では各郡単位の目安が示されまして、19 日、あす市町村に示されまして、飯島町の生産数量につきましては営農センターの三役会をあす開催をいたしまして、26 日の小委員会に諮りまして、地区営農組合を通じまして生産農家に示していくことになるわけですが、おおむね前年並みの目標数量を確保したいなあというふうに考えておるわけでありまして、いわゆる 30 年問題もですね、ずっと我が町も米を主体につくってきたわけでありまして、今後におきましては新しい品目、米プラスワンの品目を取り組んでく、挑戦してくのが課題なのかなというふうに認識をしておるところでございまして、当町におきましては、去る 10 月 28 日、自然環境に優しい栽培方法によりまして飯島町発のブランド米、越百黄金を発表いたしまして、地元消費はもとより全国展開を始めたところでございます。国の政策によりまして戸別所得補償制度につきましては 29 年産米をもって廃止となるわけでありまして、稲作農家及び担い手法人への打撃は多々多くあるところであります。一方、皆様御案内かどうか、国は来年の 7 月施行でですね、収入保険制度創設を盛り込んだ農業保険法を 11 月の 2 日の日に公布いたしました。これはですね、対象者は農家のうち青色申告の農業者というふうに限定されておるものでありまして、一部国のほうから財政的な支援がある制度でありますけれども、これも注目していきたい、いかなければならないかなあと思っておるところであります。そこで、我が国の米価でありますけれども、ここ 3 年ほど、新聞報道でも報じられておりまして御案内かと思っておりますけれども、飼料用米の作付等によりまして、生産者米価、また消費者米を含めましてですね、若干上昇の状

況にあるわけでありますけれども、年々、我々生産者の生産費も増加する中でございまして、国において国民の食料と地域経済、また環境と国土を守るため、欧米並みですね、経営を下支えする価格下支えの制度の確立も強く求められるとこだというふうに認識するものであります。したがいまして、本意見書の提出につきまして議員各位の皆さん方の御賛同をいただくことをお願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第 13 号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 13 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 18 発議第 14 号 慎重な憲法審議を求める意見書についてを議題とします。
本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11 番

中村議員 それでは、慎重な憲法審議を求める意見書の提案理由を申し上げます。この提案に対する経過におきましては、先ほど久保島総務産業委員長等、討論等の中でもありましたので、経過は省かせていただきます。今提案内容は、本年 6 月議会で採択いただいた意見書提出のものと同じであります。10 月の衆議院選において自民党が圧勝したことにより、憲法改正により前向きな姿勢を示したことにより、改めて意見書の提出を発議するものでございます。全議員の、全議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第 14 号 慎重な憲法審議を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 19 議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。会議規則第 124 条

		の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件につきまして別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
議	長	日程第20 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。
議	長	以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町	長	12月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る7日から本日まで12日間の会期をもちまして開催されました12月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしましたすべての案件を原案どおり御議決いただきまして、まことにありがとうございました。あわせて議案審査や一般質問を通じていただきました貴重な御意見や御提案等を真摯に受けとめ、私を初め全職員が共有し、全力で行政運営に努めてまいりたいと存じます。町ににぎわいや活気を取り戻し、行政の目指す究極の目標であるみんなが安心して暮らせる豊かなまち、一言で言えば「いいまち」の実現のためには、町民の皆さんと行政がともに知恵を出し合い、汗を流して行動することが極めて大切であります。町民の皆さんには、いいまちをつくっていくために、より一層主体的、積極的なまちづくりへの御参加をお願い申し上げますとともに、議員各位には今後とも一層の御理解をお願い申し上げる次第であります。 さて、国は現在の景気の基調判断を「緩やかな回復基調が続いている」としています。確かに大企業の収益は過去最高を記録しておりますが、この主要因は、しばらく続く為替の円安基調による収益増であり、積極的な経済活動の回復によるものとは言いがたいものがあります。この円安により労せず得られた企業収益の多くは内部留保や株主配当に充てられており、生産性拡大投資や実質賃金の上昇に向けられるには至っておりません。したがって、GDPの60%を占める国民消費にも当然回復基調は見られません。日本の過去20年間のGDP成長率は0%台からマイナス成長を繰り返しており、依然としてGDPは20年前の500兆円にとどまっているところでございます。一方、世界の過去20年間のGDP成長率は中国が13倍、インドが6倍、これは後進国と言われた中国、インドが頑張っていたと、こういう数字でございます。先進国ではアメリカが2.3倍、イギリスが1.9倍、フランス、ドイツ、イタリアが低いといっても1.5倍という成長率を示しております。また、かつて世界経済のGDPの18%を占めた日本の経済力は今や6%を占めるにとどまり、日

本は相変わらずデフレから本格脱出できておりません。日本の企業の99%が中小零細企業で、労働者の70%が中小零細企業で働いていると言われております。したがって、中小零細企業の多い地方においては、人口減少に伴う生産年齢人口の減少から労働力不足が表面化して有効求人倍率が2倍近いと発表されてはいるものの、景気の浮上によるものではなく、経済の好循環にはほど遠い状況にあると言えます。その中で、来年度の国家予算はおおむね100兆円となる見込みであります。依然としてプライマリーバランス、基礎的財政収支を優先した緊縮財政を基調に組み立てられているようでございます。これは、GDPの成長やインフレ率の達成が困難な要因にもなっていると言われております。このように予算の枠を固定化する中で、毎年増加傾向の社会保障費を確保するために、国土基盤整備事業や耐震、長寿命化、また新技術開発や教育等、将来を見据えた経済成長を促す投資的財政出動がここ10数年間抑えられ続けておる状況でもございます。当町においても耐震化や長寿命化、また社会資本整備等、懸案がめじろ押しでありますけれども、国の予算編成の影響を受けてなかなかスピード感を持って進まない状況であります。こうした中、このほど第5次総合計画後期基本計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略をベースに平成30年度から平成32年度までの3カ年の実施計画を策定したところでございます。来年度の行財政運営も引き続き厳しい状況が続きますが、策定した計画に基づき安心をつくる福祉増進事業、安全をつくる安全管理事業、活気をつくる産業振興事業の3大事業の推進、また3本柱のチャレンジを具現化する政策実施を、限られた財源の中ではありますが、職員の創意工夫と意識改革をもって来年度の予算編成を進めてまいりたいと思っております。ことしも余すところ10日余りとなりましたが、議員各位には、ことし一年間の御労苦、御協力に対しまして心より御礼申し上げますとともに、いよいよ御健勝でよい年を迎えられ、飯島町発展のため一層の御活躍をされますよう御期待申し上げます。12月議会定例会の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長 以上をもって平成29年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時38分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員